

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら 協創 プラン

第1期実行計画



誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画



はじめに

「誰もが笑顔で暮らせる、 愛すべきふるさと小田原」を目指して

～おだわら協創プランの策定～

このたび、本市の概ね20年先を見据えた将来のまちの姿と、その実現に向けた考え方を総合的に示す、第7次小田原市総合計画を策定いたしました。また、第1期実行計画として、令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)の取組をまとめました。

本計画は、市民の皆様とともに目指すべき小田原の将来像を共有し、持続可能なまちづくりを進めていくための指針となるものです。

本市はこれまで、少子高齢化や人口減少の進行、気候変動による災害の激甚化、地域経済や地域コミュニティのあり方など、様々な課題に直面してきました。このような社会環境や市民ニーズが大きく変化する時代においても、市民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けることができるまちを次世代につないでいくことが、私に課せられた大きな責務であると考えています。

その思いのもと、本計画では、将来都市像として「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げました。

第7次小田原市総合計画では、この将来都市像の実現に向け、市民一人ひとりのいのちを大切にしながら、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、多様な主体が連携・協力し、互いに支え合い、共にまちをつくっていくという考え方を基本に据えています。行政だけで行えることには限界があります。市民、地域、企業、団体など、まちに関わるすべての人が当事者として関わることで、小田原らしいまちづくりを進めていく本計画は、その思いを込め、「おだわら協創プラン」といたしました。



小田原は、豊かな自然環境、歴史や文化、伝統産業、交通の利便性など、恵まれた地域資源を有しています。さらに、自治会や市民活動、地域コミュニティなど、これまで培われてきた市民の力・地域の力は、本市の大きな強みです。こうした資源や力を生かしながら、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様と将来の小田原の姿を共有しながら、日々の暮らしの中で小田原の良さを実感し、「このまちで暮らし続けたい」「このまちを大切にしたい」と思える環境づくりを進めてまいります。そして、そうした市民の思いが重なり合うことで、ふるさとへの愛着と誇りが育まれていくものと考えています。

本計画の策定に当たっては、アンケート調査や審議会等を通じて、多くの市民の皆様や有識者の皆様から貴重なご意見をいただきました。将来の小田原を思い、真摯にご意見をお寄せいただいたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

今後とも、市民の皆様をはじめ、企業や団体など小田原に関わるすべての皆様と連携しながら、将来都市像の実現に向けて取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

小田原市長 加藤 憲一



目次

序論	9
1 策定主旨	10
2 計画の構成と計画期間	11
3 時代の潮流と小田原市の現状.....	12
4 市民アンケート調査結果.....	19
基本構想	25
1 時代と社会についての認識.....	26
2 小田原の歩み～可能性と課題～	27
3 まちづくりの理念と将来都市像.....	28
4 まちづくりの目標	30
第1期実行計画の枠組み	39
1 実行計画の役割	40
2 実行計画の施策体系	42
3 施策や事業の評価による進行管理	44
4 実行計画の推進における視点.....	45
施策・詳細施策	47
施策ページの見方	48
まちづくりの目標1 いのちを大切にする小田原	
施策 1 地域福祉	50
施策 2 高齢者福祉	52
施策 3 障がい福祉	54
施策 4 健康づくり	56
施策 5 こども・子育て支援	58
施策 6 地域医療	60
施策 7 消防・救急	62
施策 8 多様性	64
まちづくりの目標2 自然環境の恵みがあふれる小田原	
施策 9 自然共生	66
施策 10 生活環境.....	68
施策 11 脱炭素	70

まちづくりの目標3 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

施策 12 子育て	72
施策 13 学校教育	74
施策 14 生涯学習	76
施策 15 市民活動・地域活動	78

まちづくりの目標4 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

施策 16 地域経済	80
施策 17 農林業	82
施策 18 水産業	84
施策 19 観光	86
施策 20 文化	88
施策 21 歴史資産	90
施策 22 スポーツ	92

まちづくりの目標5 安心して暮らすことができる小田原

施策 23 防災・減災	94
施策 24 安全・安心	96
施策 25 都市基盤	98
施策 26 生活空間	100
施策 27 上下水道	102
施策 28 行政経営	104
施策 29 デジタル化	106
施策 30 多様な主体との連携	108

協働プロジェクト

協働プロジェクト	112
1 ケアタウンの実現	114
2 地域循環共生圏の構築	116
3 こども未来共創	118
4 人と地域のつながり創出	120
5 地産地消による地域経済循環	122
6 小田原ならではの文化によるまちづくり	124
7 未来を創る都市デザイン	126

資料編

1 主な策定経過	130
2 市民参画	132
3 総合計画審議会	135
4 主な個別計画	144
5 指標一覧	150

絵画コンクール優秀作品

第7次小田原市総合計画の策定に当たって、小田原の将来の姿を市民の皆様と共有するとともに、将来を担う子どもたちにも計画づくりに参加していただくために、「えがおがあふれる わたしのふるさと小田原」をテーマに、小・中学生を対象に絵画を募集しました。283点の応募があり、その中から6点の優秀作品を選出しました。

■小学生下学年の部



「おだわら城」

下曾我小学校2年 新井 ひかりさん

■小学生上学年の部



「小田原ボクの好きなもの」

富士見小学校5年 加藤 清斗さん

■小学生上学年の部



「カラフルおだわら」

豊川小学校5年 細野 拓己さん

表紙には、小田原市内の小・中学生から募集した絵画作品(応募総数283点)を使用しています。



「小田原のたから」
町田小学校2年 室伏 萩太さん

■小学生下学年の部

■中学生の部



「ウメえな小田原」
千代中学校1年 渡邊 愛菜さん

■中学生の部



「相州小田原遠景」
城山中学校2年 山田 久史さん

※学年は募集当時のものです。

誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

序論

- 1 策定主旨
- 2 計画の構成と計画期間
- 3 時代の潮流と小田原市の現状

1 策定主旨

令和3年度(2021年度)に策定した第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」では「世界が憧れるまち“小田原”」を将来都市像に掲げ、「豊かな環境の継承」を土台とした「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化を目標として、将来都市像の実現に向け、「人口20万人規模の都市」を目指し、各種取組を推進してきました。

当時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、人々の命を守るため、感染拡大防止策を最優先とする対応が求められていました。一方で、経済活動の停滞や地域社会の機能低下を回避し、持続可能な社会を維持していくためには、地域経済や住民生活を支える施策の継続も必要であり、感染拡大防止とまちの持続可能性を両立させることが大きな課題となっていました。

現在、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」へと位置付けが変更され、様々な制限も解かれています。コロナ禍の影響は医療や福祉、経済など様々な分野に及んでいます。これにより、社会構造や価値観、暮らし方、働き方など、人々の行動や意識は大きく変化し、コロナ禍以前とは異なる社会環境が形成されています。また、人口減少や少子高齢化といった構造的な課題も、より一層深刻さを増しており、特に地方都市においては、人口規模の維持にとどまらず、医療や福祉、教育、防災、地域交通、地域コミュニティなどの暮らしを支える基礎的な機能を、誰がどのように担い、持続的な仕組みとして次世代へどのように引き継いでいくかという「持続可能性」の確保が重要なテーマとなっています。

こうした社会の不確実性が高まる中であっても、本市がこれまでも取り組んできた、市民が主役のまちづくりや、企業や各種団体、大学等の様々な主体と共に進めるまちづくりを継続し、市民、地域、企業が持つ力を最大限に生かすことが重要です。また、生活に不可欠な基盤については、行政区域を超えた広域的な視点に立ち、地域圏で連携して整えることによって、小田原を持続可能なまちへと発展させていく必要があります。

そこで、令和7年(2025年)3月に新たなまちづくりの方向性を示す「小田原市基本構想」を策定しました。あわせて、「小田原市基本構想」で掲げた将来都市像やまちづくりの理念・目標の実現に向け、その実践を強力に推進していくため、本市のまちづくりにおける今後の戦略やビジョンを明確化しつつ、具体的な取組などを体系的に整理した「第7次小田原市総合計画第1期実行計画」(以下、「第1期実行計画」という。)を策定するものです。

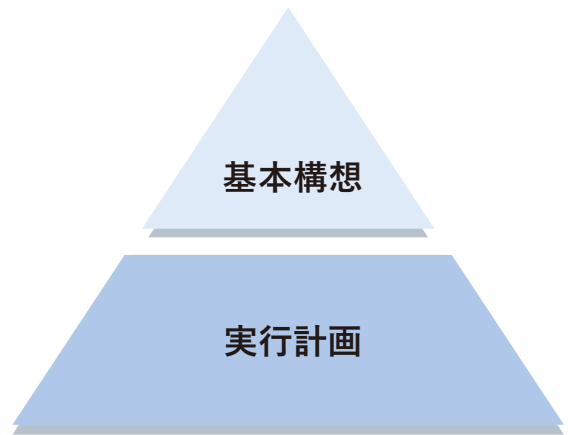
第7次総合計画では、人口減少や財政制約といった状況下においても持続可能なまちづくりを進めるため、地域に存在する様々な資源を最大限に生かすこと、そして、市民や企業、各種団体、大学など多様な主体との協働を質的に深化させながら、課題解決と価値創出に取り組むことを重視します。



2 計画の構成と計画期間

1 計画の構成

第7次総合計画は、まちづくりの理念や将来都市像、まちづくりの目標などを示す「基本構想」と、計画期間中に取り組む事業などを示す「実行計画」の2層構造とします。なお、総合計画は、本市が取り組むすべての分野に関する内容を記載しているため、誰にとっても分かりやすく、本市のまちづくりの進め方に対する理解を深めることができるような内容であることが重要です。



2 計画期間

「小田原市基本構想」では、目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しました。第1期実行計画は、計画期間を令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間とし、第2期実行計画以降、1期4年の計画期間を基本とします。



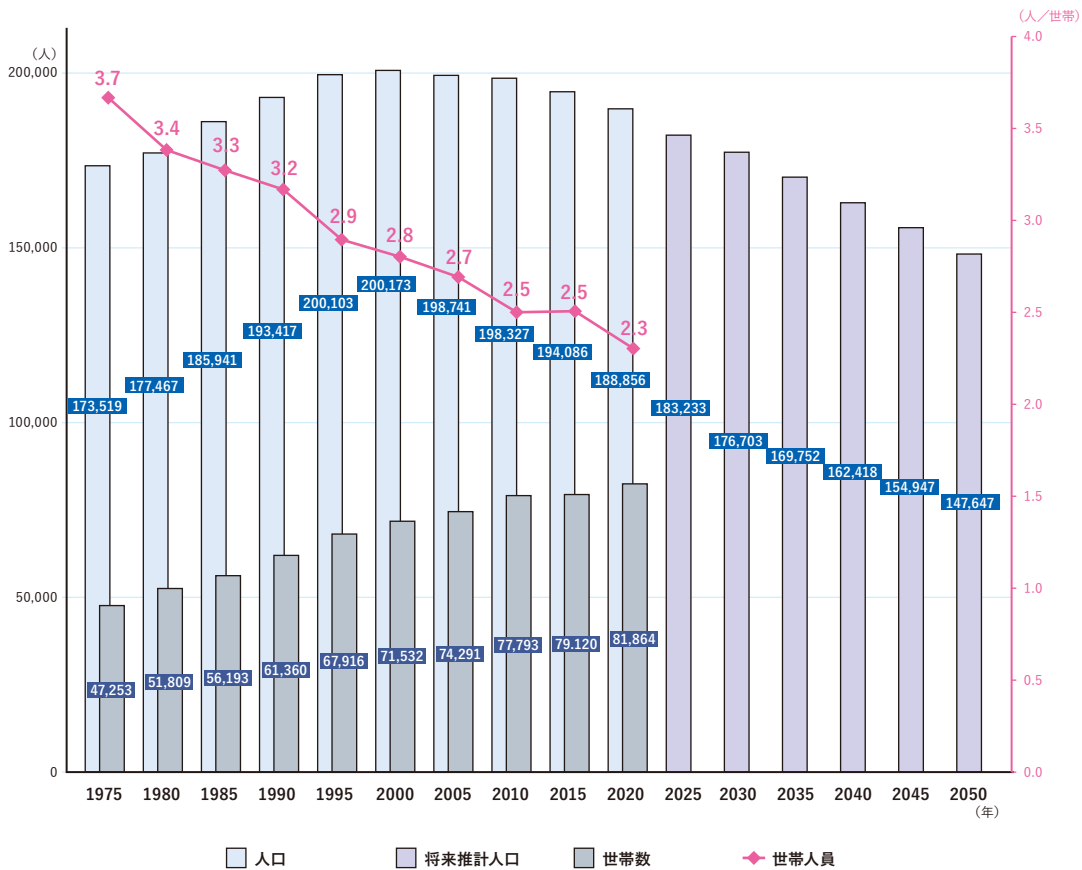
3 時代の潮流と 小田原市の現状

1 人口減少と少子高齢化の進行



本市の総人口は、全国的な少子高齢化の動向と同じく、平成11年（1999年）の200,692人をピークに減少傾向が続き、令和に入った時点で約19万人、令和8年（2026年）1月時点で約18万5千人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和8年1月時点で約8万6千世帯、1世帯当たりの人員は約2.1人となっており、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が伺えます。

また、全国的な非婚化・晩婚化の進行は少子化を加速させており、本市においても出生数が減少しているとともに、高齢化の進行により死亡数が増加し、平成17年（2005年）以降、出生数が死亡数を下回る自然減の状態が継続しています。一方で、コロナ禍を契機とした働き方やライフスタイルの変化等を背景に、令和3年（2021年）以降は転入数が転出数を



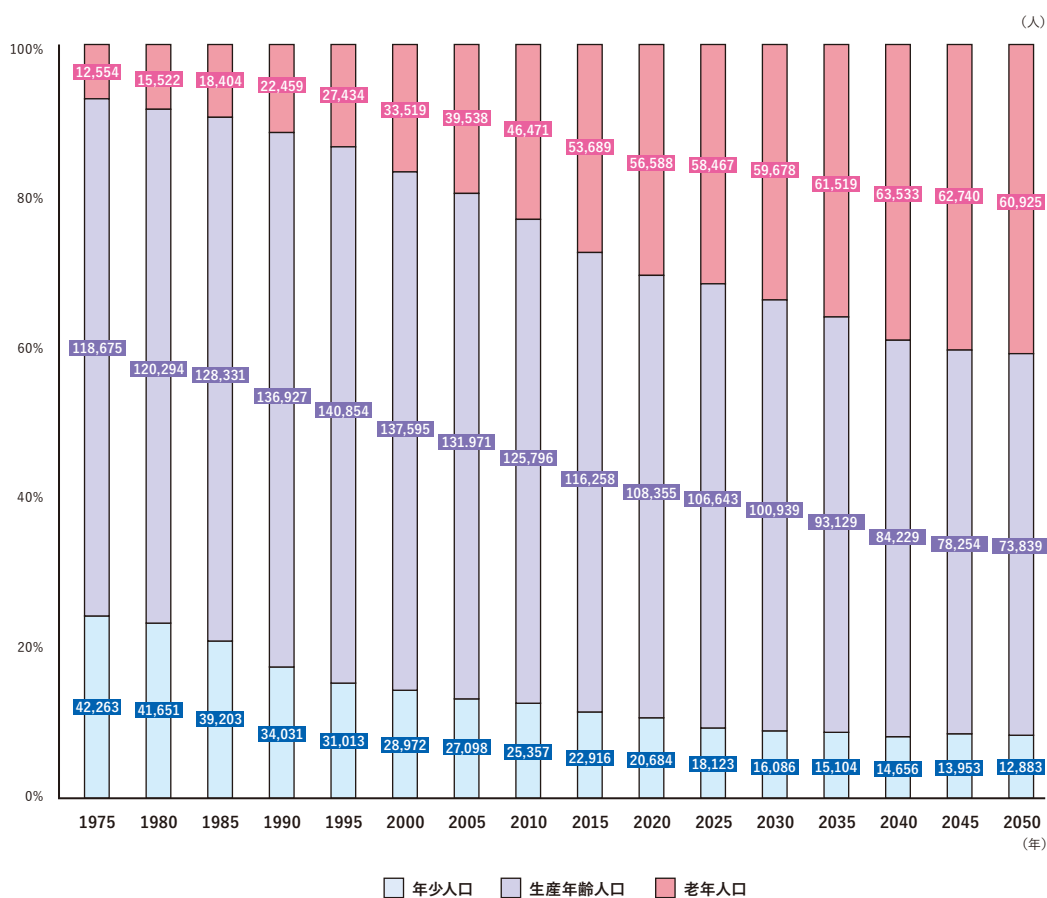
【本市の総人口・世帯数・世帯人員の推移及び推計】

出所：2020年までは国勢調査による人口・世帯数、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

上回る社会増の傾向が継続しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(令和5年推計)によると、令和32年(2050年)における本市の総人口は約14万8千人と見込まれており、年少人口(0歳～14歳)は約1万3千人、生産年齢人口(15歳～64歳)は約7万4千人、老年人口(65歳以上)は約6万1千人になると推計されています。現在と比較すると、総人口は約3万7千人減少する見込みであり、少子高齢化の進行が一層顕著になることが想定されています。

こうした人口構造の変化を前提としながら、人口減少・少子高齢化に伴って生じる様々な課題に対し、市民が将来にわたって安心して暮らし続けることができる持続可能な地域社会の構築が求められています。



【本市の年齢3区分別人口比率の推移】

出所:2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

3 時代の潮流と小田原市の現状

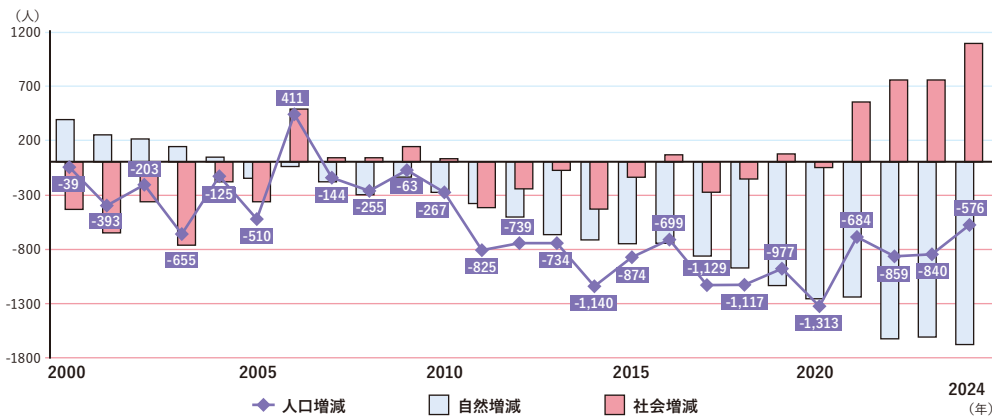
2 ライフスタイルの変化と関係人口の可能性



近年、日本国内では、農林水産業や地方産業、地域活動など様々な分野における担い手不足が深刻な問題となっており、この背景には、人口減少や少子高齢化、都市への人口集中といった構造的な要因があります。一方で、コロナ禍を契機にテレワークの普及や二地域居住といった新たな働き方・暮らし方が広がり、都市部から地方への移住や地域との多様な関わり方を志向する動きも見られるようになっていきます。特に若者を中心に、いわゆる田園回帰として、農山漁村地域への関心が高まっている状況が見られています。

こうした価値観やライフスタイルの変化を踏まえ、従来地域において重要視されていた市民、団体、企業、行政など多様な主体による連携に加えて、他の地域から何らかのかたちで継続的に関わる「関係人口」とも連携したまちづくりを進めていく必要性が高まっています。

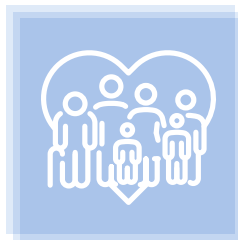
本市においては、首都圏からのアクセスに優れた立地条件や、豊かな自然環境といった特性を生かし、都市間交流の推進等により、地域との関わりを持つ人々を広げていくことが重要となります。



【本市の人口動態の年次推移】

出所：「神奈川県人口統計調査」

3 価値観の多様化と尊重



近年、国内ではジェンダー平等や多文化共生、LGBT等への理解促進、障がい者支援などを巡る社会的議論が活発化しています。これに伴い、行政や企業においても、多様性を尊重する取組が進められ、地方公共団体によるパートナーシップ制度の導入も広がっています。

本市では、平成31年(2019年)に「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入しました。その後、令和7年(2025年)には県西地域の2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)でパートナーシップ宣誓に関する協定を締結し、対象等を拡大した「小田原市パートナーシップ宣誓制度」へ移行するなど、本市の人権施策推進指針に掲げる基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」の実現に向けた取組を進めています。

今後、こうした取組を継続しながら、市民の多様な価値観を柔軟に受け入れ、一人ひとりが尊重される、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちの構築が重要となります。

4 経済・産業構造の変化と地域資源の可能性



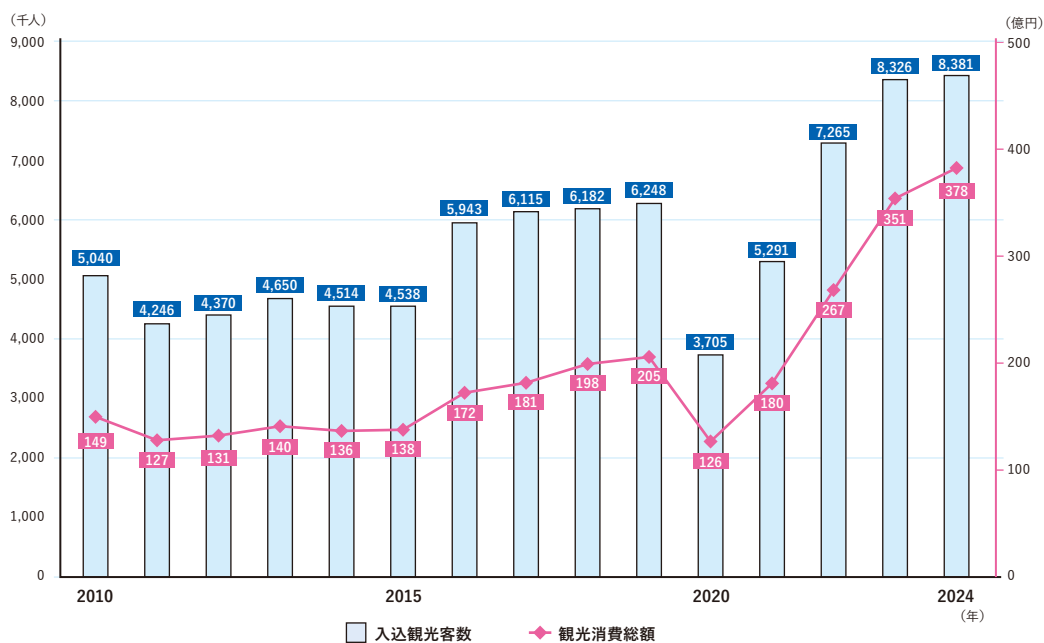
ICT（情報通信技術）や再生可能エネルギー技術の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動や人々の行動様式に大きな影響を与えました。その後、感染症の位置付けが5類感染症へ移行したことにより、人の移動が回復し、個人消費や観光需要の回復が見られるようになっていきます。

一方で、国際情勢の不安定化を背景に、原油やエネルギー価格の高騰が続き、原材料費や物流費の上昇などを通じて、物価全体に影響を及ぼしています。また、国内では、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少が続く中、テレワークやフリーランスなど多様な働き方が広がり、企業においても人材確保や雇用のあり方に変化が生じています。加えて、デジタル技術の急速な発展により、事業活動や消費者との関係性の構築にも変化が見られます。

こうした社会経済環境の変化の中で、本市の事業者もコロナ禍において大きな影響を受けましたが、5類感染症への移行後は観光客数が回復し、その数は過去最多を更新するに至りました。一方で、人手不足への対応、働き方の多様化への適応、デジタル技術を活用した競争の激化、物価上昇等によるコスト増加など、経営を取り巻く環境には、引き続き多くの課題が存在しています。

本市には、農林水産業を支える自然環境や素材、伝統的なものづくりの技術、歴史的資産、首都圏からの交通利便性といった、多様な地域資源が存在しています。これらの資源は、地域経済や産業活動と深く関わってきたものであり、今後の活用のあり方によっては、新たな付加価値の創出につながる可能性があります。

地域経済の持続的な発展を図るためには、行政や関連団体、事業者などが連携し、地域資源の価値を改めて整理・共有するとともに、デジタル技術や新しい働き方、事業モデルを取り入れながら、変化する社会環境に対応した取組を推進していくことが重要となります。



【本市の入込観光客数及び観光消費総額の年次推移】

出所：神奈川県入込観光客調査

3 時代の潮流と小田原市の現状

5 環境問題の深刻化と対応



近年、気候変動の進行や自然災害の頻発、生物多様性の損失といった地球規模の環境問題が顕在化しています。局地的な豪雨や猛暑等、人々の安全・安心を脅かすと同時に、海水温の上昇の影響による漁獲量や魚種構成の変化など、地域の産業活動にも深刻な影響を与えており、これらの背景には、人間の経済活動が環境に与えてきた負荷の蓄積があると指摘されています。経済活動は、環境を土台として成り立つものであることから、経済と環境の調和が重要な課題となっています。

本市は、箱根外輪山の森林、丘陵地や田園、酒匂川水系、相模湾の漁場など、森里川海オーリンワンの豊かな自然環境に恵まれた地域です。これらの自然環境は、地域の風土や文化の形成に寄与するとともに、農林水産業や観光などの産業活動の基盤にもなっています。

本市ではこれまで、地域課題を経済性や社会性を伴う取組により解決していくことによって、自然環境の保全と活用が活発化し、それを次世代へ継承する「地域循環共生圏」の構築を目指し、市民、団体、企業等と連携しながら、エネルギー自給をはじめ、森林・里山の整備や環境保全とその活用等に取り組んできました。また、脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化の緩和につながる設備の導入支援や再生可能エネルギーの利用促進にも努めています。

今後は、これまでの取組の成果や課題を整理しつつ、市民、団体、企業等との連携を強化しながら環境問題の解決に向けて取り組みつつ、ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性の保全にも力を注ぎ、環境保全と経済活動との調和を図り、自然と共生する持続可能な環境を次世代へ引き継いでいくことが重要となります。

6 デジタル化の進展



デジタル技術の進展により、人々の暮らし方や働き方、情報の取得や人と人のつながり方などが大きく変化しています。人工知能（AI）やIoT^{*1}、クラウド技術などの活用が進み、行政・教育・医療・産業など、あらゆる分野で、業務の効率化やサービスの高度化が図られています。地方公共団体においても、行政サービスの質の向上や業務効率化を目的として、積極的なDX（デジタルトランスフォーメーション）^{*2}の取組が進められています。一方で、デジタル技術の活用状況には個人差があるため、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにすることも重要な視点となっています。

本市においても、新たな技術やサービスを積極的に導入し、行政手続のオンライン化や窓口のキャッシュレス化に加え、生成AIの更なる活用を検討しています。加えて、市民へのデジタルデバインド^{*3}解消に向けた取組も進めています。

今後は、デジタル化の必要性や費用対効果などを見定めながら取組を進めることで、市民の利便性向上と、行政事務の効率化の両立を図るなど、デジタル技術を効果的に活用していくことが求められます。

7 こどもを取り巻く環境の変化と対応

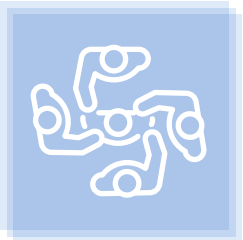


近年、社会の急速な変化に伴い、経済格差や教育格差、家族構造に変化が生じ、デジタル技術の普及や社会の多様化の進展なども相まって、こどもたちが直面する課題は複雑化・多様化しています。生活面や精神面で困難を抱えるこどもたちへの支援や、支援を必要とするこどもを適切につなぐ体制の強化が、ますます重要となっています。こうした状況を背景に、こどもがその権利を享受し、自らの可能性を最大限に伸ばすことができる環境を整えることは国全体の課題となっています。

本市では、このような状況を踏まえ、令和7年(2025年)3月に策定した「小田原市こども計画」に基づき、未就学児や小中学生の育ち・子育て支援と、青少年・若者への支援を、幼児期から青年期までライフステージを通じて一体的に行っています。

こどもは、まちの未来を担うかけがえのない存在です。すべてのこどもたちが、地域と関わりを持ちながら、様々な経験を通して社会をつくる力を身に付けることができるよう、その成長を支援するとともに、多様な可能性を伸ばしていくことができる環境を整えることが必要です。

8 支え合う地域社会の必要性



人口減少や少子高齢化の進行に加え、家族構成の変化や地縁関係の希薄化などが進む中、地域における支え合いのあり方にも変化が生じています。年齢や障がいの有無、家庭環境などの違いに関わらず、誰もが住み慣れた場所で、自分らしく、安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが地域における様々な課題を我が事として捉え、地域社会全体で助け合い、支え合う仕組みが必要です。同時に、行政や福祉事業者による福祉サービスを拡充し、相互の連携を強化して、誰一人取り残さないよう公的なセーフティネットの充実を図ることも必要です。

本市では、誰一人取り残さない支え合いの地域社会を目指す「ケアタウン構想」に基づき、地域や関係機関と連携しながら、様々な事業に取り組み、活動を促進するなど支え合いの仕組みづくりに取り組んできました。

今後も、誰かの助けが必要なときに、必ず誰かが手を差し伸べる地域を目指し、普段から顔が見える関係性を育むなど、互いに気遣い、共に支え合う社会を構築していくことが求められます。

9 地域コミュニティの現状と機能維持の重要性



人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした地域の現場で複雑化する地域課題を解決するには、行政だけでなく、市民、企業、NPO、地域活動団体など、多様な主体が連携し、変化に対応していくことが不可欠です。そして、より多くの地域住民が活動に関わり、現場視点と多様な経験や知識を生かすことで、課題解決の実効性と活動の持続可能性は高まっていきます。

本市では、住民共助の基盤としての自治会組織や地区社会福祉協議会などの各種地域活動団体に加え、地域コミュニティ組織は全地区で設立されており、地域課題を共有して活動を担い合う自治の基盤が整っています。一方で、担い手不足や役員の高齢化、自治会加入率の低下と地域への関心の希薄化、多様なニーズへの対応といった課題も顕在化しています。行政が地域活動の伴走支援を行い地域の負担軽減を図りながら、地域住民が活動に参加しやすく、つながりを実感できる取組を積み重ねることで、地域コミュニティの機能を維持し、持続可能な地域社会の形成につなげていくことが重要となります。

用語解説

※1 IoT
Internet of Things の略。モノをインターネットに接続する技術。

※2 DX (デジタルトランスフォーメーション)
情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※3 デジタルデバイド
インターネットなどを利用することにより、デジタル化の恩恵を受けることのできる人と、できない人の間に生じる格差のこと。

3 時代の潮流と小田原市の現状

10 まちの老朽化への対応



小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業の完了により、駅前空間の整備が進み、都市景観に変化が見られます。一方で、商業ビルや住宅などの建築物については老朽化が進んでいるものも多く、建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期に差し掛かっていることを示しています。また、高度経済成長期を中心に集中的に整備された公共施設や橋りょう、道路などの公共インフラについても、供用開始から長い年月が経過しており、耐用年数の到来や劣化の進行が課題となっています。これに伴い、修繕や更新の必要性が高まっており、地域の安全性確保や機能維持の観点から、計画的な対応が求められます。

公共施設や都市基盤は、市民生活の安全・安心や利便性を支える基盤であるとともに、地域経済活動やまちの魅力にも影響を与える要素です。そのため、公共施設等の維持管理や災害対策の推進のほか、道路や橋りょうなどの公共インフラの現状を把握し、中長期的な視点に立った整備や維持管理を進めていくことが必要となります。

今後は、公共施設の更新・長寿命化や機能の集約・再編を含めた検討を進めるとともに、災害への備えや都市機能の向上を図りながら、既成市街地の効率的な整備を通じて、暮らしやすく持続可能な都市環境の形成に取り組んでいくことが必要となります。

11 行政改革の必要性



少子高齢化の進行や社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化への対応などを背景に、地方公共団体を取り巻く財政環境は全国的に厳しさを増しています。限られた財源の中で、多様化・高度化する行政需要に対応していくためには、行政運営の効率化や事業の見直しを進めることが不可欠となっています。あわせて、デジタル技術の活用による行政手続の簡素化や市民サービスのオンライン化を進めることで市民生活全体の利便性を向上させることも重要です。

本市においても、人口減少や少子高齢化の影響により、市税など歳入の大幅な増加が見込みにくい状況にある一方で、扶助費や医療・介護保険に係る繰出金など、社会保障関係費は増加傾向にあります。また、行政サービスを担う職員についても急激な増員は難しく、限られた人的資源の中で行政運営を行う必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では「第3次行政改革実行計画」に基づき、デジタル技術を活用した業務効率化や市有施設の省エネルギー・再生エネルギー設備の導入による経費削減、ふるさと納税制度の積極的な活用による歳入確保など、様々な取組を進めてきました。

今後も、将来にわたり持続可能な行政運営体制を維持していくためには、厳格な優先順位付けに基づく事業の見直しや事務の効率化による経費削減などに加え、多様な主体との連携を進めることなどにより、人的・財政的資源の余力を生み出し、今後生じる様々な行政ニーズ(財政需要)に備えていく必要があります。

4 市民アンケート調査結果

計画を策定する上で不可欠な、本市の都市イメージや、施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識を把握するための市民アンケート調査を実施しました。

1 調査概要

調査対象: 住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民から無作為で抽出された3,000人
 調査期間: 令和7年(2025年)4月23日(水)から令和7年(2025年)5月12日(月)
 調査方法: 郵送配布、郵送及びウェブによる回収
 配布・回収:

配布	回収			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000人	1,505人	1,080人	425人	50.2%

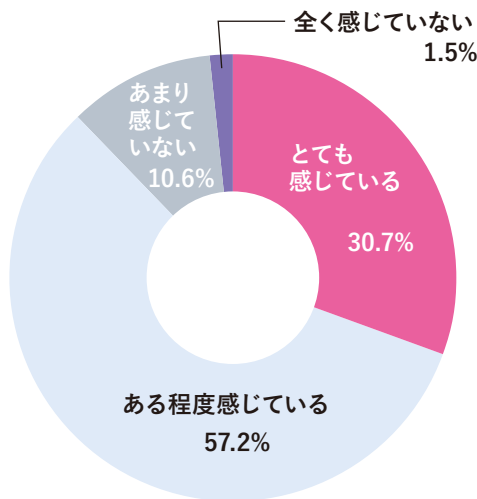
2 結果概要

小田原市に対して持つイメージ

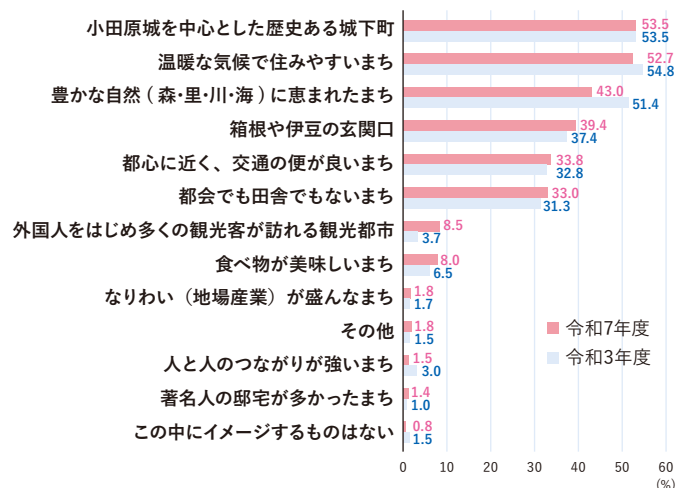
「小田原市に愛着を感じているか」については、「とても感じている」30.7%、「ある程度感じている」57.2%で、9割近くの方が愛着を感じています。

小田原市のイメージは「小田原城を中心とした歴史ある城下町」53.5%、「温暖な気候で住みやすいまち」52.7%、「豊かな自然(森・里・川・海)に恵まれたまち」43.0%が高い割合を占めている一方で、「なりわい(地場産業)が盛んなまち」1.8%、「人と人のつながりが強いまち」1.5%、「著名人の邸宅が多かったまち」1.4%は低い割合となっています。

令和3年度(2021年度)と比較すると、「豊かな自然(森・里・川・海)に恵まれたまち」は若干少なくなりましたが、大きな変化は見られません。



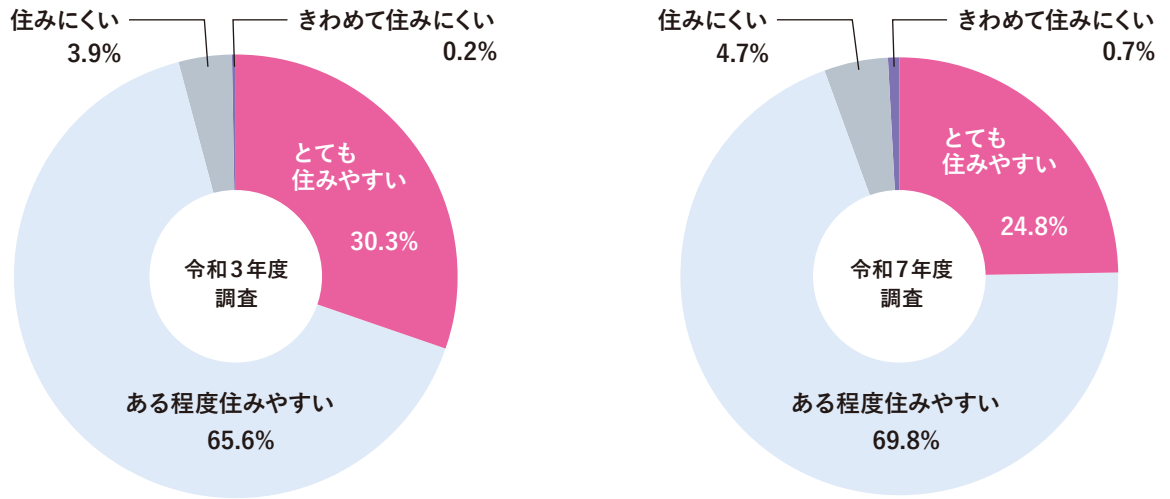
【小田原市に愛着を感じているか】



【小田原市に対して持つイメージ】

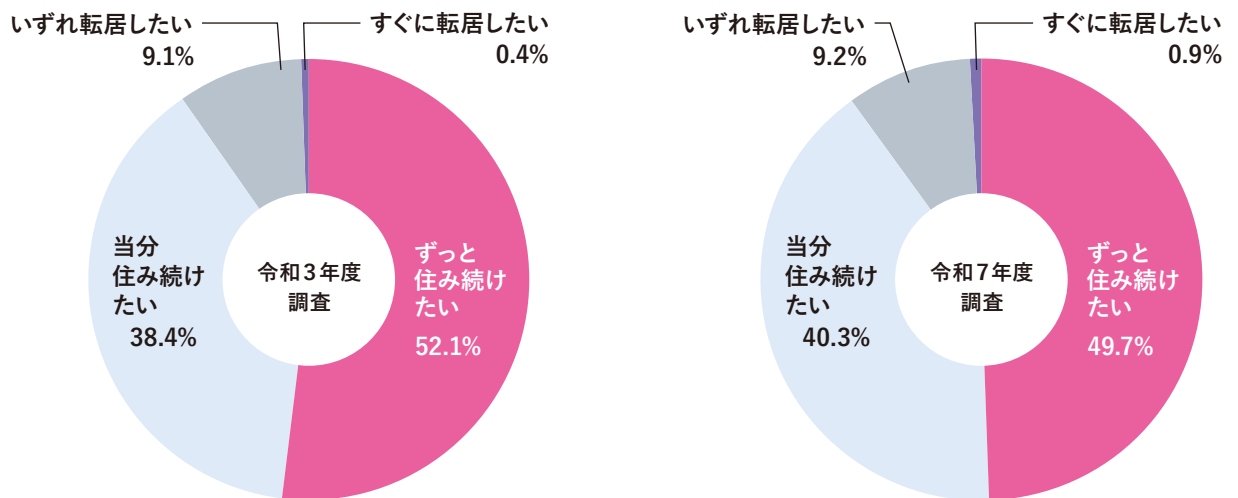
4 市民アンケート調査結果

「小田原市は住みやすいまちだと思うか」については、「とても住みやすい」24.8%、「ある程度住みやすい」69.8%で、9割以上の人が住みやすいと感じています。



【小田原市は住みやすいまちと思うか】

「今後も小田原市に住み続けたいと思うか」については、「ずっと住み続けたい」49.7%、「当分住み続けたい」40.3%で、9割の人が住み続けたいと答えています。「住みやすい」、「住み続けたい」それぞれの回答割合について、令和3年度(2021年度)と比較すると、大きな変化は見られません。

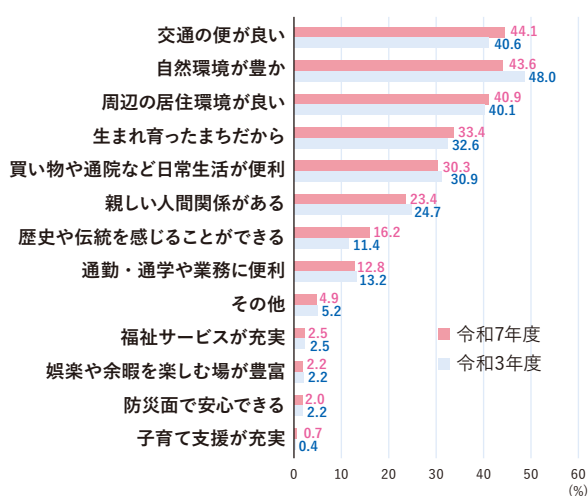


【今後も小田原市に住み続けたいか】

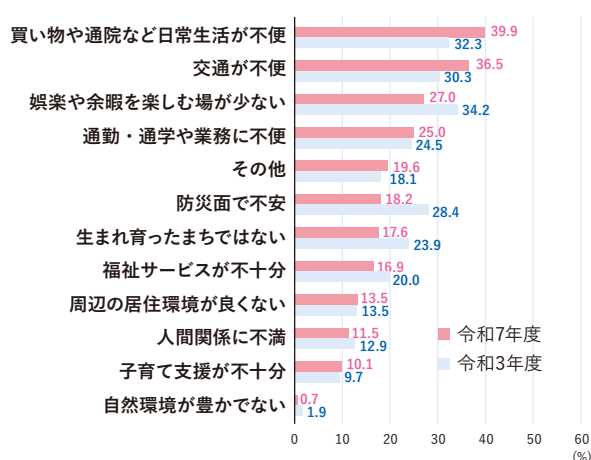
住み続けたい理由は、「交通の便が良い」44.1%、「自然環境が豊か」43.6%、「周辺の居住環境が良い」40.9%の順となり、転居したい理由としては、「買い物や通院など日常生活が不便」39.9%、「交通が不便」36.5%の順となっています。

令和3年度(2021年度)と比較すると、住み続けたい理由では「自然環境が豊か」が若干少なくなりましたが、大きな変化は見られません。

転居したい理由では「買物や通院など日常生活が不便」、「交通が不便」は多くなっている一方で、「防災面で不安」は減少しています。



【小田原市に住み続けたい理由】



【小田原市から転居したい理由】

施策に対する満足度と重要度

本市の施策に対する満足度・重要度は次のとおりとなっています。

満足度・重要度ともに高いものは「消防・救急体制の充実」、「防災対策」、「廃棄物の減量化と資源化・環境美化」、「上下水道の整備」となっており、満足度・重要度ともに低いものは、「障がい者福祉の充実」、「企業誘致・新しい働き方の推進」、「商工業の振興」、「農林業の振興」、「脱炭素社会の実現に向けた取組」、「環境保全対策の充実」となっています。



【施策に対する満足度・重要度】

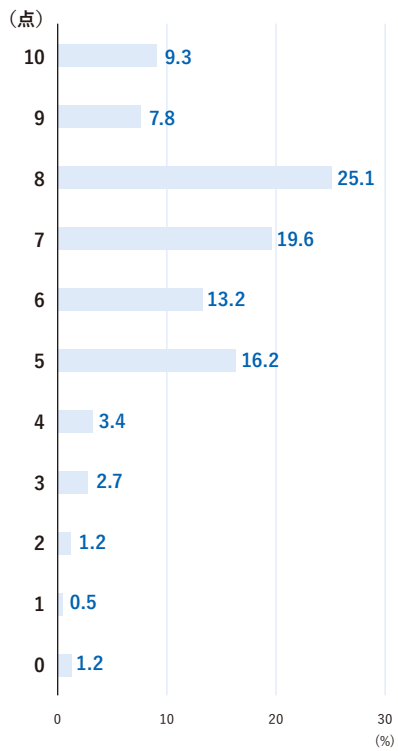
4 市民アンケート調査結果

幸福度

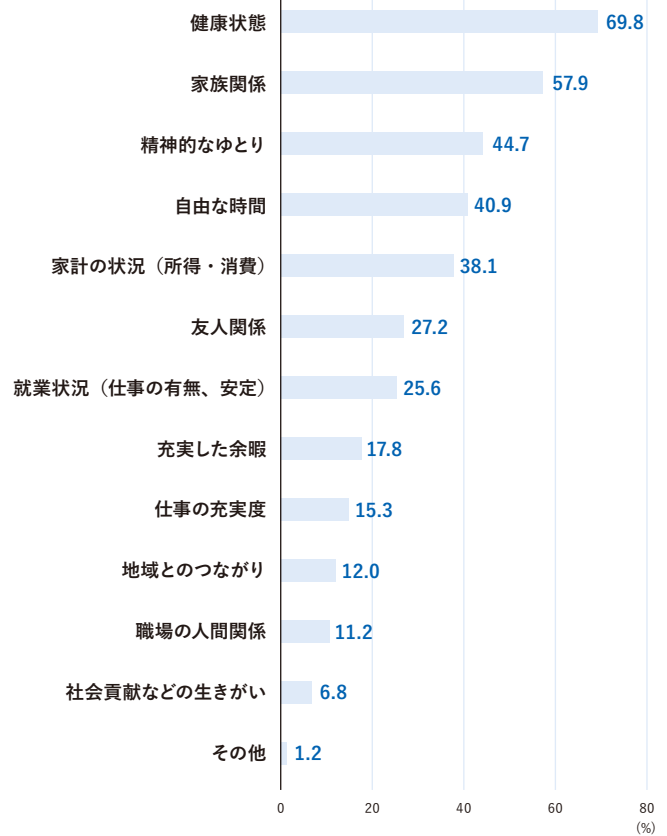
「現在あなたはどれくらい幸せだと感じているか」について、0～10点で選択をしていただいたところ、最も多かったのは「8点」で、次いで「7点」、「5点」となりました。10点満点中の中間からやや高めの評価に集中しています。

「幸せを判断する際に重視した点」については、「健康状態」、「家族関係」、「精神的なゆとり」、「自由な時間」、「家計の状況(所得・消費)」が高い割合を占めています。

幸福感については個人の状況や価値観によって判断が分かれることが推察でき、より多くの人が満足できるまちの実現に向けては幅広い視点での取組が必要であると考えられます。



【どれくらい幸せだと感じているか】

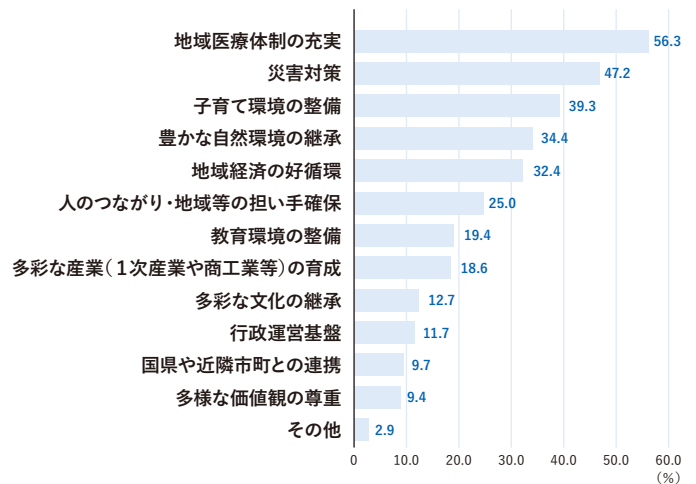
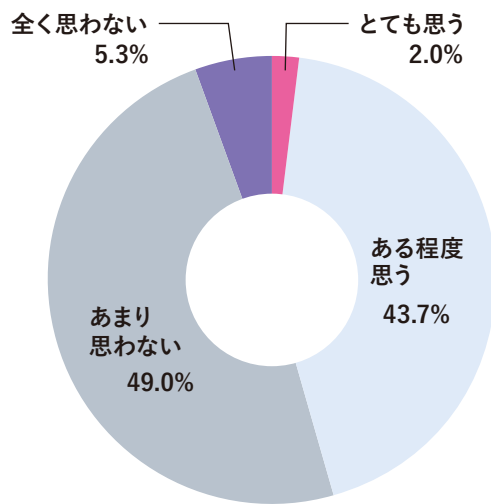


【幸せを判断する際に重視した点】

持続可能なまちづくり

「小田原市は持続可能なまちづくりが進んでいると思うか」については、「とても思う」2.0%、「ある程度思う」43.7%で、持続可能なまちづくりが進んでいると思う人は5割未満となっています。

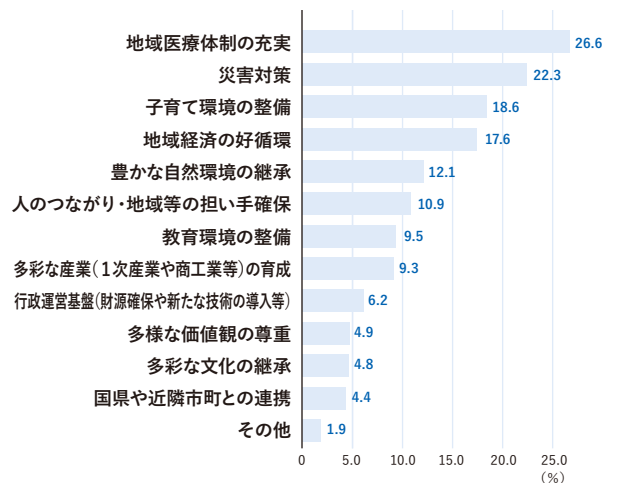
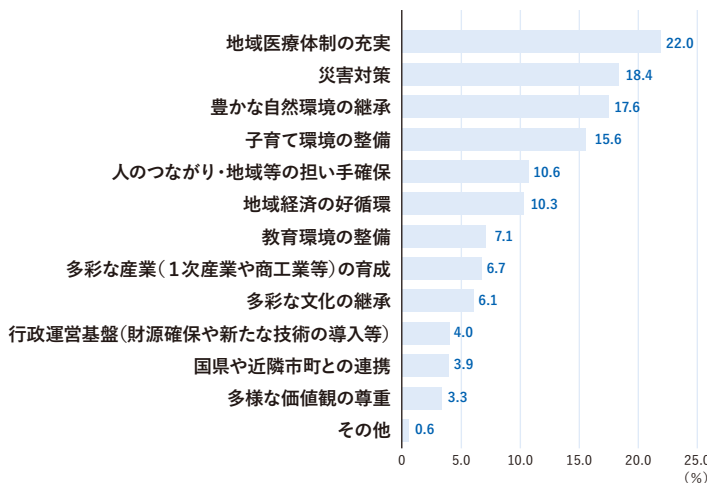
「まちが持続可能であるためにどのような取組が重要だと思うか」については、「地域医療体制の充実」56.3%、「災害対策」47.2%、「子育て環境の整備」39.3%、「豊かな自然環境の継承」34.4%、「地域経済の好循環」32.4%が高い割合を占めている一方で、「行政運営基盤」11.7%、「国県や近隣市町との連携」9.7%、「多様な価値観の尊重」9.4%は低い割合です。



【小田原市は持続可能なまちづくりが進んでいると思うか】

【まちが持続可能であるために重要な取組】

また、「持続可能なまちづくりが進んでいると思う人」、「持続可能なまちづくりが進んでいると思わない人」それぞれが重要と考える取組の傾向を比較すると、両者ともに「地域医療体制の充実」や「災害対策」、「子育て環境の整備」などを重要と捉えています。



【持続可能なまちづくりが進んでいると思う人が選ぶ重要な取組】

【持続可能なまちづくりが進んでいない人が選ぶ重要な取組】



誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、本基本構想では目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しています。

基本構想

- 1 時代と社会についての認識
- 2 小田原の歩み～可能性と課題～
- 3 まちづくりの理念と将来都市像
- 4 まちづくりの目標

1 時代と社会についての認識

我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに21世紀の幕が開きました。

それから20年余、我が国の社会状況は、一層先行きの不透明感が増しています。我が国全体の人口は平成20年(2008年)をピークに減少の局面に入りました。これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋りょう等を含む公共施設の老朽化、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境問題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。

地方行政を取り巻く環境も大きく変わりました。地方分権一括法の施行を受け、従来の中央集権的な行政のあり方が抜本的に見直され、全国の地方都市はそれぞれの特徴を生かしつつ実情に応じた地域運営に努めてきました。また、大規模な震災や激甚化する風水害の経験を経て、安全・安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がりました。さらに、情報化が目覚ましく進展したことや、多様な個性や価値観が尊重されるようになったことなどにより、人々の生活様式も大きく変化してきました。

こうした変化の中で、私たちは困難な現実から目を背けることなく、多様な幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面する課題群を乗り越えるために、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。



2 小田原の歩み～可能性と課題～

小田原は、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林に、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山並みに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、森里川海がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。また、新幹線が停車する小田原駅をはじめ、鉄道駅が18駅配置されていることや、小田原厚木道路・西湘バイパスが整備されているなど、都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい交通利便性の高いまちです。

過去20年における本市のまちづくりを振り返ると、小田原駅とその周辺の市街地整備や小田原三の丸ホールの整備、小田原城天守閣の大改修等により、中心拠点の機能性と利便性の向上が図られてきました。また、国からSDGs未来都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めるとともに、市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組む過程で、自らのまちをより良くしようとの思いで行動し実践する市民の力や、直面する地域課題に対してテーマを共有して支え合う地域の力も根付いてきました。

あわせて、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍を経て、小田原暮らしの魅力を訴求した移住定住促進策等による社会増や、マイクロツーリズム等の時代に即し、ニーズを捉えた観光誘客による入込観光客数の増加等、新たな人々の流入が生まれています。

こうした状況から小田原は、その恵まれた地域資源や地理的特性の上に、実践の中で培われてきたまちづくりのノウハウや市民の力と地域の力、さらに、新たな人々の流入といった要素をつなぎ合わせていくことで、より豊かなまちとなる可能性を秘めています。

一方で、他の地方都市と同様に人口減少や少子高齢化に歯止めはかかっておらず、大規模事業所の撤退や商店街を構成する店舗等の減少、農林水産業や商工業等広い分野における地域経済の担い手不足と高齢化等、経済面での課題が広範に及んでいます。あわせて、増え続ける社会保障関連の支出、地域コミュニティ活動の担い手不足、公共施設や学校施設等の一斉の老朽化、今後控えている大規模な投資事業に向けた財源確保等、様々な課題が存在しています。



3 まちづくりの理念と将来都市像

1 まちづくりの理念

これまで本市では、まちづくりの目標の柱に人口増加を掲げていました。しかし、国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、人口構造の変化を正面から受け止めつつ、地域課題の解決を果たしていくことが必要です。本基本構想では目標人口を設定しないものの、出生増や社会増を図る取組を継続するとともに、まち自体が持つ力を高め、その生産性を向上させて、持続可能な地域社会の創造を目指します。

その歩みを進める上では、地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりに取り組んでいきます。

豊富な地域資源や多彩な人材に恵まれた小田原は、厳しい社会環境の中にあっても、誰もが安心して暮らせる地域社会となる道筋を示すことができる都市です。「地域自給圏」というコンセプトのもと、小田原に備わる「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力をまちづくりの資源とし、これらを高めながらまちづくりの原動力としていきます。また、5つの力を最大限に生かしていくため、「行政の力」を十分に発揮する体制や、主権者である市民が主体的に課題解決の取組に参画できる仕組みを構築します。さらに、これらの力を、小田原のみですべてを賄い活用するのではなく、近隣市町等の多様な主体と連携・協力しながら相互に補い合い、分かち合っていきます。

こうした課題解決の体制や仕組みを整えることで、まち全体で様々な課題を克服していきながら、より豊かなかたちで小田原を次の世代に手渡すための実践に取り掛かります。取組を進める中で、市民の暮らしが豊かになるとともに、まちの魅力が向上し、それによって市民のまちへの愛着が深まります。そのような小田原の姿は新たな資本や人材を引き寄せる求心力となり、市内外の力が融合することで持続可能な小田原の実現に向けた循環が更に活性化します。

2 将来都市像

本基本構想における将来都市像として、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げます。それは、市民一人ひとりのいのちを大切にし、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らし続けることができる持続可能なまちです。

その実現に向け、小田原が持つ力を育て、十分に生かしきることで、未来に向けてまちを進化・発展させていきます。



4 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向け、5つのまちづくりの目標を定めます。

「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」はまちづくりの原動力です。これらを「行政の力」とともに分野横断的に活用することで、それぞれの目標の達成に向けた実践を強力に推

1 いのちを大切にす小田原

ア 市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

行政の最も重要な使命は、市民のいのちを守り次の世代へとつなぐことです。支援を必要とする人たちの生活を地域で支えるための地域福祉の推進や、地域医療体制の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備等、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めます。

また、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な価値観が尊重され誰もが個性や能力を十分に発揮し、共に生きていくことができる社会の実現を図ります。これらの取組により、「生まれ、育ち、暮らし、老いていく」人生それぞれの局面において、市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 自らが尊重され、自分らしく生き生きと暮らせていると思う市民の割合	(令和7年度) 75.6%	増 ↗
2 健康寿命※(男性)	(平成30年) 79.31年	増 ↗
3 健康寿命(女性)	(平成30年) 85.00年	増 ↗

※ 日常的に介護を必要とすることなく、自立した生活ができる生存期間のこと。

進めます。

また、そうした実践を通じて、それぞれの力を更に高めていく好循環を生み出し、持続可能な小田原の姿を次の世代に手渡します。

2 自然環境の恵みがあふれる小田原

ア 将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

森里川海がオールインワンという、全国でも有数の豊かで多彩な小田原の自然環境は、清浄な空気や水はもとより、安全な食料、エネルギー、住まいをつくる素材等、私たちの暮らしや営みに欠かせないものを生み出しており、持続可能な地域社会の実現に極めて重要な役割を担っています。

豊かな自然環境の中での暮らしは人々に癒しや安らぎを与え、未来を担う子どもたちが健やかに成長するための礎となります。企業にとっては、豊かな自然環境と共生しながら事業を展開する環境配慮経営が企業価値の向上につながっていきます。

多様な主体と連携しながら環境課題の解決を推進するなど、小田原が誇る自然環境を保全し、その価値を磨き上げ、私たちのいのちを支える土台として整えることにより、将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 自然環境に満足している市民の割合	(令和7年度) 87.7%	増
2 家庭における一人一日当たりの燃せるごみ排出量	(令和6年度) 466.0g	減
3 二酸化炭素排出量の削減率(平成25年度比)	(令和6年度) 28.3%	増

4 まちづくりの目標

3 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

ア 課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち

私たちの未来は、多くの課題を乗り越えていける力を持つ人が育ち活躍することにかかっています。子どもたちが学びや育ちの中で多様な経験や交流を重ねることができる教育環境を整えるとともに、それぞれの個性や多様性を認めることや、伸ばすことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会をつくる社会力を育みます。

子どもから若者、シニアまで、様々な世代の人たちが主体的に学び、社会に関わる機会の創出による実践を通じた担い手の育成に取り組むことで、市民同士がつながり、課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまちを目指します。





指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 地域社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	(令和6年度) 77.9%	増
2 小田原版STEAM教育において、地域の団体や企業等に地域課題解決に関する提案を行った中学校数	(令和6年度) 5校	増
3 こどもの居場所づくりポータルサイトに掲載している居場所数	(令和7年度) 24箇所	増

イ 地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち

日々の暮らしの中で、顔の見える関係をつくり、共に助け合い、支え合っていくためには、住民に身近なコミュニティの存在が不可欠です。小田原では、自然環境や都市機能、受け継がれてきた伝統等それぞれの地域が異なる個性を持ち、抱えている課題も様々ですが、自治会組織が住民共助の基盤として構成されている上に、地域課題を共有して活動を担い合う地域コミュニティ組織が機能し、それぞれの地域に合った市民自治の仕組みが整えられています。

こうした組織活動が直面する課題を克服し、地域における活動が充実・継続できるよう伴走し、地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 地域活動への市民参加が盛んだと思う市民の割合	(令和7年度) 38.7%	増 
2 地域活動を行っている市民の割合	(令和7年度) 18.9%	増 

4 まちづくりの目標

4 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

ア 豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち

小田原の豊富な地域資源や優れた立地特性を生かし、地域で展開している企業は、雇用を守り地域経済の中心的役割を担うだけでなく、日常生活や観光振興にも欠くことができない、幅広く地域社会の営みを支える存在です。

農林水産業や商工業等の地場の多彩な産業の育成とともに、起業や事業承継の支援、企業立地や産業集積を促進していくほか、新たな技術の活用や多様な働き方を推進していきます。また、地域資源を最大限に活用することで市内の観光消費を拡大させ、時代や来訪者ニーズに即した観光振興に取り組みます。これらの取組により、産業全体が生み出す経済効果が地域に行き渡ることで、地域経済全体の活性化を図り、豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 適切な収入を得るための機会があると思う市民の割合	(令和7年度) 12.9%	増
2 一人当たり課税対象所得	(令和6年度) 3,803千円	増
3 入込観光客数	(令和6年) 838万人	増
4 観光消費総額	(令和6年) 378億円	増

イ 多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

文化は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、創造力や他者を思いやる心などを育み、私たちが困難な時代を乗り越えていくための大きな支えとなります。さらに、国内外の様々な地域や人との交流により、文化は深まり広がっていきます。

長い歴史の中で育まれた歴史遺産の普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域資源として磨き上げるとともに、新たに創造される文化を守り育てていくことは、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながります。小田原が誇る文化を守り、その価値を高め、様々な交流を促進しながら次の世代へと継承していくことで、多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 文化・芸術・芸能が盛んで誇らしいと思う市民の割合	(令和7年度) 16.3%	増 
2 文化芸術活動に参加している市民の割合	(令和7年度) 22.8%	増 
3 文化事業参加人数	(令和6年度) 7,052人	増 

4 まちづくりの目標

5 安心して暮らすことができる小田原

ア 暮らしやすく快適に住み続けることができるまち

公共施設等の社会インフラを計画的に整備することは、市民の安全・安心な暮らしや、地域経済の生産性の向上につながるほか、小田原に住みたいという人や小田原で事業を展開したいという企業を呼び込み、それがまちづくりの土台を強くすることにつながります。

暮らしや経済を支える生活基盤のメンテナンス、災害対策の強化とそれに向けた道路や橋りょう等の公共施設の着実な整備、都市機能の強化や生活の利便性を向上させる既成市街地の効果的・効率的な整備等により、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所があると思う市民の割合	(令和7年度) 74.6%	増
2 刑法犯認知件数	(令和6年) 1,090件	減
3 交通事故件数	(令和6年) 484件	減

イ 市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

地方公共団体には、様々な公共サービスを提供することにより住民の多様なニーズを満たしていただくことが求められています。また、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けては、時代や社会の変化を見通しながら、市政全体の課題解決能力を高めていく行政運営が必要です。

より質の高い状態で公共サービスを提供するために、市職員の育成と、一人ひとりの力が十分に発揮できる職場環境の整備に努めます。また、これまでも取り組んできた市民参画によるまちづくりの更なる推進に向けた市民との課題共有や協働の進化に取り組みます。あわせて、不断の行財政改革による行政資源の確保と配分の最適化や市民サービスの向上に資するデジタル等の新たな技術の導入、産学官連携といった多様な主体との連携の推進、圏域で共通する課題に対処するための近隣市町や国、県との連携等、広い視野と最新の知見に基づく行政経営により、市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指します。



指標	(基準年) 基準値	目標の方向性
1 行政が効率的・効果的に運営されていると思う市民の割合	(令和7年度) 40.3%	増 ↗
2 財政調整基金残高	(令和6年度) 36.5億円	増 ↗
3 実質公債費比率(健全化判断比率)	(令和6年度) 4.3%	維持 →
4 将来負担比率(健全化判断比率)	(令和6年度) 43.1%	維持 →

誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

第1期 実行計画の 枠組み

- 1 実行計画の役割
- 2 実行計画の施策体系
- 3 施策や事業の評価による進行管理
- 4 実行計画の推進における視点

1 実行計画の役割

第1期実行計画では、基本構想で掲げた将来都市像やまちづくりの理念を達成するために、計画期間内における具体的な方策を明らかにし、計画的に総合計画を推進していきます。また、限られた資源の中でも効果的に計画を推進していくため、各種取組の推進における共通の視座を次のとおりとします。

第一に、本市に存在する自然環境や歴史・文化資産、産業の集積、市民や企業、各種団体の活動と知見といった地域資源を起点として各種取組を構成し、その価値を最大限に生かすことを重視します。

第二に、社会情勢や人口構造の変化に対応するため、多様な主体と課題認識を共有しながら、役割分担にとどまらない協働の深化による取組の推進を計画全体の基本的な考え方とします。



まちづくりの原動力となる、5つの力

自然の力



森里川海がオールインワンの豊かな自然環境から生み出される、人のいのちと日々の営みを支える力。

人の力



市民が主体となり、地域活動や支え合いを通じて深めてきたつながり、そして、未来を切り拓く力。

まちの力



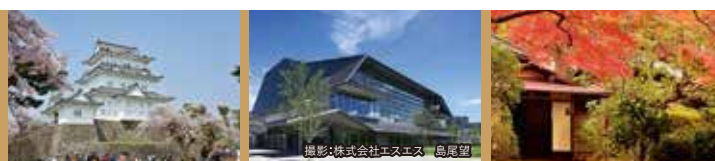
歴史ある市街地や、便利な交通網など、暮らしやすい住環境を備えた都市機能の力。

産業の力



伝統産業や農林水産業など、地域に根ざした多彩な産業が地域社会の営みを支え、幅広い価値を生みだす力。

文化の力

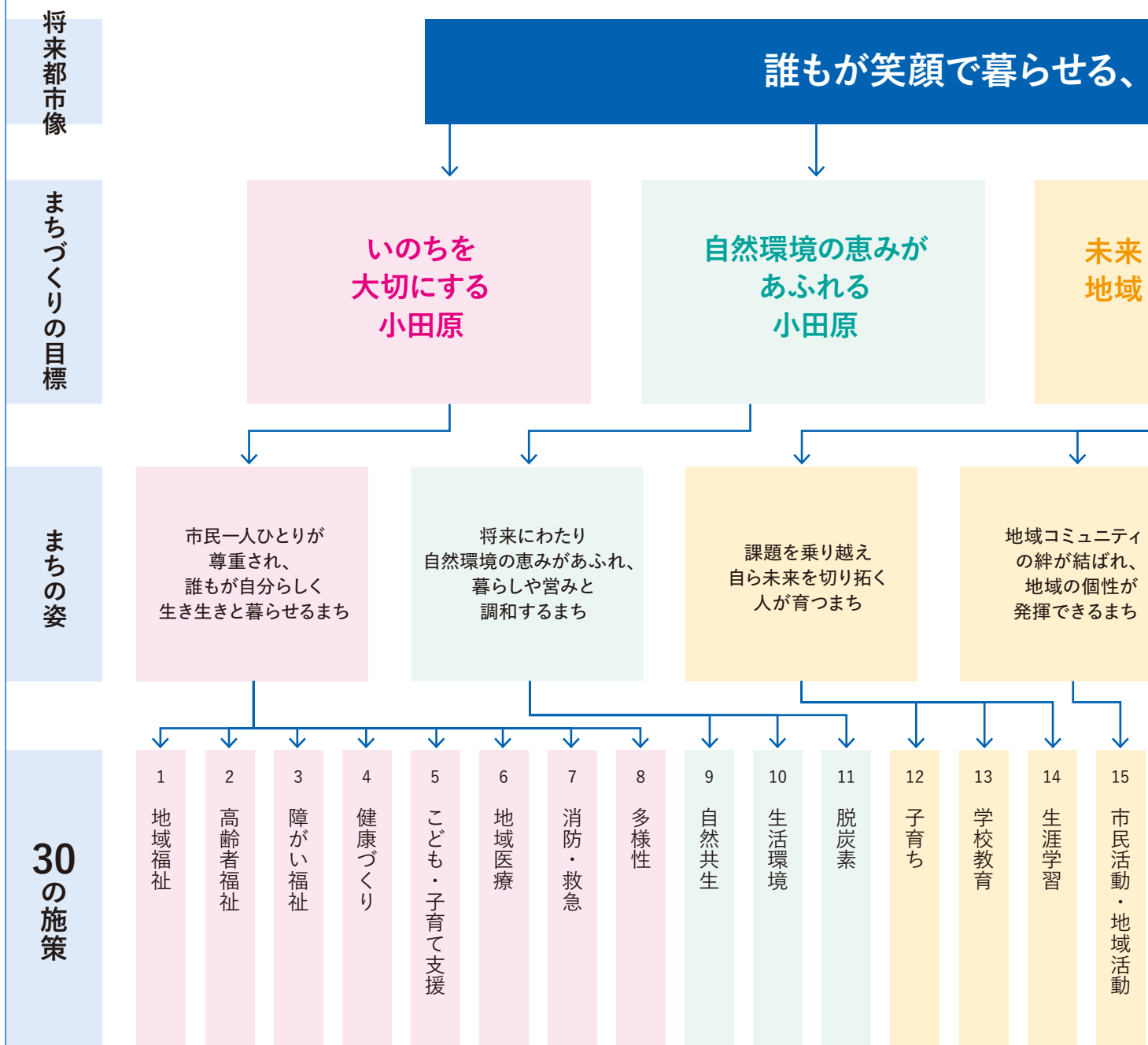


歴史やなりわい、風土の中で育まれた多様な文化資産が息づき、市民の誇りと愛着を育てる力。

2 実行計画の施策体系

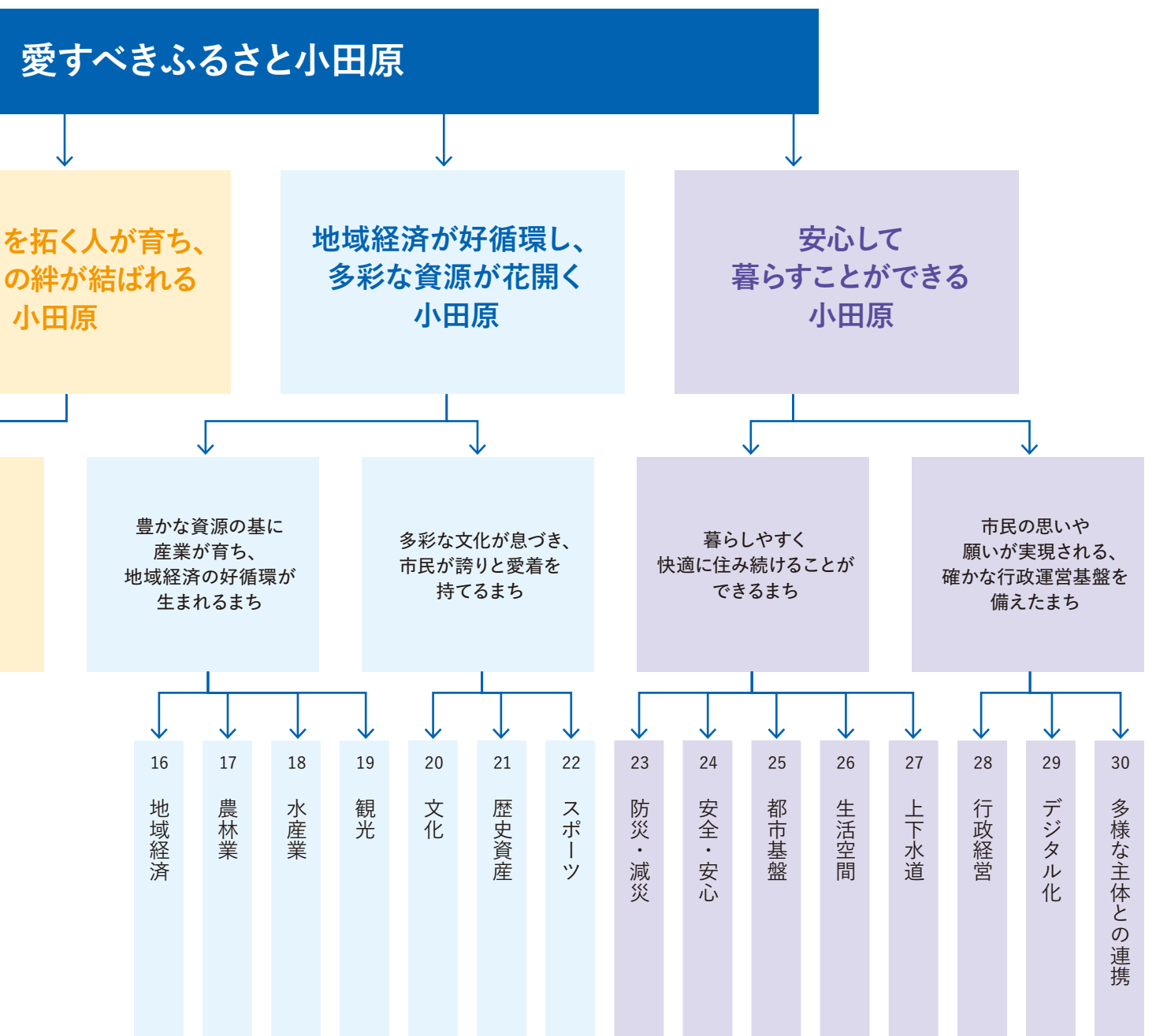
本市が取り組む市政運営全般の取組を、基本構想で定めるまちづくりの目標に基づき30の施策に整理した上で、施策ごとに現状や課題を捉え、目指す姿を設定し、それぞれの取組の方向性を示すことで、各分野における基本的な方針を示していきます。

社会課題の多様化・複雑化が進む中においては、単一の施策や分野のみで解決できる課題は限られています。さらに、人的・財政的資源に制約がある中では、事業ごとに目的や対象を細分化するのではなく、一つの事業が複数の目標や社会課題に寄与するよう、事業設計の段階から横断的な視点を持つ



ことが重要です。このような考え方にに基づき、30の施策はそれぞれの目的や役割を明確にしつつも、施策相互の部局横断的な連携を図りながら取組を推進していくことを基本とします。分野をまたぐ課題については、複数の事業を有機的に組み合わせることで、より高い効果を生み出すことを目指します。

また、計画に掲げる各種取組を行政が単独で実行するのではなく、まちに関わる多様な主体と共に取り組み、育てていくことが重要です。市民や地域団体、企業などと問題意識や目標を共有し、それぞれがまちの担い手として関わることで持続可能な取組として機能し、計画が実効性を持ち、地域に根付いたものとなります。



3 施策や事業の評価による 進行管理

第1期実行計画では、施策や事業の着実な実施と継続的な改善を図るため、PDCAサイクルに基づいた進行管理を導入します。市が実施する事業を毎年度評価することで事業の有効性や妥当性等を点検し、計画の進捗を管理します。

計画の策定(Plan)を起点として、初年度における事業推進(Do)を通じて各事業を具体化し、以降の年度においては、実施状況の把握や課題の抽出を行う進捗確認(Check)を行います。進捗確認の結果を踏まえ、事業の改善・見直しや新たな政策立案(スクラップアンドビルド)を検討するなど、翌年度の予算編成等に連動する改善(Action)を通じて、計画全体の質的向上を図ります。

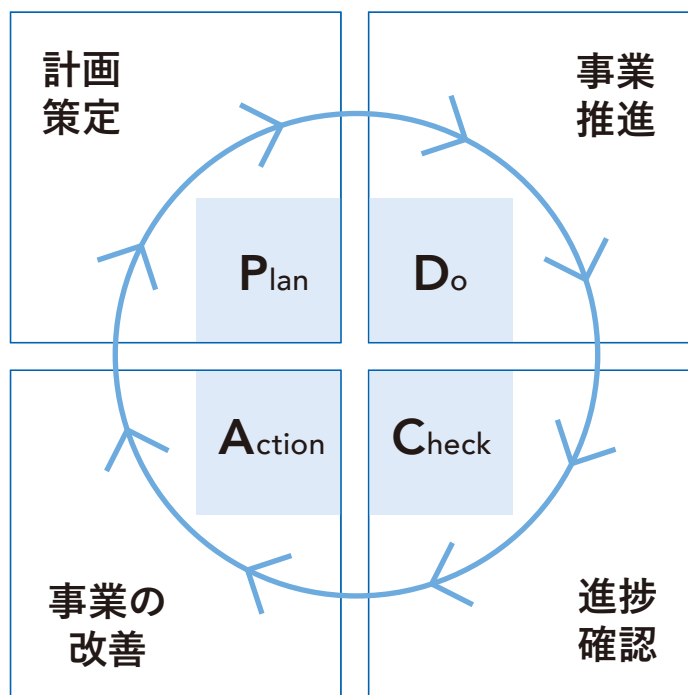
このように、年度ごとの成果や状況を確認しつつ、国や社会情勢の変化などに合わせて施策の方向性を見直していくなど、柔軟かつ戦略的にまちづくりを進めていきます。

また、計画期間内における「まちづくりの目標」の進捗を測ることを目的にそれぞれの目標で掲げている「まちの姿」ごとの重要業績目標達成指標(KGI)を設定します。

「まちづくりの目標」や「まちの姿」は、将来都市像の実現に向けた理念であり、その進捗を客観的な数値のみで測ることは難しいことから、客観的指標に加えて、市民意識調査等により市民がどのように感じているかを把握する主観的指標も併せたKGIとすることで、計画の進捗を総合的に確認し、その後のまちづくりに生かしていきます。

なお、まちづくりの目標に基づいて整理した30の施策体系と同様に、まちづくりの目標に設定するKGIと、施策に設定するKPIは目的と手段の関係でつながっており、KPIの達成がKGIの達成に寄与するものと考えています。

※まちづくりの目標のKGIは29～36ページに掲載しています。



【総合計画推進におけるPDCAサイクルのイメージ】

4 実行計画の推進における視点

1 行政改革との連動

本市の財政環境については、市税など歳入の大幅な増加が見込みにくい状況にある一方、社会保障関係費をはじめとした義務的経費の増加により、今後も厳しさが続くことが見込まれます。加えて、社会の多様化や価値観の変化に伴う新たな行政ニーズへの対応、老朽化が進む道路や公共施設などのインフラを計画的に更新・維持していく必要があり、行政運営における課題は一層複雑化しています。

こうした状況の中で、第1期実行計画の実効性を確保し、施策を着実に推進していくためには、限られた経営資源を最大限に活用する視点が不可欠です。そのため、厳格な優先順位付けによる事業の選択と集中、事務の効率化による事業費と事業に係る人件費の削減、多様な主体との連携などにより、財政的・人的な余力を維持しながら、将来にわたる強固な行財政基盤を確立していきます。

2 SDGsとの関係性

SDGsとは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、令和12年(2030年)までを達成年限とする国際目標です。17の目標と、それらを実現するための169のターゲットで構成されています。

本市は、これまでの取組と未来への道筋が評価され、令和元年(2019年)7月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。あわせて、本市では「小田原市SDGs未来都市計画」を策定、令和4年(2022年)3月には「小田原市第2期SDGs未来都市計画」を策定し、本市が従来から進めてきた持続可能な地域社会の創造に向けた取組を計画的に推進してきました。

本市が目指す「持続可能な地域社会の創造」は、SDGsの理念と軌を一にするものであり、また、SDGs未来都市計画の取組は総合計画の取組と政策分野や目指す方向性が重なることから、SDGs未来都市計画と総合計画を一体的に推進していくこととしました。

本計画においては、各施策に関連するSDGsのゴールを明示することで、総合計画とSDGsの関係性を整理し、わかりやすく示していきます。



3 協働プロジェクト

第1期実行計画では、まちづくりの目標の達成に向けて30の施策を分野別に整理した上で、施策間の連携をとりながら取組を推進していきます。これに加えて、市民や地域団体、企業などの多様な主体との連携を前提として進める取組を「協働プロジェクト」として位置付けます。

施策の縦割りを超えた連携と主体間の協働を同時に進めることで、限られた資源を有効に活用し、計画全体の実効性を高めていきます。

誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

施策・
詳細施策

施策ページの見方

5つのまちづくりの目標のうち、そのページの施策に該当するまちづくりの目標を掲載しています。

将来都市像とまちづくりの目標を達成するための手段となる【施策】の名称です。

施策を推進することで実現を目指す市の姿です。

施策を取り巻く社会情勢や環境の変化などの現状、施策における課題を示しています。

施策に関連する個別計画を掲載しています。

施策の進捗を測る目標数値を設定し、主に令和7年度の基準値と令和10年度の目標値を示しています。

施策に関連する部局名を記載しています。

まちづくりの目標

自然環境の恵みがあふれる小田原

将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや楽しみと調和するまち

施策

9 自然共生

森里川海オールインワンの豊かな自然環境やその魅力が市内外の人々に伝わり、自然環境は良好な状態が保たれています。また、子どもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に自然環境に触れ合いながら、魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。



豊かな自然環境

目指す姿

現状と課題

多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、プラットフォーム組織の機能強化を図り、地域循環共生圏の視点を取り入れながら、様々な環境分野において環境と経済が循環する仕組みを構築していく必要があります。

環境課題解決をフィールドにした関係人口の拡大を図り、経済性と社会性のある取組にしていくため、都市部の自治体や住民等との連携による人材の巻き込みが必要です。

様々な人が親しみを持って小田原の豊かな自然環境を守り育てていくためには、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画
- ・小田原市鳥獣被害防止計画
- ・おだわら森林ビジョン
- ・小田原市森林整備計画
- ・小田原市緑の基本計画

成果目標	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	環境活動支援事業の実施件数(単年)	(令和7年度) 8件	増 ↗	(令和10年度) 10件
2	おだわら環境志民ネットワークの会員数(単年)	(令和7年度) 97人	増 ↗	(令和10年度) 124人
3	生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域(単年)	(令和7年度) 3箇所	増 ↗	(令和10年度) 5箇所
4	森里川海ブランド認定品の出店回数(単年)	(令和6年度) 1回	増 ↗	(令和10年度) 5回
5	小田原市森林整備面積(市単独事業)(直近3箇年平均)(単年)	(令和6年度) 33ha	維持 →	(令和10年度) 33ha
6	まちなか緑化助成事業補助金の活用件数(単年)	(令和7年度) 4件	増 ↗	(令和10年度) 8件

関連部局

環境部、経済部、建設部

66

48

SDGsの17のゴールを示し、施策に関連するものに色付けをしています。

該当するSDGs



施策・詳細施策

詳細施策 901 多様な主体による環境課題解決

市民のみならず都心部等から関係人口を増加させながら、課題だったものに価値を見出し、多種多様な体験コンテンツの創出により環境と経済の循環創出を進めていきます。
遊休地において、市民など多様な主体と連携しながら環境再生活動を推進していきます。
市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組を通じて多様な主体による参加と協働、人づくりを進めていきます。

主な取組 おだわら環境市民ネットワークの活動支援 環境基本計画の推進
企業や関係団体との連携による環境学習などの実施 多様な主体による環境活動への参加促進
環境再生プロジェクトの推進

詳細施策 902 生物多様性の維持・保全

希少な動植物を守り育てる活動など、ネイチャーポジティブ^{※13}に寄与する取組を進めることで、次世代に残すべき豊かな生物多様性の保全を行います。
人間の生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣や、生態系に影響を及ぼす外来種について、追い払いや捕獲を進めるなど、適切に対応していきながら共存に努めます。

主な取組 ネイチャーポジティブの推進 野鳥の観察会や啓発活動の実施 メダカの保護活動
有害鳥獣や外来生物による被害防止の促進

詳細施策 903 森里川海の保全・活用

森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、必要な森林整備等を行うほか、自伐型林業^{※14}の導入や森林ビジョンの改定について検討します。
保全すべき松林における松くい虫の防除対策を実施します。
市民が身近に親しめる自然空間や、様々な活動・学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。
市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進めます。

主な取組 自伐型林業導入の検討 地域水源林の整備 里山づくり推進事業
沿河川水系のフィールド体験 海岸清掃活動・美化啓発の実施

詳細施策 904 緑化の推進

「緑の基本計画」に基づき、自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)を活用し、緑豊かな暮らしのあるまちづくりを推進していきます。
小田原駅周辺の道路照明灯に花飾りを設置し公共花壇へ花の植え付けを行うとともに、みどりの少ないまちなかの民有地を緑化した方を支援し、緑化を推進していきます。
緑化団体等へ花苗を配布することで、地域の拠点である公民館や公園などの緑化を推進します。

主な取組 緑の基本計画の改訂・進捗管理 民有地や公共空間の緑化支援 公民館などの地域拠点の緑化促進
保育園や幼稚園への園芸資材提供 保存樹・保存樹林の奨励

用語解説

※13 ネイチャーポジティブ
「生物多様性の損失を止めて回復させる」ことであり、私たちの暮らしや社会経済を持続可能としていくためにも重要な考え方。

※14 自伐型林業
山材を産出し、又は地産を委託するなどして行う小規模な林業のこと。

文章中の解説や補足が必要な用語は、「※」を記載し、脚注として説明を掲載しています。

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

施策

1 地域福祉

目指す姿

地域全体に互いを気遣う関係性が広がり、共に支え合う地域の活動が盛んに行われています。また、複雑な困り事や生きづらさを抱える人に対する支援が幅広く行き届き、誰もが住み慣れた場所で、安心して生き生きと暮らし続けることができます。



地区のサロン活動

現状と課題

- 小田原市地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現を目指した施策を推進しています。その一環として、住民参加により地域福祉活動に取り組む方々への支援を行うほか、地域住民が直面する複雑・複合化した生活課題に対応するための相談支援体制の整備にも力を注いでいます。様々な施策を通じて、地域社会における多様な支え合いの仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。
- 単身高齢者世帯の増加や地縁、家族関係の希薄化など社会環境の変化が進む中、地域コミュニティ等との接点もなく社会的に孤立し、潜在している生活課題を抱える方を早期に把握して適切な支援につなげる取組など、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、支援の入口となる相談支援体制の確保や質の向上を図る必要があります。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、緩やかに見守り合い、支え合い、助け合うことのできる地域コミュニティを維持することが望まれます。
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会を中心に、地域コミュニティ組織やボランティア団体などが多様な地域福祉活動に取り組んでいますが、今後、更に活動を継続・拡充していく上で、担い手の確保と育成が課題となっています。
- 生活保護利用世帯は微増傾向にあり、生活困窮者が抱える複雑・多様化した個別の課題に応じて、寄り添いながら支援を行っていく必要があります。

関連する個別計画

・第4期小田原市地域福祉計画

成果目標

指標	基準値	目標の方向性	目標値
1 民生委員児童委員の充足率(単年)	(令和6年度) 96.2%	維持 →	(令和10年度) 96.2%
2 地区ケアタウン活動事業として各地区で取り組む活動数(1地区当たり)(累計)	(令和6年度) 1.27件	増 ↗	(令和10年度) 1.50件
3 生活保護利用者の就労支援事業対象者における就労決定率(単年)	(令和6年度) 34.8%	増 ↗	(令和10年度) 50.0%

関連部局 福祉健康部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 101

包括的な相談支援体制の充実

- 社会福祉法の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用するなどして、高齢、障がい、生活困窮など分野ごとの相談支援機関の協働、社会参加に向けた支援等を一体的に進め、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに応える包括的な支援体制を整備します。
- 成年後見制度の利用など、福祉的な支援が必要な地域住民の権利擁護に関する相談支援や普及啓発を進めます。

主な
取組

- 多機関の協働による支援
- 地域福祉相談支援
- 参加支援の実施
- おだわら成年後見支援センターの運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 102

地域福祉活動の支援

- 地域福祉の基盤を支える社会福祉協議会と民生委員児童委員の活動を支援することを通じて、多様な主体が参画する支え合いの地域づくりを促進します。
- すべての人が見守り、支え合って安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して、各地区が主体的に取り組むサロン、生活応援及び担い手育成等の活動を促進します。

主な
取組

- 地域福祉計画の策定・推進
- 市社会福祉協議会の運営支援
- 民生委員児童委員協議会の運営
- 地域の福祉活動の促進・支援
- 避難行動要支援者の支援
- 社会福祉センターの管理運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 103

セーフティネットの充実

- 日常生活や社会生活、経済的自立といった広い視点により、生活保護利用者の個別の課題に応じた支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援を入口として、生活困窮者の日常生活や社会生活、経済的自立を生活保護に至る前の段階で支援します。
- 各医療保険制度の適正な運営に努め、セーフティネット機能を充実させます。

主な
取組

- 生活困窮者の自立支援
- 生活保護の実施
- 福祉給付金や弔慰金・見舞金等の支給
- 国民年金の届出や請求事務
- 国民健康保険や後期高齢者医療の安定的な事業運営
- 国民健康保険料の収納率向上に向けた取組

2 高齢者福祉

目指す姿

高齢者が自分らしく年を重ね、地域で自立した生活を営み、心身ともに健康で、安心して生活を送ることができています。



アクティブシニア応援ポイント事業の様子

現状と課題

- 高齢者が意欲と能力に応じて元気に活動を続け、地域の活力につながるよう、プロダクティブ・エイジング^{※4}を促進しています。引き続き、高齢者の経験を生かした活躍の場の充実を推進する仕組みづくりが必要です。
- 高齢者が日常生活を送る上で、地域の中核的な相談窓口として、複雑・複合化した相談が増加している地域包括支援センターの安定した運営を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けていくための環境整備が求められています。
- 要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護(介護予防)サービスの利用量は、年々増加しています。

関連する個別計画

- ・第9期おだわら高齢者福祉介護計画

成果目標

	指標	基準値 (令和6年度)	目標の方向性	目標値 (令和10年度)
1	アクティブシニア応援ポイント事業 年間延べ参加者数(単年)	2,003人	増 ↗	2,967人
2	地域包括支援センターの 総合相談件数(単年)	31,115件	増 ↗	54,034件
3	要支援・要介護認定者の 更新申請認定結果における 維持・改善率(単年)	71.3%	増 ↗	73.3%

関連部局 福祉健康部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 201

生きがいつくりの促進

- アクティブシニア応援ポイント事業では受入施設や事業をより多くの分野に広げ、意欲的に活動へ参加しやすくなるための選択肢を増やします。
- 就業の機会を提供するシルバー人材センターや社会奉仕活動などの地域活動に取り組む老人クラブを支援し、生きがいつくりと地域社会への参加を促進します。

主な
取組

- アクティブシニア応援ポイント事業
- シルバー人材センターの運営支援
- 老人クラブの活動支援
- 敬老事業・長寿祝の実施
- 生きがいふれあいセンターの管理運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 202

高齢者支援・相談体制の充実

- 地域包括支援センターの安定した運営を支援し、地域の相談拠点としての機能を確保します。
- 地域ケア会議を開催し、複雑・複合化したケースの事例検討の積み重ねや日常生活圏域の地域特有の課題を明らかにします。あわせて、市全体の共通課題の検討や地域資源の開発を通じて高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援をします。
- 高齢者を支える家族介護者に対して、介護方法や介護予防を習得する教室を開催するほか、紙おむつ等の支給を行います。
- 買い物支援など高齢者の日常生活を支援するサービスの広がりを把握するなど、様々な主体によって高齢者の自立した日常生活を支える体制を整備します。
- 認知症の方を地域社会で支えるため、認知症をにんちしよう会などへの活動を支援するほか、若年層に対する認知症の正しい理解の普及促進を図ります。

主な
取組

- 地域ケア会議の開催
- 地域包括支援センターの運営
- 終活講演会の開催
- 認知症関連施策の推進
- 家族介護者や在宅生活の支援
- 高齢者虐待への対応

詳細施策 203

介護サービスの提供

- 介護サービスに対する需要は、認定者数の増加とともに、今後も伸びていくと思われることから、必要な供給量の確保に努めます。
- 高齢者の自立支援・重度化防止につながる介護サービスが提供できるよう、介護保険事業所に対する支援等により、サービスの質の向上に努めます。

主な
取組

- 介護保険事業の運営
- 要介護認定の審査
- 介護サービスの利用に応じた給付
- 訪問型サービス・通所型サービスの提供
- ケアプラン点検事業の実施
- 介護保険事業所への支援

3年間で
取り組むこと

用語解説

※4 **プロダクティブ・エイジング**
1975年にアメリカの老年学の権威であるロバート・バトラー博士が提唱した理念。高齢者が労働やボランティア活動によって社会に貢献し、充実した生活を送ること。

3 障がい福祉

目指す姿

障がい者が必要とするときに、必要な障がい福祉サービスを安心して利用できているとともに、障がいがある人もない人も、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしています。



ウォークイベントに参加するみなさん

現状と課題

- 障がい者が、自分自身でできる力を最大限に育てられるよう、ライフステージや障がい状態の変化に合わせた適切なサービス利用を促すには、自己決定を支える相談支援体制が重要です。しかし、本市の計画相談の利用率は、成人で7割、児童で3割と県内他市と比較して低いいため、専門性の高い福祉人材の育成が必要です。
- 障がい者も地域で支え合う主体として、地域との交流も含め様々なコミュニティとつながることを目指し、啓発イベント等を実施していますが、地域社会における障がい者への理解が十分とはいえない状況です。
- 障害福祉サービスの利用者数は年々増加しており、限られた地域の事業所で必要なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに合った需給バランスや、サービスの利用基準の適正化を目指しています。また、各事業所の人手不足などにより障がいの程度が重い方を受け入れることが難しい現状があるため、福祉に携わる人材の確保や専門性の向上が課題となっています。
- 障がい者の自立を促進するため、福祉的就労から一般就労へのステップアップに向けて、就労移行支援の利用促進を図っています。また、就労継続支援を利用している方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、新設された就労選択支援の活用を図ることも重要です。

関連する個別計画

- ・第3期おだわら障がい者基本計画
- ・第7期小田原市障がい福祉計画
- ・第3期小田原市障がい児福祉計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	障がい者総合相談支援センターへの相談人数(単年)	(令和6年度) 577人	増 ↗	(令和10年度) 640人
2	普及啓発イベントの参加者数(単年)	(令和6年度) 469人	増 ↗	(令和10年度) 520人
3	計画相談支援の利用者数(単年)	(令和6年度) 1,217人	増 ↗	(令和10年度) 1,400人
4	訓練等給付を経て就職した人数(単年)	(令和6年度) 37人	増 ↗	(令和10年度) 50人

関連部局 福祉健康部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 301 障がい者支援・相談支援体制の充実

- 障がい者総合相談支援センター及び基幹相談支援センターを体制の中核として、関係機関等との連携体制を構築し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。あわせて、民間相談支援事業所等への専門的な指導、助言を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及び家族支援の充実を図ります。
- 障害者自立支援協議会において、障がい者等への支援体制に関する課題及び情報を共有し、体制の充実を図ります。
- 重度障がい者を地域で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点の受入対象の拡充を図ります。

主な取組

- 障がい者基本計画の策定・推進
- おだわら障がい者総合相談支援センタークローバーの運営
- 基幹相談支援センターの運営
- 精神障がい者ピアサポート事業※5展開
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

3年間で
取り組むこと

詳細施策 302 障がい者権利擁護の推進

- 地域住民や団体等への障がいに関する普及啓発活動を通じて、障がいを理由とした差別の解消や合理的配慮の提供を促進し、障がい及び障がい者への理解を深め、地域社会における「障がい」の受容力を高めます。
- 障がい者虐待の防止や早期発見、早期対応のための体制を整えます。
- 必要とする人が成年後見制度を適切に利用できるような支援し、制度の理解促進を図るための普及啓発に取り組めます。

取組

- おだわらハートフェスタの開催
- おだわらつながる福祉展の開催
- 成年後見制度の普及啓発

3年間で
取り組むこと

詳細施策 303 障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスを必要とする方が適正に利用できるよう、公平な給付に向けた支給決定を図ります。
- 障がい者の就労に向けて、就労移行支援の利用促進や、適切な時期のステップアップ支援を進めます。
- 必要とする方が施設入所でき、希望する方が安心して一人暮らし等ができるよう、地域生活への移行支援を進めます。
- 福祉人材の確保や事業所の専門性向上に向けて、需給バランスの安定や事業者への支援策の拡充を検討します。

主な取組

- 障害福祉サービスや障害児通所支援の給付
- 医療的ケア児へのサービス提供支援
- 障害者手当等の給付、医療費助成
- グループホームの家賃助成
- 就労に向けた支援や通所交通費の助成
- 障がい者福祉施設の運営支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 304 障がい者社会参加の促進

- 障がい者の就労を推進するため、障がい者に係る就労全般の相談に応じ、支援する就労相談事業を実施します。
- 農業に従事することで自信や生きがいを獲得し、社会参加を促進する農福連携事業を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関や商工会議所の事業者等と連携し、一体となって障がい者雇用の促進に努めます。
- 障がいのある人もない人も気軽に参加できるパラスポーツをはじめとする、スポーツ・レクリエーション事業を実施します。

取組

- 就労相談の実施
- 農福連携の推進
- スポーツ・レクリエーションの場の提供
- 障がい者福祉タクシー等の利用費助成
- 手話奉仕員養成講座等の開催

用語解説

※5 ピアサポート事業
ピアとは「仲間、対等な立場の人」という意味。ピアサポートは、障がい当事者が自らの経験を生かして仲間同士支え合うこと。ピアサポート事業とは、それらの活動をする方たちを養成する事業のこと。

4 健康づくり

目指す姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージで自分の思い描く生活を送り、心身ともに健康で希望を持って暮らすことができます。



健康おだわら普及員定例会

現状と課題

- 脳血管疾患や心疾患などの循環器系疾患の死亡率が高いことから、その要因となる高血圧への対策が必要です。
- 自らの健康状態を把握するための健康診査やがん検診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、各種健診(検診)の受診率の向上を図る必要があります。
- 特定健診の受診率(30.7%)は、神奈川県市町村国保の受診率(30.8%・令和5年度)と比較するとほぼ同水準にありますが、国の設定する高い目標値(60%)の達成に向け、健診受診の重要性を更に周知していく必要があります。
- 80歳で20本以上の歯を持つ人の割合や、歯科健診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、全身の様々な健康につながる歯の健康と口腔機能を維持するために歯科保健の推進強化が必要です。
- 本市の推定1日食塩摂取量が国の目標値と比較し高いことから、自然に健康的な食事がとれる環境づくりを進めていく必要があります。
- 運動習慣者の割合が国の目標値と比較し低いことから、運動に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 70歳の高齢者が対象の介護予防把握事業で判明している、口腔リスク、物忘れリスク、こころのリスクが高いなどの傾向を踏まえ、一般介護予防事業を見直し実施していく必要があります。

関連する個別計画

- ・第2期小田原市健康増進計画
- ・第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画
- ・第9期おだわら高齢者福祉介護計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	特定健診の受診率(単年)	(令和6年度) 30.7%	増 ↗	(令和10年度) 60%
2	健康相談件数(単年)	(令和6年度) 5,541人	増 ↗	(令和10年度) 5,700人
3	健康教育参加者数(単年)	(令和6年度) 5,719人	増 ↗	(令和10年度) 5,800人
4	食育サポートメイトの人数(単年)	(令和6年度) 36人	増 ↗	(令和10年度) 44人
5	一般介護予防事業への参加者数(延べ人数)(単年)	(令和6年度) 39,069人	増 ↗	(令和10年度) 44,636人

関連部局 福祉健康部、教育部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 401 保健予防の充実

- 健康診査事業では受診率向上のため、市民への啓発を広報やイベント、SNS・動画配信などのデジタルメディアを活用して行います。
- がん検診事業では、受診率向上を目指し啓発活動や予約しやすい体制整備を行い、小田原医師会と連携して早期発見・治療に努めます。
- 特定健診・保健指導事業では啓発活動や受診推奨を丁寧に行うことで、健康づくりへの住民意識を向上させ、医療機関と連携し包括的な健康管理を支援します。
- 第3期データヘルス計画の中間評価を実施し、その結果を基に取組を見直し、目標達成に向けて計画を推進します。

取主
組な

- 訪問保健指導の実施
- 特定健康診査・がん検診等の実施
- 予防接種の実施
- データヘルス計画の推進

3年間で
取り組むこと

詳細施策 402 健康増進

- 健康相談や健康教育では専門職による支援や生活改善指導を行い、地域での相談対応や病態別健康教育を通じて市民の健康づくりを支援します。
- 各種保健事業から得られるデータの分析に継続的に取り組み、市民の健康状態の把握に努めます。
- 地域の運動資源を活用し、医療と連携した安全で効果的な運動や、0次予防^{※6}の観点も踏まえながら市民が取り組みやすい運動環境の充実を図ります。

主
な
取
組

- 生活習慣病の予防・改善に向けた健康教育・健康相談の実施
- 高血圧対策プロジェクトと歯科保健の推進
- 熱中症予防に係る情報伝達やクーリングシェルター^{※7}の指定
- 健康おだわら普及員による保健事業
- 地域自殺対策の強化
- 医療と連携した運動環境の充実

3年間で
取り組むこと

詳細施策 403 介護予防

- 高齢者が要介護、要支援状態になることを防ぎ、いつまでも自分らしい生活を続けるため、65歳以上の方を対象に、高齢者筋力向上トレーニング事業、高齢者体操教室等の一般介護予防事業を実施します。
- 第10期おだわら高齢者福祉介護計画の策定に合わせ、介護予防・日常生活支援総合事業の課題を捉え、新たな事業体系で高齢者の介護予防の意識の向上や主体的な取組の創出等に取り組めます。

主
な
取
組

- 高齢者筋力向上トレーニング事業等の実施
- 地域リハビリテーション活動の支援
- 栄養教室の開催
- 高齢者の介護予防等に取り組む「ふれあい担い手」の発掘・育成
- 認知症予防事業の実施

3年間で
取り組むこと

詳細施策 404 食育の推進

- イベント等の様々な機会を活用し、市の健康課題解決に向けた減塩や野菜摂取量増加に関する普及啓発を実施します。
- 食育推進のための庁内連絡会や食育推進団体連絡会において各食育活動報告の共有をします。
- 小田原市食育サポートメイト^{※8}を養成するための講座や育成を目的とした研修を実施します。
- 小田原市食育サポートメイトと連携した保育園等への食育訪問を実施します。

取主
組な

- 食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施
- 親子料理教室など食育活動の実践
- 各小中学校における食に関する指導の実施
- 学校給食試食会を通じた食育の啓発

用語解説

※6 0次予防
自然と健康的な行動や生活習慣が取れるような環境を整えること。

※7 クーリングシェルター
熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために、冷房設備が整っている施設を市があらかじめ指定することにより、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに暑さをしのぐ場所として開放する施設のこと。

※8 食育サポートメイト
食育サポートメイト養成講座を受講し、本市の食生活改善推進を目的として、食育実践活動等の食生活を中心とした健康づくり活動を、地域において組織的に行っている人。

施策 5 こども・子育て支援

目指す姿

妊娠期から青年期までの支援に取り組む関係者が連携し、切れ目のない支援が実施されているとともに、出産や子育てなどに関する不安感や負担感が軽減され、安心して子育てができています。



育児相談

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、孤独感・孤立感を抱いている子育て当事者が存在します。
- 貧困、障がい・医療的ケア児、児童虐待、ヤングケアラー※⁹、いじめ、不登校、ひきこもりなど、生活面や精神面で困難を抱えるこども・若者に対する支援の拡充が必要です。
- おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」へ妊娠期から青壮年期までの相談支援機能を集約するとともに、保育所・幼稚園、学校など各機関と連携し、切れ目のない支援を実施していますが、施設を知らないこども・若者や保護者も多く、一層の周知が必要です。また、支援を一層強化するため、関係機関との連携強化、専門性の向上及び人員確保、安心して相談できる環境整備が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化や児童手当・医療費助成の拡充など、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた取組を順次実施してきましたが、引き続き経済的な負担を感じている世帯が存在しており、経済的支援の強化が求められています。
- 地域には、子育て世帯を支援する団体や、子育て当事者や若者による団体など、様々な活動主体が存在しますが、活動の継続に必要な資金の確保や活動拠点の維持など、様々な課題を抱えています。また、そうした活動に参画したり、活動を立ち上げたいと考える子育て当事者もいますが、既存の活動に関する情報が得にくいなど、障壁となっています。

関連する個別計画

・小田原市こども計画

成果目標

指標	基準値 (令和6年度)	目標の方向性	目標値 (令和10年度)
1 子育て支援センター利用者数(単年)	21,415組	増 ↗	23,000組
2 ファミリー・サポート・センターの支援会員数(単年)	278人	増 ↗	318人
3 児童相談取扱件数(単年)	734件	増 ↗	848件

関連部局 子ども若者部



詳細施策 501

こどもを育てやすい環境の充実

- 小田原の未来を担うこどもたちが、自分らしく幸せに生き育っていくまちを地域全体で創造していきます。
- 子育て世帯が孤独感や孤立感を抱くことがないように、子育てを地域社会全体で支援する体制の形成や子育てに関する情報提供の充実を図ります。
- ひとり親家庭などへの自立や就労支援のほか、出産・子育てに係る子育て世帯の負担感・不安感の軽減に向けた支援の充実を図り、安心して子育てできる環境を確立します。

3年間で
取り組むこと

主な
取組

- 子育て支援センター、地域子育てひろば等の運営
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 多様な集団活動事業の利用支援
- 子ども医療費等の助成と児童手当・児童扶養手当の支給
- 母子家庭等の自立支援
- 紙おむつの無償配布

詳細施策 502

切れ目のない支援体制の推進

- 子育て当事者が、安心してこどもを産み、育てることができるよう、必要な支援施策の充実を図ります。
- 妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期に至るまでのライフステージに沿った切れ目のない相談支援を強化するため、母子保健と児童福祉の連携をより一層進め、子育て世帯に寄り添った相談支援を行います。

3年間で
取り組むこと

主な
取組

- おだわら子ども若者教育支援センターの運営
- 妊産婦等への支援の充実や育児相談
- 乳幼児健康診査の実施
- 早期発達支援の実施
- ヤングケアラーへの支援
- つくしんぼ教室の運営

用語解説

※9 ヤングケアラー
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

6 地域医療

目指す姿

一次、二次、三次救急の役割分担によるスムーズな救急医療や高度医療の提供体制が構築され、市民はいつでも安心して医療を利用することができています。



小田原市立総合医療センター

現状と課題

- 地域医療構想やこれに係る病床機能、医療DX、地域医療の担い手不足など地域医療体制の課題解決に向けて、県や関係機関と更に連携を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域医療の様々な課題が浮き彫りになった一方で、人口減少・高齢化は進んでおり、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効活用し、安心できる持続可能な医療の実現のため、効率的な医療体制を構築する必要があります。
- 365日市民が安心して医療を受けられるよう、休日・夜間急患診療所の開設や広域二次病院群輪番制の運営支援などを通じ、一次救急、二次救急、三次救急、小児救急医療体制を確保していく必要があります。
- 保健センターは施設が老朽化していることから、設備改修等を検討していく必要があります。
- 小田原市立総合医療センター（現 小田原市立病院）（以下「医療センター」という。）が、今後も公設公営を維持し安定的に良質な医療を提供していくために、地方公営企業法の全部適用によって達成される効果を検証し、効果が不十分である場合は、地方独立行政法人を含む適切な経営形態について検討を進める必要があります。
- 医師少数区域である県西地域で、医療センターが基幹病院としての医療機能の維持と持続可能な病院経営を行うために、医師をはじめとする医療人材を確保する必要があります。

関連する個別計画

- ・神奈川県地域医療構想
- ・第8次神奈川県保健医療計画
- ・小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）
- ・新病院建設基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	休日・夜間急患診療所開設日数（単年）	（令和6年度） 365日	維持 →	（令和10年度） 365日
2	小田原市消防の管内（2市5町）への搬送割合（単年）	（令和6年） 90.0%	維持 →	（令和10年度） 90.0%
3	病院事業の経常収支比率（単年）	（令和5年度） 112.1%	維持 →	（令和10年度） 90.0%
4	患者の満足度調査における満足等の割合（単年）	（令和4年度） 82.0%	増 ↗	（令和10年度） 90.0%
5	患者紹介率（単年）	（令和6年度） 80.0%	維持 →	（令和10年度） 80.0%

関連部局 福祉健康部、病院管理局



3年間で
取り組むこと

詳細施策 601

地域医療連携の推進

- 県西地区保健医療福祉推進会議に参画し、県西地区における保健、医療、福祉に関する協議を行います。
- 小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会と連携し、地域医療体制を維持します。
- 災害時医療や地域医療連携の充実・強化、医療DXなど、地域医療の課題解決に向けた具体的な取組について研究していきます。

主な
取組

- 小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会との連携
- 骨髄移植ドナーへの支援
- 献血の普及啓発

3年間で
取り組むこと

詳細施策 602

医療体制の充実

- 小田原市休日・夜間急患診療所への運営費助成を行い、市民の一次救急医療体制を確保します。
- 休日及び夜間に担当する輪番病院への運営費助成を行い、中・重症患者に対する二次救急医療体制を確保します。
- 医療センターにおいて、深夜の小児救急医療に係る医療体制を確保します。
- おだわら看護専門学校への運営費助成を行い、看護職員人材の育成を支援することで、地域医療体制等を確保します。

主な
取組

- 難治性疾患対策の実施
- 休日・夜間急患診療所の運営支援
- 広域二次病院群(補充)輪番制の運営支援
- 看護職員人材育成の支援
- 小児深夜救急医療体制の確保
- 片浦診療所の施設・管理運営の見直し

3年間で
取り組むこと

詳細施策 603

小田原市立総合医療センターの健全経営

- 医療センターは、経営計画(経営強化プラン)に基づき、病院経営の分析・改善を実施して評価するほか、地方公営企業法の全部適用によって達成される効果を検証し、効果が不十分である場合は、地方独立行政法人を含む適切な経営形態について検討を進めていきます。
- 医療センター開院後も、医師確保に取り組み、救命救急センターをはじめ、救急、小児・周産期医療や高度医療などの公立病院に求められている政策的医療を担っていきます。
- 医療センターは、手術、化学療法、放射線療法のほか、がんゲノム医療にも取り組み、地域がん診療連携拠点病院としての機能充実を図るほか、患者サポートセンターを中心に地域医療支援病院としての相談機能や地域医療連携機能等を強化します。
- 医療センターのグランドオープンに向け、旧病院を解体し、ロータリー・立体駐車場等を整備します。

主な
取組

- 救急、小児、周産期医療体制の確保
- 地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実
- 災害拠点病院機能の維持
- 経営計画(経営強化プラン)の実施・評価
- 地域医療支援病院としての機能強化の推進
- 新病院建設(2期工事)の実施

7 消防・救急

目指す姿

消防機関があらゆる災害に対処できるように、組織及び施設が整備され消防行政サービスが図られているとともに、市民、地域、企業等と相互に連携し、災害対応力が強化されています。



地域の安全・安心を守る

現状と課題

- これまで経験してきた、東日本大震災をはじめとした数々の大規模地震や局地的に続発する大雨、勢力が強大化してきている台風のほか、令和7年(2025年)に各地で発生した山林火災など、自然災害による被害が甚大化・広域化する傾向にあります。
- 地球環境問題の深刻化や脱炭素社会・デジタル化社会へ向けた取組などの課題により、消防の業務はますます複雑化・多様化しており、消防はこれらの災害等に迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- 高齢化の進行等により救急需要は増加していることから、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要となっています。
- 住宅火災による高齢者の被害の増大が危惧されているほか、飲食店や社会福祉施設など火災発生時に人命危険の高い防火対象物に対して効果的な査察の実施が必要となっています。

関連する個別計画

- ・小田原市消防計画
- ・神奈川県西部広域消防運営計画
- ・小田原市消防署所再整備計画
- ・小田原市消防団再整備計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	小田原市消防署所再整備計画に基づく再整備進捗率(累計)	(令和6年度) 49.0%	増	(令和10年度) 51.5%
2	火災における指令から現場到着までの最先到着隊の平均時間(単年)	(令和6年度) 8分	減	(令和10年度) 7.5分
3	救命講習の受講者数(単年)	(令和6年度) 1,363人	維持	(令和10年度) 1,500人
4	救急車における通報から現場到着までの平均時間(単年)	(令和6年度) 10分31秒	減	(令和10年度) 10分00秒
5	住宅用火災警報器設置率(単年)	(令和6年度) 78.0%	増	(令和10年度) 86.0%
6	消防団員の充足率(単年)	(令和6年度) 97.0%	増	(令和10年度) 100%

関連部局 消防本部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 701 消防組織体制の強化

- 小田原市消防署所再整備計画で位置付けている足柄消防署、松田分署及び荻窪出張所の再整備について検討していきます。
- より質の高い消防サービスを提供するために、計画的かつ効果的な人材育成と職員採用に取り組めます。
- 風通しの良い組織及び職場環境を整備するために「組織風土の改善・改革」に向けた取組を推進します。
- 消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の更新整備・維持管理のほか消防業務ICT化を推進します。

取組
組な

- 広域消防組織体制の充実・強化
- 消防署所の再整備
- 消防被服等の整備、貸与
- 消防情報指令システム更新や保守管理
- 無線機等の維持管理・更新
- 危機管理体制の強化

3年間で
取り組むこと

詳細施策 702 消防・救急対応力の強化

- 複雑多様化する災害に対し、対応力の強化を図るため、各種訓練を実施し消防職員の活動能力向上を図ります。
- 消防車両、資機材及び消防水利などの更新や整備を行います。
- 救急救命士の計画的な養成と教育を図るほか、高度救命処置用資機材の整備など救急業務の強化を図ります。
- 応急手当や救急車の適正利用について啓発を行います。

主
な
取
組

- 消防車両、資機材等の更新や整備
- 県内外の消防本部との広域応援体制の強化
- 消防水利施設の整備や維持管理
- 救急車適正利用の啓発
- 救急救命士の養成・教育研修
- 救急活動研修や救急資機材の整備・備蓄

3年間で
取り組むこと

詳細施策 703 火災予防の推進

- 住宅用火災警報器の設置率を全国や県レベルまで引き上げるため、火災予防の普及啓発に取り組めます。
- 防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少や防火・防災意識の向上を図ります。
- 火災原因調査に必要な資機材の整備、消防学校等の研修受講の推進を図ります。

取組
組な

- 住宅用火災警報器や家庭用消火器の設置促進
- 防火対象物及び危険物施設に対する適正な違反処理と是正
- 消防職員の火災原因調査能力向上のための教育

3年間で
取り組むこと

詳細施策 704 持続可能な消防団体制の構築

- 小田原市消防団再整備計画に基づいて消防団員の処遇改善や消防団待機宿舎の老朽化などの課題解決に取り組めます。
- 消防団員の装備等の充実・強化を進め、持続可能な消防団体制の構築を図ります。

取組
組な

- 消防団組織や消防団施設の再整備
- 消防団装備の充実や強化
- 消防団員の処遇の改善や見直し
- 消防団員の加入促進

8 多様性

目指す姿

一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、争うことなく共に支え合うことで、誰もが個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生き生きと平和に暮らしています。



ダイバーシティ

現状と課題

- ジェンダー平等や多文化共生、LGBTなどの関心が高まる中、行政や企業において、多様性を尊重する取組が進められ、地方公共団体によるパートナーシップ制度^{※10}の導入が広がっています。
- 本市では、平成31年(2019年)に「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入し、令和7年(2025年)に県西地域2市8町で協定を締結し、対象等を拡大した「小田原市パートナーシップ宣誓制度」へ移行しています。
- 人権施策推進委員会において施策の進捗管理や評価方法を検討してきていますが、今後取り組む目標について市役所全体で検討し、取り組んでいく必要があります。
- 人権啓発活動を継続して実施し、人権擁護委員等の協力も得ながら更に市民や市職員の人権意識の向上に努めていく必要があります。
- 男女共同参画社会の実現のため、様々な分野において男女が共に参画していけるよう男女共同参画セミナー等を開催していますが、ジェンダー平等の意識の向上が図れるよう、対象者や開催方法を工夫し、参加者の増加を図っていく必要があります。
- 「審議会等への女性参画推進の指針」において定めた女性の参画率を40%以上60%以下とする目標に向けて、様々な取組を推進していく必要があります。
- 外国籍住民の人口が増加している中、外国籍住民の日本語学習支援や行政窓口での自動通訳翻訳機の活用等の支援について、令和6年度(2024年度)から開始している外国籍住民へのニーズ調査等を参考にしながら、ニーズに沿った方法を模索していく必要があります。
- 平成5年(1993年)10月1日に「小田原市平和都市宣言」を制定し、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える様々な施策を実施してきましたが、戦争体験者の高齢化により、戦争体験の伝承が次第に難しくなっているため、新たに「平和を創る」という視点で、市民や地域社会における平和への意識の醸成及び平和について積極的に取り組む人材を育てる施策を実施していく必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市人権施策推進指針
- ・第3次おだわら男女共同参画プラン

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	市の審議会等への女性の参画率(単年)	(令和6年度) 34.0%	増	(令和10年度) 40.0%
2	人権啓発イベントの参加者数(単年)	(令和6年度) 105人	増	(令和10年度) 140人
3	小田原Lエール認定企業数(累計)	(令和6年度) 105社	増	(令和10年度) 165社
4	小田原市人権施策推進指針に基づく人権施策の取組数(単年)	(令和7年度) 183件	増	(令和10年度) 200件

関連部局 市民部、総務部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 801 人権施策の推進

- 人権施策推進指針に基づく施策の進捗管理や評価方法について小田原市人権施策推進委員会による検討、協議を行います。
- 人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に拠点を置く団体や本市と協力して市内外で活動する団体が実施する人権啓発活動事業を支援します。
- 職員の人権意識向上のため、人権団体が主催する講演会・研修会等に職員を派遣します。

- 主な取組
- パートナーシップ制度の推進
 - 人権施策推進指針の取組推進と人権啓発
 - 人権擁護委員の活動支援
 - 「社会を明るくする運動」の実施
 - 自立・更生保護団体の活動支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 802 ジェンダー平等の推進

- おだわら男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を計画的に推進します。
- ジェンダー平等の意識の向上を目指して、男女共同参画セミナー等を開催します。
- 市の審議会など、政策・方針決定過程等の場への女性の参画率向上に努めます。
- 小田原市女性活躍推進優良企業認定制度^{※11}(小田原Lエール)により、女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業を認定し、女性をはじめすべての人が働きやすい環境づくりの推進を図ります。

- 主な取組
- 男女共同参画プランの策定
 - ジェンダー平等の意識改革
 - 小田原市女性活躍推進優良企業認定制度(小田原Lエール)の運用
 - 困難な問題を抱える女性に対する相談と支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 803 多文化共生の推進

- 外国籍住民にとっても生活しやすい環境を整えるため、日本語教室等を支援するとともに、通訳・翻訳ボランティアの登録及び派遣を行います。
- 日本語が十分に話せない外国籍の人が安心して医療を受けられるように、かながわ医療通訳派遣システム^{※12}へ参加します。
- 自動通訳翻訳機を各窓口対応の際に貸し出し、外国籍住民の行政手続の支援を行います。

- 取組組
- 通訳翻訳ボランティアや自動通訳翻訳機などによる行政相談補助
 - 外国籍住民への行政情報発信
 - 医療通訳派遣システムの活用
 - 日本語教室等の実施支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 804 平和施策の推進

- 平和都市宣言の理念の実現に向けて、平和施策を進め、市民の平和に対する意識を高めます。
- 戦後80年事業で掲げた「平和を創る」の理念を継承し、お互いが認め合い、争いや憎しみを生まない精神等平和を創る意識づけを行いながら、この考え方を今後の平和施策の中でも継続的に取り入れていきます。

- 取組組
- 平和を創る教育体験プログラムの実施
 - 学校訪問講話会の開催
 - 市内戦争遺跡巡り事業

用語解説

※10 パートナーシップ制度
性的マイノリティ(LGBTなど)のカップル等が、法律上の婚姻関係に準ずる関係として、自治体に宣誓できる制度。自治体は、パートナーシップ関係を公的に証明し、一部の行政サービス等において、婚姻カップルと同等の取り扱いとするもの。

※11 小田原市女性活躍推進優良企業認定制度
愛称「小田原Lエール」。女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業を認定する本市独自の制度。その取組内容に応じ「ブロンズステージ」「シルバーステージ」「ゴールドステージ」として認定している。

※12 かながわ医療通訳派遣システム
日本語が十分に話せない外国籍の患者が安心して医療を受けられるようにするため、神奈川県が協定した医療機関に医療通訳を派遣するシステム。神奈川県と県内市町村で協力して実施している。

9 自然共生

目指す姿

森里川海オールインワンの豊かな自然環境やその魅力が市内外の人々に伝わり、自然環境は良好な状態が保たれています。また、こどもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に自然環境に触れ合いながら、魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。



豊かな自然環境

現状と課題

- 多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、プラットフォーム組織の機能強化を図り、地域循環共生圏の視点を取り入れながら、様々な環境分野において環境と経済が循環する仕組みを構築していく必要があります。
- 環境課題解決をフィールドにした関係人口の拡大を図り、経済性と社会性のある取組にしていくため、都市部の自治体や住民等との連携による人材の巻き込みが必要です。
- 様々な人が親しみを持って小田原の豊かな自然環境を守り育てていくためには、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画
- ・小田原市鳥獣被害防止計画
- ・おだわら森林ビジョン
- ・小田原市森林整備計画
- ・小田原市緑の基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	環境活動支援事業の実施件数(単年)	(令和7年度) 8件	増 ↗	(令和10年度) 10件
2	おだわら環境志民ネットワークの会員数(単年)	(令和7年度) 97人	増 ↗	(令和10年度) 124人
3	生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域(単年)	(令和7年度) 3箇所	増 ↗	(令和10年度) 5箇所
4	森里川海ブランド認定品の出店回数(単年)	(令和6年度) 1回	増 ↗	(令和10年度) 5回
5	小田原市森林整備面積(市単独事業)(直近3箇年平均)(単年)	(令和6年度) 33ha	維持 →	(令和10年度) 33ha
6	まちなか緑化助成事業補助金の活用件数(単年)	(令和7年度) 4件	増 ↗	(令和10年度) 8件

関連部局 環境部、経済部、建設部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 901 多様な主体による環境課題解決

- 市民のみならず都心部等から関係人口を増加させながら、課題だったものに価値を見出し、多種多様な体験コンテンツの創出により環境と経済の循環創出を進めていきます。
- 遊休地において、市民など多様な主体と連携しながら環境再生活動を推進していきます。
- 市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組を通じて多様な主体による参加と協働、人づくりを進めていきます。

主な取組

- おだわら環境志民ネットワークの活動支援
- 環境基本計画の推進
- 企業や関係団体との連携による環境学習などの実施
- 多様な主体による環境活動への参加促進
- 環境再生プロジェクトの推進

3年間で
取り組むこと

詳細施策 902 生物多様性の維持・保全

- 希少な動植物を守り育てる活動など、ネイチャーポジティブ^{※13}に寄与する取組を進めることで、次世代に残すべき豊かな生物多様性の保全を行います。
- 人間の生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣や、生態系に影響を及ぼす外来種について、追い払いや捕獲を進めるなど、適切に対応していきながら共存に努めます。

主な取組

- ネイチャーポジティブの推進
- 野鳥の観察会や啓発活動の実施
- メダカの保護活動
- 有害鳥獣や外来生物による被害防止の促進

3年間で
取り組むこと

詳細施策 903 森里川海の保全・活用

- 森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、必要な森林整備等を行うほか、自伐型林業^{※14}の導入や森林ビジョンの改定について検討します。
- 保全すべき松林における松くい虫の防除対策を実施します。
- 市民が身近に親しめる自然空間や、様々な活動・学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。
- 市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進めます。

主な取組

- 自伐型林業導入の検討
- 地域水源林の整備
- 里山づくり推進事業
- 酒匂川水系のフィールド体験
- 海岸清掃活動・美化啓発の実施

3年間で
取り組むこと

詳細施策 904 緑化の推進

- 「緑の基本計画」に基づき、自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)を活用し、緑豊かなうらおいのあるまちづくりを推進していきます。
- 小田原駅周辺の道路照明灯に花飾りを設置し公共花壇へ花の植え付けを行うとともに、みどりの少ないまちなかの民有地を緑化した方を支援し、緑化を推進していきます。
- 緑化団体等へ花苗を配布することで、地域の拠点である公民館や公園などの緑化を推進します。

主な取組

- 緑の基本計画の改訂・進捗管理
- 民有地や公共空間の緑化支援
- 公民館などの地域拠点の緑化促進
- 保育園や幼稚園への園芸資材提供
- 保存樹・保存樹林の奨励

用語解説

※13 ネイチャーポジティブ
「生物多様性の損失を止めて回復させる」ことであり、私たちの暮らしや社会経済を持続可能としていくためにも重要な考え方。

※14 自伐型林業
山林を借用し、又は施業を受託するなどして行う小規模な林業のこと。

10 生活環境

目指す姿

市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などを推進するとともに、循環経済(サーキュラーエコノミー※15)への移行を進め、省資源・循環型社会が構築されています。また、一人ひとりの環境美化意識が高まり、まちの美化や環境保全の取組が進み、良好な生活環境が保たれています。



ごみ収集の様子

現状と課題

- 家庭における一人当たりの燃せるごみ排出量は着実に減ってきており、各種事業の効果が出ていると考えられますが、県内の自治体と比較すると削減の余地があり、更なるごみの減量化策及び資源化策を講じる必要があります。
- 剪定枝や製品プラスチックなど、分別品目を拡大することは資源としてリサイクルされることにつながり、ごみの減量化に効果的ではあるものの、収集運搬、処理体制の構築や、市民への周知徹底が課題となります。
- 焼却施設は稼働開始から45年が経過し、再整備が必要な状況となっていることから、神奈川県循環型社会づくり計画に基づき足柄下郡3町との枠組みで広域による施設整備を進めていく必要があります。
- 市民の環境美化意識を更に高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努めるとともに、環境汚染の防止については、日常的な環境変化に注視していくことが求められます。

関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画
- ・第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画
- ・第2次小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	資源化率(単年)	(令和6年度) 22.0%	増	(令和10年度) 24.1%
2	焼却施設における排ガスの 大気排出基準適合率(単年)	(令和6年度) 100%	維持	(令和10年度) 100%
3	美化清掃実施回数(単年)	(令和6年度) 625回	増	(令和10年度) 750回
4	主要河川のBOD※16の 環境基準適合率(単年)	(令和6年度) 100%	維持	(令和10年度) 100%

関連部局 環境部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1001 ごみの減量化・資源化の推進

- 食品ロスの削減、プラスチックごみの削減や資源化について、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。
- 段ボールコンポストやその他の生ごみ資源化の手段に対する支援により、定着と普及に取り組めます。
- 製品プラスチックの再商品化及び剪定枝類の資源化の実施に向けて検討を進めていきます。
- 焼却灰の資源化や各種資源の再生利用を推進します。

- 主な取組
- ごみ減量化の意識啓発
 - プラスチックごみの削減・資源化
 - 食品ロスの削減に向けた講演会や料理教室等の実施
 - 剪定枝類の資源化
 - 段ボールコンポスト等による生ごみ堆肥化促進
 - 布の分別徹底及び資源化

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1002 ごみの適正処理

- ごみ集積場所については、自治会と協力し適正な分別・排出及び管理を進めていきます。
- 不法投棄については、神奈川県や神奈川県警など関係機関と連携し啓発やパトロールなどを実施していきます。
- 廃棄物の処理については、高齢化の進行等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を活用した収集運搬業務を進めていきます。
- 廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行います。
- 1市3町による新たな廃棄物処理施設の整備について検討します。

- 主な取組
- ごみの収集運搬や大型ごみのコール制戸別収集※17
 - 県や警察等と連携した不法投棄パトロールの実施
 - リサイクル施設等の管理運営
 - 焼却施設の管理運営
 - 埋立処分場の管理運営
 - 小田原市・足柄下地区でのごみ処理広域化に向けた検討

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1003 美化の推進と衛生環境の保持

- 自治会やボランティア団体等の清掃活動支援や環境美化推進員の育成を図り、ごみの投棄や落書きなどがないきれいなまちづくりを進めていきます。
- 害虫駆除やし尿処理を適切に行うとともに、公衆便所や環境美化促進重点区域における喫煙所の衛生的な環境を維持します。
- 市民のニーズに適切に対応した斎場運営を行います。
- 犬・猫飼育マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施します。

- 取組
- 市民や事業者等との協働による地域美化の促進
 - 害虫駆除やし尿などの収集
 - ペットの適正飼育の推進
 - 斎場の管理運営
 - 扇町クリーンセンターの管理運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1004 公害対策の推進

- 河川水質調査や地下水、大気、自動車騒音など環境保全に関する各種調査を実施します。
- 事業所排水対策として事業者への立入調査を実施します。
- 生活排水対策として単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 生活環境に対する公害苦情発生原因の低減に向けて行為者に対して注意喚起のチラシを配布し啓発に取り組めます。また、発生した苦情に対しては発生源への指導等、適切に対応していきます。

- 主な取組
- 河川や海域の環境調査の実施
 - 事業所排水対策としての事業者への立入調査
 - 地下水の水質や水位調査の実施
 - 大気環境調査の実施
 - 生活環境に対する苦情発生源等への適切な指導
 - 自動車騒音等の環境調査の実施

用語解説

※15 サークュラーエコノミー
従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス等を通じて付加価値を生み出す経済活動。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

※16 BOD
生物化学的酸素要求量のこと。Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量を表した値であり、水質汚濁の程度を示す代表的な指標。

※17 大型ごみコール制戸別収集
大型ごみの収集を希望する市民が事前に市リサイクルセンターに電話し、廃棄物の種類、個数、収集する日などを予約することで、予約日に市委託業者が自宅等に伺い廃棄物を収集するもの。

施策

11 脱炭素

目指す姿

省エネルギーへの意識を一人ひとりが持ち、高効率の照明や空調といった省エネ機器の導入に加え、建築物のZEB化・ZEH化^{※18}が進み、日常生活に溶け込んだ省エネルギー行動や環境配慮行動が、豊かな生活につながっています。また、二酸化炭素を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーを地域の中で作り使うエネルギーの地産地消が広がっています。



カーシェアリング車両

現状と課題

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス(特に二酸化炭素)の排出を抑制し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などの気候変動を防止するための対策である「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用したりする対策である「適応策」の両側面から取り組むことが重要です。
- 令和6年度(2024年度)小田原市市民意識調査によると、市民の60.7%が省エネルギーや再生可能エネルギー、電気自動車などの脱炭素行動を生活の中で実施していますが、その割合を更に高めていく必要があります。
- 本市は、平成23年(2011年)の東日本大震災以降、エネルギーの地域自給による持続可能なまちの実現に向けてエネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げ、持続可能なまちづくりに不可欠な地域の資源である再生可能エネルギーの活用を推進してきました。
- 令和元年(2019年)11月には「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」を表明し、脱炭素社会の構築に向けたエネルギー政策と気候変動対策を統合的に推進してきました。
- 再生可能エネルギー導入量は着実に増えている一方で、目標の達成に向けては引き続き増加が求められることから、各種補助金等の支援を市民・事業者の理解促進を図った上で推進していくことと同時に、電力地産地消プラットフォームの構築により、再生可能エネルギー由来電力の電源拡大と利用促進をより一層図っていくことが必要です。

関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画
- ・小田原市気候変動対策推進計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	二酸化炭素排出量(民生部門) (単年)	(令和4年度) 508千t-CO₂	減	(令和10年度) 387千t-CO₂
2	市内の再生可能エネルギー導入量 (累計)	(令和6年度) 44千kW	増	(令和10年度) 122千kW
3	電力地産地消プラットフォームに おける取扱電力量(単年)	(令和6年度) 0MWh/年	増	(令和10年度) 3,800MWh/年

関連部局 環境部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1101

環境配慮行動の普及

■ 環境に配慮した行動やライフスタイルへの転換を図るなどの市民等の行動変容を促進します。

主な
取組

- 気候変動対策推進計画(区域施策編)の推進
- デコ活等環境配慮行動の普及啓発
- グリーン購入^{※19}・環境配慮契約^{※20}の推進
- 市内環境価値^{※21}の創出と活用
- 環境価値を重視する事業者の支援

用語解説

※18 ZEB・ZEH
ZEBはNet Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。
ZEHはNet Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。
年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物や住宅のこと。

※19 グリーン購入
製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※20 環境配慮契約
製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。

※21 環境価値
森林の保全活動等に取り組み創出される「二酸化炭素の吸収」再生可能エネルギーで発電された電力に付随する「二酸化炭素排出量ゼロ」のような価値で、売買が可能なもの。

※22 営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)
農地に太陽光パネルを設置して電力を生産しながら、その下で農作物を育て、農業と発電を同じ場所で両立させる取組のこと。

※23 脱炭素先行地域
2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用などの温室効果ガス排出削減についても、地域特性に応じて実現する地域。国は、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を選定し、積極的な支援を通じ、多様な地域において地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すこととしている。

※24 地域マイクログリッド
平時は既設の送配電ネットワークを活用して電気を調達し、非常時にはネットワークから切り離して電気を自給自足するシステムのこと。

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1102

省エネルギー推進と再生可能エネルギーの地産地消

- 国の施策を注視しながら、災害発生リスクや自然環境保護の観点に十分留意した上で、地球温暖化の緩和に資する省エネルギー設備や太陽光発電設備などの導入を促進し、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- 農業を重視し、自然環境や生物多様性に配慮した営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)^{※22}を促進します。
- 公共施設における省エネルギー化などの環境に配慮した整備や再生可能エネルギーの活用を進めます。

主な
取組

- 地球温暖化対策推進事業費補助金の交付
- 再生可能エネルギー事業奨励金の交付
- 市民や事業者等におけるエネルギー利用の効率化・普及啓発
- 気候変動対策推進計画(事務事業編)の推進
- 公共施設の環境配慮整備

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1103

地域脱炭素の推進

- 都市・地域構造や交通などまちづくりの視点を踏まえた上で、再生可能エネルギーの地域自給に向けたイノベーションや社会実装モデルの創出に取り組みます。
- 国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、「脱炭素先行地域^{※23}」として設定したエリア内における省エネ・再エネ設備の導入を促進するとともに、電力地産地消プラットフォームの構築に取り組みます。
- 脱炭素の基盤となる重点対策として、太陽光発電設備の更なる普及による再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

主な
取組

- エネルギーの地域自給の促進
- 脱炭素型地域交通モデル事業(EVカーシェアリング)
- 地域マイクログリッド^{※24}の構築
- 電力地産地消プラットフォームの構築による地域における再エネの活用
- 観光客向けEV充電器やEVタクシーの導入
- 太陽光発電設備・蓄電池の導入促進

12 子育て

目指す姿

すべてのこども・若者が、地域の大人やこどもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、自主性や社会性を身に付けるとともに、自己表現できる機会や多様な活動の場が創出され、未来を拓く力を培っています。



宿泊体験学習

現状と課題

- 児童・生徒の減少等により子ども会活動が弱まるなど、こどもと地域コミュニティとの関係が希薄化しています。
- こども・若者が、同世代の人と文化やスポーツ等の体験活動を通じて自分らしさを表現する更なる多様な機会が求められています。一方で、ひとり親家庭などのこども・若者は、経済的理由などにより体験格差が生じています。
- 幼児期の教育・保育ニーズへの対応については、低年齢児を中心に増加・多様化する保育ニーズの受け皿の確保を進めています。今後は児童数の減少などにより保育ニーズのピークアウトが見込まれることから、ニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要となります。
- 家庭教育支援は、こどもを主体とした家庭への支援として、幼児期、小学校以降、思春期も含めて継続的に行われることが必要です。多様化する家庭環境に対し、地域や学校、行政、事業者等が支えとなり、社会全体で取組を進めていくことが求められています。

関連する個別計画

・小田原市こども計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	体験学習に参加して「成長した」と回答した割合(単年)	(令和6年度) 60.0%	増	(令和10年度) 90.0%
2	保留児童数(単年)	(令和7年度) 100人	減	(令和10年度) 40人
3	待機児童数(単年)	(令和7年度) 4人	減	(令和10年度) 0人
4	意見交換に参加して「幼児教育・保育の質の向上に役立った」と回答した保育者の割合(単年)	(令和7年度) 79.4%	増	(令和10年度) 90.0%

関連部局 子ども若者部、文化部、教育部



詳細施策 1201 子ども・若者の社会参画推進

3年間で
取り組むこと

- 人との多様な関わりを通じて、子ども・若者が自ら育つ力を持ち、将来の担い手につなげるため、自然の中での体験活動やジュニアリーダーの養成などを実施します。
- 子ども・若者が安心して楽しく過ごすことができ、自分らしさを表現できるような多様な居場所を確保していきます。
- 子ども・若者の意見表明の機会の確保や施策への反映を進めるために必要な体制を整備します。

- 主な取組
- 社会参画力を育成する宿泊体験学習の実施
 - 子どもの居場所づくり
 - はたちのつどいの開催
 - 若者応援コンペティションの開催
 - 若者の奨学金返済などへの支援

詳細施策 1202 幼児教育・保育の質の向上

3年間で
取り組むこと

- 公立幼保の枠を超えた全市的な視野から、幼児教育の質の確保・向上について議論を進めるため、実践的な取組を共有する意見交換会を実施します。
- 保育コンシェルジュを継続的に配置し、窓口での多様な相談への対応、出張相談や入所できなかった方に対するフォローなどの能動的な利用者への相談受付を実施します。
- 保育士確保に向け、市内保育団体との協働による、保育士を目指す学生等へ向けた市内保育所等の紹介も含めた就職相談会を開催します。開催に当たっては、近隣の保育士養成校への周知協力依頼や、市内保育施設等へ積極的な参加を呼びかけます。
- 子ども誰でも通園制度の開始や児童発達支援の必要性の高まりなど多様化する就学前教育・保育へのニーズや引き続く少子化傾向に対応するため、今後の公立幼稚園・保育所のあり方について検討していきます。
- 保育士の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整えるため、デジタル化の推進による事務の効率化のほか、職員の適正配置を検討し、保育に専念できる環境づくりを進めます。
- 公立保育所等では、地域に根差した食育を推進するため、オーガニック食材を活用し、食の楽しさや大切さを感じられる給食の提供に取り組んでいきます。

- 主な取組
- 公立幼稚園・公立保育所等の管理運営
 - 公立保育所等の給食における主食の提供開始
 - 公私幼保施設の連携
 - 公立就学前教育・保育施設の規模適正化
 - 保育関連事務のデジタル化
 - 民間保育施設の運営費補助

詳細施策 1203 家庭教育支援の推進

3年間で
取り組むこと

- 子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心、自立心、社会的なマナーなどを身に付けていくために、子育て期の保護者を主な対象としつつ、家庭を地域・学校・事業者・行政等を含めた社会全体で支えられるよう、市民を対象とする講演会を開催します。また、子育て世代の交流を生み出すような家庭教育学級開設等の取組を支援します。

- 取組主
- 家庭教育学級などの開設
 - PTA研究集会などの実施

13 学校教育

目指す姿

質の高い教育の提供により、こどもたち一人ひとりが、多様な人・モノ・コトとの関わりを通じて、自分を輝かせて、充実した人生を送り、より良い地域社会を創る社会力を身に付けて成長しています。



小田原版STEAM教育学習の様子

現状と課題

- 学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々な人との関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を進めています。
- 質の高い教育活動を行うため、教育委員会機能の強化や教員を支える環境整備等の充実を図り、授業力や教師力の向上と共に、個に応じたきめ細かな支援教育の更なる充実が求められています。
- 未来にとって望ましい教育環境のあり方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる良好な教育環境の整備が必要となります。

関連する個別計画

- ・小田原市教育振興基本計画
- ・小田原市学校施設中長期整備計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	学習に対する姿勢や意識が肯定的な児童の割合(小学校)(単年)	(令和6年度) 80.9%	増 ↗	(令和10年度) 85.0%
2	学習に対する姿勢や意識が肯定的な生徒の割合(中学校)(単年)	(令和6年度) 78.8%	増 ↗	(令和10年度) 84.0%
3	教育相談を受けた人数(直近5箇年平均)(単年)	(令和6年度) 1,350人	維持 →	(令和10年度) 1,350人
4	スクールボランティア活動件数(単年)	(令和6年度) 40,348件	維持 →	(令和10年度) 40,000件
5	小田原市学校施設中長期整備計画に基づく工事実施率(累計)	(-) —%	増 ↗	(令和10年度) 60.0%
6	おだわらっ子見守りサービスの利用率(累計)	(令和7年度) 43.4%	増 ↗	(令和10年度) 70.0%

関連部局 教育部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1301 教育活動・支援体制の充実

- 身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を進めます。
- 文化芸術に触れることで感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。
- 生涯を通じて運動やスポーツに関わろうとする態度や、健康で安全な生活を自ら営むための知識や生活習慣を身に付けた児童生徒の育成を目指します。
- 社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を育成するために、小田原版STEAM教育※25の着実な実施や教材・学びの場の提供を行います。
- おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」を拠点に、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応できるよう、学校・教職員、関係機関等との連携を図ります。

- 取組
主
組
な
- 小田原版STEAM教育の推進
 - 個別支援員の配置
 - ICT活用教育の推進
 - 部活動の活性化

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1302 地域とともにある学校づくり

- 地域の社会力を生かした学校づくりを推進します。
- 地域の協力の下、放課後の児童が安全・安心に過ごせる居場所を運営します。
- コミュニティ・スクールの一層の推進を図るための研修会及び情報交換会を実施します。
- 小中学校の防災管理や防災教育の更なる充実を図るための取組を推進します。

- 取組
主
組
な
- 「未来へつながる学校づくり」の推進
 - スクールボランティア・コーディネーターの配置
 - 放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1303 教育環境の整備

- 新しい学校づくり(新たな学校配置の合意形成とそれを踏まえた改築・長寿命化改修の実施)の推進に努めます。
- 既存の学校施設について、安全確保と教育環境の向上につながる改修等を進めます。
- 教職員の働き方改革に資する様々な取組を展開します。

- 主
な
取
組
- 特別教室等への空調設置
 - 芝生化された校庭・園庭の維持・管理
 - 新しい学校づくりの推進
 - 民間事業者と連携した水泳授業の実施
 - 教職員の健康対策推進
 - 教育研究所の運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1304 健康と食の充実

- 感染症対策やこどものプライバシー・心情に配慮した健康診断を実施します。
- 登下校時を含め、こどもたちの安全対策の推進として、おだわらっ子見守りサービス※26の利用率の向上に努めます。
- 学校給食における地場産食材の使用拡大や献立の充実、自校炊飯校の拡大など学校給食の充実に努めます。

- 取組
主
組
な
- 学校での健康診断の実施
 - 歯科保健の啓発
 - 校内での生理用品の配置
 - おだわらっ子見守りサービス※26の実施
 - 給食費の負担軽減・無償化
 - 3品献立の提供回数増による献立の充実

用語解説

※25 小田原版STEAM教育
郷土小田原を題材に、生徒が教科で学んだ知識などを活用し、実社会の課題解決に向けて探究的・創造的に取り組むことで、よりよい社会を目指す資質と能力を育む教育。

※26 おだわらっ子見守りサービス
無償で配布された専用端末を持ち歩く児童が、街中の「見守りスポット」を通過すると、その位置情報などが記録され、行方不明が発生した際の捜索活動に役立てることができるサービス。民間事業者と連携して令和5年度から運営している。

14 生涯学習

目指す姿

多様な学習の機会や場、情報などが提供されており、市民は主体的にそれらを活用しながら生涯学習活動を行うことで学びや活動を通じた交流の輪が広がり、自らが地域の課題解決の担い手となるなど、学んだことがまちづくりに生かされています。



キャンパスおだわら行政講座

現状と課題

- 講座やイベントを開催することによって、学びとの出会いの機会は提供できているものの、学びの継続や探求、学びを通じた人とのつながりなど、学びと活動の好循環の実現のための支援に課題があります。
- 生涯学習関連施設においては、事業運営や老朽化が進む設備等の適切な修繕・設備更新等が課題となっています。特に郷土文化館は施設の老朽化が著しく、国指定史跡内に位置していることから建て替えや大規模な修繕が難しい状況にあり、機能移転などの検討を進める必要があります。
- 読書習慣の形成が不十分であることや読書への関心度合いの低下等により不読率が増加していること、また、インターネットやスマートフォン等の普及等による読書環境への影響の可能性があることを踏まえ、図書館への来館を促進するとともに、読書への関心を高めるための効果的な取組を推進、充実することが必要です。

関連する個別計画

・小田原市教育振興基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	生涯学習事業に関連する各種講座受講者の満足度(単年)	(-) 一点	増	(令和10年度) 4.5点
2	生涯学習関連イベント参加者数(単年)	(令和6年度) 14,033人	増	(令和10年度) 14,500人
3	図書館の入館者数(単年)	(令和6年度) 480,332人	増	(令和10年度) 491,000人
4	おだわらデジタルミュージアムへのアクセス数(単年)	(令和6年度) 176,815件	増	(令和10年度) 220,000件

関連部局 文化部



詳細施策 1401

市民の学びに対する支援

- キャンパスおだわら事業の事業展開の検討を行うほか、生涯学習関連施設の修繕等を適切に行い、市民主体の生涯学習を推進します。
- 大学との連携を視野に入れながら、社会教育メニューの充実・強化を検討します。
- 市民の交流の場および生涯学習活動に触れるきっかけづくりなどを目的に、多様な講座やイベントを開催します。また、多くの方の参加につながるような周知方法を検討し実践します。

取組
組な

- キャンパスおだわらの運営
- 生涯学習センターの管理運営
- 生涯学習フェスティバルの開催
- 地区公民館の活動支援
- 集会所の管理運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1402

郷土についての学びの推進

- 豊富な地域資源を継承し、市民が活用していくことを目的として、郷土の学びを深める展示や講演会等イベントを充実させます。
- 市民と共に郷土の歴史資産を守り伝えることを目的として、体制の構築を進めます。
- 市内の小学生等が尊徳翁の事績と教えを学んでもらうことを目的として、尊徳学習など学校教育と連携します。
- 郷土文化館の老朽化対策や収蔵スペース確保等のために、施設の整備・改修に向けた検討を行います。

主
な
取
組

- 郷土の歴史資産の収集や保存・活用・公開
- 郷土文化館・尊徳記念館の管理運営
- 松永記念館の管理運営
- 二宮尊徳に関する資料収集や学習推進、顕彰
- 博物館構想の推進
- デジタルミュージアムの管理運用

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1403

図書館サービスの充実

- 老朽化が進む施設を健全に維持するため、効果的な施設更新を実施するとともに、図書資料を適宜補充します。
- 図書館を使った調べる学習コンクール、読書活動推進講演会、利用者提案型イベント、一箱本棚オーナー等の取組により、新たな利用者の拡大を図ります。
- 小田原駅東口図書館では「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」をコンセプトとし、子育て支援センターと連携し、各世代の図書館への興味・関心を喚起するイベント等の取組を進めます。
- 電子書籍の充実を図るとともに、効果的な周知に務め、電子図書館の利用を促進します。

取組
組な

- 中央図書館や東口図書館の管理運営
- 図書館の活用促進
- 電子図書館の管理運用
- こどもの読書活動推進
- 地域資料の整理や公開
- 図書館ネットワークの運営

3年間で
取り組むこと

15 市民活動・地域活動

目指す姿

市民が、様々な分野に広がる地域活動・市民活動に参画し、地域課題の解決につながるとともに、人が出会い、つながり、支え合うコミュニティづくりにより、明るく住みやすい地域になっています。



河川の美化清掃活動(クリーンさかわ)

現状と課題

- 市民活動団体は、多種多様な活動をしており、その活動の専門性は地域課題の解決につながる可能性があります。しかし、財政面や高齢化等の問題から、活動継続が困難な団体が顕在化しています。
- 市民交流センターでは、市民活動の推進に当たり様々な事業等を実施していますが、今後は市民活動団体を積極的に地域につないでいくことが必要です。
- 平成30年度(2018年度)に開校した「おだわら市民学校」で実施していく分野に関して、担い手が必要とされている分野であるのかなどを精査し、新たな分野を含めた再編の検討や市民活動団体とのマッチング機能の充実など、より実践につながる仕組みづくりを図る必要があります。
- 社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、地域運営上の課題が顕在化しており、地域から最も多く聞かれる声は、活動の担い手不足で、その背景には、各種地域活動団体自体の会員数の減少や、業務負担の重さによる活動への敬遠などがあります。
- 自治会加入率が低下する一方で、福祉や防災など地域で対応すべきニーズが多様化する中、一部の住民の負担で地域社会の共助や公共的な取組を担い続けることが難しく、その持続可能性が問われています。
- 自治会をはじめとした各種地域活動団体の存在と活動内容について、多くの地域住民に知ってもらうとともに、活動に関わる人を増やしていく必要があります。

関連する個別計画

- ・地域別計画
- ・地域コミュニティ基本指針

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	市民交流センター登録団体の地域での活動実績(地域とのネットワーク事業)(直近3箇年平均)(単年)	(令和6年度) 21件	増	(令和10年度) 24件
2	おだわら市民学校の受講により新たなつながりができた人の数(累計)	(-) 一人	増	(令和10年度) 86人
3	まちづくり委員会の認知度(単年)	(令和7年度) 49.4%	増	(令和10年度) 56.0%
4	おだわら地域力市民力表彰の受賞者数(単年)	(令和7年度) 11人	増	(令和10年度) 14人

関連部局 市民部、文化部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1501

市民活動の支援

- 市民活動団体の中間支援施設である市民交流センターを運営し、地域課題の解決につながるよう効果的に事業を展開していきます。
- 市民活動団体に対して、多様な主体との協働を促進するとともに、より効果的な財政的支援の検討や、功労者の表彰等を通じて、活動が更に活性化し持続的に行われることを目指していきます。
- 持続可能な地域社会の実現に向け、地域資源を活用した学びの場である「おだわら市民学校」を開設し、様々な世代や立場の市民が学ぶことによって、思いを同じくする市民の仲間づくりを進めます。活動現場の実践者との対話や体験をより重視した運営を行い、中長期的なまちづくりの課題解決の担い手につながる人材育成を目指していきます。

主な
取組

- 市民功労賞等表彰の実施
- 市民活動・協働応援制度補助金の交付
- 市民活動推進委員会の開催
- ボランティア活動補償制度の運用
- 市民交流センターの管理運営
- おだわら市民学校の運営

詳細施策 1502

地域における課題解決の支援

- 地域の負担を減らし、活動を支援し、担い手をつなぐ(掘り起こす)考え方のもと、地域の主体的な課題解決の取組が、より多くの地域住民が関わりながら展開されるよう、地域担当職員の拡充や活動の一步等を支援していきます。
- 既存の各種地域活動団体の活動をより開かれたものとする事で、次世代が関わりやすい環境づくりを進めていきます。
- 地域センター3館の施設・設備等の計画的な維持管理を行うとともに、施設活用と利用促進に努めます。
- 市民集会所施設の維持管理を行うとともに、老朽化の進んだ施設の閉鎖等に向けて調整を進めます。

主な
取組

- おだわら地域力市民力表彰の実施
- 自治会総連合の運営や自治会活動の支援
- エディブル・スクールヤード^{※27}の推進
- 地域活動の情報発信や担い手の発掘・育成
- 地域コミュニティ組織の運営支援
- 地域センター施設等の維持管理や運営

3年間で
取り組むこと

用語解説

※27 エディブル・スクールヤード
「エディブル」=食べられる、「スクールヤード」=こどもたちが学び育つ居場所という意味で、農と食を介した体験を通じて、多世代交流の場を創出し、新たな人材を発掘することで、地域活動の裾野を広げていく取組。

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く小田原

豊かな資源の基に産業が育ち、
地域経済の好循環が生まれるまち

施策

16 地域経済

目指す姿

未来を見据え、様々な産業が連携して地域資源を十分に生かし、需要を喚起することにより市内事業者が安定した経営基盤を持っています。また、起業家や多様な企業等を小田原に呼び込み、地域外からの投資を促すことで、市民が生き生きと働き、更なる地域経済の好循環が図られています。



小田原宿なりわい交流館

現状と課題

- 人手不足や人件費の上昇、原材料費・燃料費の高騰など、市内事業者が抱える課題は多様化しているため、事業者の現状に即した支援が必要です。
- 創業支援では、創業者の実態やニーズを把握した適切な支援が必要であり、市内事業者の課題の一つである事業承継についても、創業支援と一体に捉えた支援が重要です。
- 様々な事業者が市内で継続的に経済活動を行い、雇用につなげて、多様な働く場を確保することが必要です。
- 雇用促進に向けて若年者の就職支援等を実施していますが、あらゆる方を対象にし、雇用・求職状況の変化に即応した取組が必要です。
- 本市が誇る伝統的な産業において、匠の技を後世に伝えるために技術の継承や後継者育成などの取組を行っていますが、業種によっては担い手不足が深刻な課題となっており、支援が必要です。
- 商店街には、店主の高齢化や後継者の不在、来街者の減少、商店街組織の担い手不足、街路灯やアーケードの老朽化といった全国的にも見られる課題が幾重にも重なっており、まちににぎわいと交流をもたらすためには、各商店街団体等が抱える課題とニーズを踏まえた支援が必要です。

関連する個別計画

・小田原市地域経済振興戦略ビジョン

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	創業者数(単年)	(令和6年度) 67者	増	(令和10年度) 76者
2	立地を支援した 企業の新規市民雇用者数(累計)	(令和6年度) 26人	増	(令和10年度) 130人
3	展示会・見本市における 引合(商談)件数(単年)	(令和6年度) 785件	増	(令和10年度) 830件
4	小田原駅周辺流動客数(単年)	(令和6年度) 122,519人	増	(令和10年度) 133,879人

関連部局 経済部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1601 市内事業者の成長促進

- 経営に不安を覚える事業者に寄り添い、国や県の動向を踏まえながら、雇用環境整備や新規事業の展開、デジタル化、各種補助制度等の経営相談に対し、事業者のニーズに即した支援を行います。
- 低利な融資制度、信用保証料の補助制度などにより、市内事業者の円滑な事業活動、健全な発展を助けます。
- 商工会議所や商工会への財政的支援を通じて、事業者向けのセミナーや融資相談、景況調査などに努め事業者を支援します。

- 主な取組
- 中小企業の経営支援
 - 金融機関と連携した中小企業への融資支援
 - 小田原箱根商工会議所・小田原市橘商工会の運営支援
 - 地域経済循環型住宅リフォームの支援
 - 市域における適正計量の確保・普及

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1602 多様な手段による働く場の創出

- 商工会議所や商工会、各金融機関等と連携し、創業しやすい環境が作られるよう創業支援を進めます。また、それに関する事業承継支援も行います。
- ワーク・プレイス・マーケットのコミュニティの力を軸に、AI関連などの新産業の創出、新たなビジネスの立ち上げ、オープンイノベーション※28の促進を支援します。
- 市の魅力や優遇制度を周知することで、工場、研究所、事務所などの企業誘致を推進するとともに、市内企業の再投資を促すことにより、市民の働く場の創出に取り組んでいきます。
- 雇用・就労支援として関係機関との連携をより一層進め、様々な立場の方の円滑な就職と職場への定着につながる取組を推進します。

- 主な取組
- 企業誘致の推進
 - ビジネスプロモーション拠点を活用した市の魅力発信・市内事業者とのマッチング
 - 企業市民まちづくり協議会の開催
 - 創業・経営相談、起業スクールなどの開催支援
 - ワーク・プレイス・マーケットでのビジネス展開支援
 - 若年者層等の雇用支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1603 地域産業の振興

- 地場産業に関わる組合や団体が取り組む後継者の育成や技術の継承、販路開拓を支援します。
- 地場産業の振興について、関係団体と連携しながら、インバウンドも視野に入れた首都圏でのイベントに出展します。
- 地場産業界等が実施する各種啓発イベントや教室について、集客に向けた効果的な情報発信方法などを関係者と検討しながら実施していきます。
- 販路開拓を目指す中小企業や個人事業者を対象に、展示会や見本市への出展に対し経費の一部を助成します。
- 本市が誇るものづくりを広く発信するために、主に未来を担うこどもたちを対象とした啓発事業を、ものづくり事業者と連携して実施します。地域資源を活用した特産品づくりによる、新たな産業の育成を推進します。

- 取組
- 地場産業団体の活動支援
 - 産業発展功労者の表彰
 - ものづくりなどの体験教室の開催支援
 - 展示会・見本市出展への補助
 - 新たな特産品開発の推進

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1604 商店街と中心市街地のにぎわいづくり

- 商店街連合会や商店街団体等の活動を支援して、まちのにぎわいと交流を創出し、本市の商業全体の活性化を図ります。
- 起業者が出店する際の受け皿となり得る物件を増やし、商店街のにぎわいを創出します。
- 歴史や文化、地場産業など地域資源の魅力を生かし、中心市街地から波及する商業の振興と回遊の促進に取り組みます。
- 小田原地下街「ハルネ小田原」の商業機能を高め、地域経済の振興と中心市街地の活性化につなげます。

- 主な取組
- 空き店舗の実態調査、利活用の促進
 - 商店街連合会への補助
 - 商店街団体等への補助
 - 小田原地下街「ハルネ小田原」の管理運営
 - 小田原宿なりわい交流館の管理運営
 - 街かど博物館の活動支援

用語解説

※28 オープンイノベーション
市内外の様々な事業者、人、地域資源などが出会うことで、事業拡大や事業効率の向上、新たな価値が創出される動きのこと。

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く小田原

豊かな資源の基に産業が育ち、
地域経済の好循環が生まれるまち

施策

17 農林業

目指す姿

農業者が丹精込めて生産した農産物を市民も誇らしく思い、市民・来訪者は農業の必要性を理解し地域の農業を支えることで、持続可能な農業が展開しています。また、地域産木材の利用拡大など、林業・木材産業の活性化と共に森林整備が図られ、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用が進んでいます。



小田原いちばやさい

現状と課題

- 農業者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足は、農産物の減少や耕作放棄地の拡大につながるため、新たに多様な担い手を確保、育成、支援する必要があります。
- 有害鳥獣による農作物被害は、農業者の耕作意欲の減退の原因となり、耕作放棄地の拡大につながります。さらに、放置された耕作放棄地が有害鳥獣の住処となることで農作物被害が拡大するという悪循環になるため、有害鳥獣対策を行う必要があります。
- 農業者の収入が不安定であることが、担い手不足の要因となっていると考えられることから、所得の安定化と向上を図るため、農作物のブランド化や有機農業の拡大による高付加価値化などを行う必要があります。
- 森林面積の約7割を占めるスギ・ヒノキ人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、人工林を適切に整備し、そこから生産される小田原産木材を公共建築物等に活用するなど、積極的な利用を進める必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市農業振興計画
- ・小田原市農業振興地域整備計画
- ・小田原市鳥獣被害防止計画
- ・小田原市公設青果地方卸売市場事業経営戦略
- ・おだわら森林ビジョン

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	新規就農者数(累計)	(令和6年度) 106人	増	(令和10年度) 138人
2	耕作放棄地解消面積(累計)	(令和6年度) 70a	増	(令和10年度) 380a
3	農業算出額(直近5箇年平均)(単年)	(令和5年度) 366千万円	増	(令和10年度) 380千万円
4	小田原産木材の流通量(単年)	(令和6年度) 4,197m³	増	(令和10年度) 5,500m³

関連部局 経済部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1701 農業の担い手育成と交流体験の推進

- 農地の維持保全や食料確保のため、新規就農者など農業の多様な担い手を育成します。
- 農業者と消費者の交流を促進するため、交流型農業への支援をします。
- 梅やその他の特産物を生かした農業の振興と地域の活性化を図るため、梅の里センター等の適正な事業運営を行います。

取主組な ■ 新規就農者・就農希望者に対する支援 ■ 援農者団体への支援 ■ 地域支援型農業※29の促進
■ 市民農園支援 ■ 交流型農業への支援 ■ 梅の里センター等の管理運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1702 農業生産基盤の整備・保全

- 農地の利用集積や農地の持つ多面的機能を発揮させ農村地域の活性化を図るため、耕作放棄地の解消など農地の再生・保全を行う農家や農業団体等を支援します。
- 農業振興地域の適切な管理をするため、農地地図情報システムの更新をします。
- 気候変動や耕作放棄地の拡大、食料確保とエネルギーの利用など、農業を取り巻く様々な問題がある中、それを解消する手段の一つとして、適した場所に設置する営農型太陽光発電について検討していきます。
- 千代地区の県営ほ場整備を推進するため、権利者調整等を行います。
- 農業者の生産性向上のため、農道・用排水路の整備・維持管理を行います。
- 農業環境の維持保全のため、地域共同で行う農地維持活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

取主組な ■ 耕作放棄地の解消支援 ■ 農業振興地域の管理 ■ ほ場の整備
■ 農道・用排水路の整備・維持管理 ■ 農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1703 農業生産・流通の振興

- 農作物被害削減のため、小田原市鳥獣被害防止対策協議会への支援などを行います。
- 農業者の所得向上のため、地場産農産物の高付加価値化やブランド化に向けた支援を行います。
- 環境負荷低減が図られる有機農業の更なる拡大のため、地域ぐるみで取組を進めます。
- 消費者への農作物の安定的な供給のため、青果市場を適切に管理運営しつつ、今後の市場のあり方を検討していきます。

取主組な ■ 有害鳥獣による農業被害の対策 ■ スクミリングガイ対策 ■ 地場産農産物の高付加価値化、ブランド化への支援
■ 有機農業の推進 ■ 青果市場の管理・あり方検討

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1704 林業・木材産業の振興

- 「小田原市いこいの森」の適正かつ効果的な運営を図るため、必要な整備等を進めます。
- 林業経営や森林管理など、森林を有効に利用するため、必要な林道の整備・維持管理を行います。
- 地域産木材の利用拡大を図るため、公共建築物での木材利用を積極的に進めるとともに、民間建築物における木材利用の取組を支援します。
- 森林や木材への理解・関心を高めるため、森林環境教育や木育を中心とした普及啓発活動等を展開します。

取主組な ■ いこいの森の管理運営 ■ 林道の整備や管理 ■ 公共施設の内装木質化の推進
■ 地域産木材の利用拡大の促進 ■ 森林環境教育・木育の推進

用語解説

※29 地域支援型農業
持続可能な農業の実現を目指すため、消費者等地域に住む方々が農業の実情を知り、農業を支えていくという意識の醸成を図る等、地域が一体となって農業を支える体制の構築を目指す取組。

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く小田原

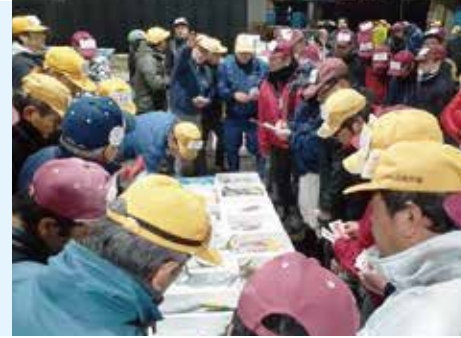
豊かな資源の基に産業が育ち、
地域経済の好循環が生まれるまち

施策

18 水産業

目指す姿

海と川が育んだ小田原の魚を求めて多くの来訪者で賑わい、生産、加工、流通、販売それぞれの現場が生き生きと活動しています。



水産市場での競り

現状と課題

- 小田原漁港については、神奈川県が策定した機能保全計画による老朽化対策に協力しています。
- 漁業利用頻度が高い江之浦漁港の防災機能強化を進めるとともに、石橋、米神漁港については適正な維持管理が必要です。
- 漁業については、高齢化や若者の漁業離れによる後継者不足が懸念されており、水揚げが減少することで水産業全体が打撃を受ける可能性があることから、新たな担い手を育成していく必要があります。
- これまでの取組の成果もあり、小田原の水産物の認知度は向上していますが、産地競争力を強化するためには、時代に即した施策の展開によるブランドの磨き上げなど、更なる取組が必要です。
- 水産市場については、老朽化した施設の再整備に向けた検討を加速化させ、高品質な水産物の安定供給を実現させる必要があります。
- 水産市場や小田原漁港が位置している早川地区周辺のにぎわい創出に向けて、小田原漁港周辺への来訪者の滞在時間が短いことから、水産市場と漁港の駅TOTOCO小田原を核とした小田原漁港周辺の回遊性を高める必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市公設水産地方卸売市場事業経営戦略
- ・江之浦漁港機能強化基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	小田原漁港の水揚げ量 (直近5箇年平均)(単年)	(令和6年度) 2,928t	維持 →	(令和10年度) 2,928t
2	小田原刺網漁業塾 ^{※30} 受講者数 (単年)	(令和7年度) 1人	維持 →	(令和10年度) 1人
3	水産市場開場日数(単年)	(令和6年度) 255日	維持 →	(令和10年度) 255日
4	漁港の駅TOTOCO小田原の 年間レジ通過者数(単年)	(令和6年度) 69万人	増 ↗	(令和10年度) 73万人

関連部局 経済部



詳細施策 1801 漁港・漁場の整備

3年間で
取り組むこと

- 小田原漁港については、神奈川県が策定した機能保全計画による老朽化対策に協力します。
- 施設老朽化や被害リスクを軽減するため、江之浦漁港の機能強化を図ります。
- 限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から漁場の整備を進めます。

- 取組組な
- 小田原漁港の整備促進
 - 市営漁港等の維持管理・防災機能強化
 - 稚貝の放流支援
 - 藻場の再生
 - 漁場の改良造成

詳細施策 1802 漁業の担い手育成と経営支援

3年間で
取り組むこと

- 漁業や水産業の新たな担い手を育成する取組を進めるとともに、経営基盤の安定と自立を支援します。

- 取組組な
- 水難救済会への支援
 - 漁業就業支援フェアへの出展
 - 漁業体験の実施
 - 小田原刺網漁業塾の実施

詳細施策 1803 水産市場の管理運営と再整備

3年間で
取り組むこと

- 再整備までの間、安全・安心に水産物を供給するため、既存市場の機能維持を図ります。
- 老朽化した水産市場施設について、市場関係者と丁寧に意見交換をしながら、早期の再整備を目指します。

- 取組組な
- 水産市場施設の管理運営
 - 水産市場の再整備基本計画の策定

詳細施策 1804 小田原漁港エリアのにぎわいづくり

3年間で
取り組むこと

- 漁港の駅TOTOCO小田原を効果的・効率的に管理運営するとともに、水産市場をはじめ小田原漁港周辺の回遊性を高めることで、小田原漁港エリア全体のにぎわいを創出します。
- 小田原の魚の更なる認知度向上や消費拡大を図るため、水産関係者で組織した協議会を中心に、ブランド化の取組や新商品の開発を行いながら、その魅力発信に取り組めます。

- 取組組な
- 漁港の駅TOTOCO小田原の管理運営
 - 漁船を活用したクルーズ事業
 - 小田原みなとまつりの開催
 - 小田原あじ・地魚まつりの開催
 - 漁業交流体験の支援

用語解説

※30 小田原刺網漁業塾
漁業の担い手確保を目的に、体系的に刺網漁業就業の基礎について学ぶ講座のこと。

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く小田原

豊かな資源の基に産業が育ち、
地域経済の好循環が生まれるまち

19 観光

目指す姿

歴史・文化・なりわいといった地域資源や立地特性が最大限に生かされ、市民一人ひとりが小田原の魅力を再認識し、発信するなど観光にまつわる市民協働が進み、「光」あふれる観光地となっています。



北條五代祭り

現状と課題

- 箱根や伊豆といった日本を代表する観光地を控える立地であるため、「箱根・伊豆観光のついでの立ち寄り地」として認識されており、箱根には多くの外国人観光客が訪れている中、その多くが新幹線等で本市を素通りしています。
- 小田原城や邸園文化など歴史観光・文化観光が中心のため、来訪客の年齢層は高めで、若年層やファミリー層が相対的に少ない傾向にあります。
- 城下町・宿場町を中心に発展した地場産業やなりわいといった産業観光も、重要な観光資源として活用する必要があります。
- 小田原城を中心とした中央エリアが観光のメインであり、中央エリア以外への来訪や市内の回遊は少なく、郊外エリアの観光イメージが弱くなっています。
- 観光資源は、小田原城や総構、板橋地区の邸園など一つひとつが離れており、特定のエリアに集中しておらず、市内に点在しています。
- 本市には観光関連の市民団体がいくつもあり、観光振興に向けて活躍していますが、市民の多くは小田原を観光地としてあまり認識していない状況です。

関連する個別計画

- ・小田原市観光戦略ビジョン

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	観光協会主要行事 観客動員数(単年)	(令和6年度) 1,861千人	増	(令和10年度) 2,092千人
2	観光案内施設利用者数(小田原駅、 早川駅、観光交流センター)(単年)	(令和6年度) 295,000人	増	(令和10年度) 375,000人
3	二次交通利用者数(観光回遊バス) (単年)	(令和6年度) 12,000人	増	(令和10年度) 13,200人
4	市内まち歩きツアー企画数(単年)	(令和6年度) 41件	増	(令和10年度) 53件

関連部局 経済部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 1901

常時誘客の推進

- DMO※31やDMC※32、民間事業者、市民と連携し、インバウンド対応を含めた地域の観光受入体制や情報発信力を強化します。
- 催事(イベント)後の常時誘客につなげるため、再来訪施策の展開や積極的なメディア放映等により本市の認知度を高めます。
- 小田原ならではの着地型体験商品の充実や風魔忍者の市内外へのPRなどによりインバウンド誘客を推進します。

- 取主組な
- 小田原市観光協会との連携及び支援
 - 地域集客サービス統括会社(DMC)と連携した観光誘客
 - 市民や民間事業者等と連携したインバウンド向け観光施策の充実

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1902

観光コンテンツの充実

- 関係団体と連携し、「健やかな食のまち小田原」推進プログラムに掲げた各取組を着実に実施します。
- SNSやデジタル技術等を活用して効果的なプロモーションを実施します。
- 小田原城や北条五代をはじめとする歴史観光を推進します。
- アニメ関連など新たな観光コンテンツの造成に取り組みます。
- 観光案内所や観光交流センターでは、観光客のニーズに合わせたサービスを提供します。

- 取主組な
- 健やかな食のまちの推進
 - 新たな観光コンテンツの造成
 - 観光案内所の管理運営
 - 観光交流センターの管理運営
 - 海水浴場の運営
 - 広域連携による観光振興

3年間で
取り組むこと

詳細施策 1903

回遊の促進

- 市民や事業者が歴史・産業・文化など身近な観光資源を再認識するまち歩きツアーを実施します。
- 観光協会やまち歩き団体と連携して、地域資源を生かしたまち歩きツアーを拡充し、更なるまち歩き観光を推進します。
- 観光回遊バスとレンタサイクルは、利用特典の充実を図るなど、利用率向上を促進します。

- 主な取組
- レンタサイクルの運営
 - 観光回遊バスの運行
 - まち歩き団体と連携したまち歩きツアーの造成・実施
 - 散策マップの更新
 - ウォーキングコースの維持管理

用語解説

※31 DMO
Destination Management Organizationの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

※32 DMC
Destination Management Companyの略。各種機関と連携し、観光地経営・資源開発を行う地域特化型旅行会社のこと。

20 文化

目指す姿

「文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち」、「まち全体が舞台となり、日常の暮らしに文化が息づく魅力あるまち」、「小田原ならではの文化が世界にひらかれているまち」が創造されており、小田原ならではの多彩な文化が息づいています。



おだわらカルチャーアワード

現状と課題

- 文化・芸術の拠点となっている小田原三の丸ホールを中心に、市民が文化に親しみ、活動を行うための機会の提供が進んでいます。
- 小田原三の丸ホールは、年間来場者数が約35万人と多くの方が訪れていますが、その多くはホールの利用のみに留まっていることから、周辺の商業施設や観光施設等との連携により、回遊性の促進が望まれます。
- 文化・芸術活動の主な担い手である市民文化団体の多くは高齢化が進み、その活動の維持が年々難しくなっており、若い世代を含め、文化活動を行う者だけでなく、文化活動を支える関係者を含めた担い手の掘り起こしや育成が必要となっています。
- 国内外の姉妹都市や友好都市などとの都市間交流が行われていますが、交流内容が固定化しており、活性化に向けた検討が必要です。
- 国際交流では、市民主体の交流が行われていますが、コロナ禍における活動中断の影響などにより、活動の担い手不足が進んでいます。

関連する個別計画

- ・小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	小田原三の丸ホール及び生涯学習センターけやきホールにおける催事数(単年)	(令和6年度) 481件	増	(令和10年度) 500件
2	小田原三の丸ホールの来館者数(単年)	(令和6年度) 35.3万人	増	(令和10年度) 39万人
3	アウトリーチ事業における児童の満足度(5点満点)(単年)	(令和6年度) 4.8点	維持	(令和10年度) 4.8点
4	姉妹都市等との交流事業数(単年)	(令和6年度) 8本	増	(令和10年度) 11本

関連部局 文化部



詳細施策 2001

文化・芸術の振興

- 文化振興審議会の開催により、小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の評価及び進捗管理を行います。
- 市美術展覧会やおだわらカルチャーアワードの開催などを通じ、市民の文化・芸術活動を支援します。
- 市民がまちなかで気軽にアートに触れられるまちづくりに取り組みます。
- アウトリーチ※33事業の実施により、子どもたちに文化・芸術への体験機会を創出するとともに、地元アーティストに活動の場を提供します。
- 指定管理者と連携し、小田原三の丸ホールの更なるサービスの向上を図るとともに、周辺施設への回遊促進に努めます。

主な取組

- 小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の推進・進行管理
- 小田原文化レポーターの支援
- おだわらカルチャーアワードの開催
- 市美術展覧会の開催
- アウトリーチ事業の展開
- 小田原三の丸ホールの管理運営

3年間で取り組むこと

詳細施策 2002

文化交流の推進

- 国内外の姉妹都市や友好都市等との連携や交流に取り組み、市民主体の文化交流を進めるとともに、国際理解の促進に努めます。
- 民間団体と連携、協力し本市の国際化の促進に努めます。

取組

- 国内外の姉妹都市等や外国籍住民との交流
- 姉妹都市等との交流事業への支援

3年間で取り組むこと

用語解説

※33 アウトリーチ
一般的には、日本語で「手を伸ばすこと」を意味し、地域への奉仕活動や現場出張サービスを指す。芸術文化の分野で用いる場合は、普段、文化・芸術に触れる機会の少ない人々の生活の場(学校や福祉施設など)に向向いてコンサートやワークショップを行い、芸術文化の裾野を広げることを指す。

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

21 歴史資産

目指す姿

歴史資産の適切な管理と整備活用による歴史的街なみの再形成が進み、本質的価値や魅力が高まることで来訪者が増加するほか、市民が、地域に残る文化財や良好な歴史的風致に囲まれながら暮らし、四季折々の祭礼を楽しむなど豊かな時間を過ごすことで、まちに愛着と誇りを感じています。



小田原城天守閣

現状と課題

- 小田原城跡や石垣山等の史跡では、老朽化した施設の整備や樹木の剪定等、適切な維持管理に取り組む必要があります。
- 小田原城跡では史跡整備を進めており、御用米曲輪では整備方針の検討に伴う発掘調査を行うとともに、天守閣の将来的な再整備に関わる検討を進めるほか、小田原城からの市内への回遊性を高めるため、指定管理者等と連携強化を図る必要があります。
- 埋蔵文化財調査遺物は年々増加し続けている一方で、保管場所が限られていることから、収蔵施設の整備について検討が必要です。
- 無形民俗文化財保護団体の後継者不足が長年の課題であり、小田原民俗芸能保存協会の活動を支援する必要があります。
- 本市固有の歴史的風致の維持向上に向け、小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、重点区域における歴史的風致形成建造物の保存活用や、建造物・道路・植栽等の修景整備、祭礼・伝統行事等の活動の促進など複合的な取組を進める必要があります。
- 西海子小路周辺は、板橋やかまぼこ通り、小田原漁港をつなぐ位置にあることから、小田原城跡エリアにとどまらない交流人口の拡大に向け、交流・回遊拠点としての整備を進める必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市文化財保存活用地域計画
- ・史跡小田原城跡保存活用計画
- ・小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)
- ・歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	小田原城天守閣・常盤木門・小田原城歴史見聞館の総入館者数(単年)	(令和6年度) 872,000人	増 ↗	(令和10年度) 887,000人
2	文化財公開事業等来訪者数(単年)	(令和6年度) 8,000人	維持 →	(令和10年度) 8,000人
3	市有の歴史的風致形成建造物※の年間来館者数(単年)	(令和6年度) 93,400人	増 ↗	(令和10年度) 99,000人

※松永記念館、清閑亭、小田原文学館、旧松本剛吉別邸、小田原宿なりわい交流館、皆春荘

関連部局 文化部



3
年間
で
取
り
組
む
こ
と

詳細施策 2101

小田原城などの整備・活用

- 御用米曲輪の整備方針を定め、実施設計に向けた準備に入ります。
- 小田原城跡の天守閣と大手門の将来的な整備に向け、調査・検討を行います。
- 史跡における石垣カルテ作成に着手します。
- 国等の関係機関と連携を図りながら老朽化する施設等の改修に取り組むとともに、史跡内の樹木剪定や危険樹木等の伐採など適正な植栽の維持管理を行います。
- 小田原城天守閣等の展示リニューアルを検討するとともに、誘客促進の取組を指定管理者等と連携して推進します。

- 取主
組な
- 史跡小田原城跡の保存・活用・整備
 - 史跡石垣山の保全対策
 - 史跡等用地の取得
 - 城址公園施設の環境整備
 - 天守閣の展示リニューアル検討と特別展の開催
 - 天守閣等の管理運営

詳細施策 2102

文化財の保存・活用

- 関係4市(小田原市・平塚市・厚木市・南足柄市)で取り組んでいる相模人形芝居の総合調査を進め、報告書を刊行します。
- 無形民俗文化財の保護団体等が行う後継者育成事業を支援します。
- 文化財所有者が行う修繕費用等の一部を補助し、文化財の保存に努めます。
- 各町に伝わる祭礼文化等を保存継承するため、祭礼に使用される山車や神輿等の修繕に関する支援策を行います。
- 埋蔵文化財調査を実施し、出土した遺跡や遺物を整理・記録し適切に保管するとともに、報告書を刊行します。
- 埋蔵文化財調査の成果や文化財建造物の公開を通じて、市民の文化財保護に対する意識の醸成を図ります。

- 取主
組な
- 指定文化財等の保存管理や修理
 - 相模人形芝居総合調査の実施
 - 山車・神輿の修繕支援の検討・実施
 - 文化財の公開
 - 緊急発掘調査や遺跡・遺物の整理と記録
 - 収蔵施設整備の検討

詳細施策 2103

歴史まちづくりの推進

- 市有の歴史的風致形成建造物の保全と利活用など歴史的風致維持向上計画(第2期)に位置付けた事業を推進します。
- 歴史的風致形成建造物の指定及び改修整備に向けた調査、調整を進めます。
- 小田原文学館本館・別館・庭園等の施設について、小田原駅・小田原城跡から小田原漁港、板橋・かまぼこ通り方面への誘客拡大等に向けた回遊・交流拠点としての整備・機能強化を進めるとともに、旧保健福祉事務所跡地の活用について検討していきます。

- 取主
組な
- 歴史的建造物(皆春荘・旧松本剛吉別邸・旧内野醤油店など)の活用
 - 歴史的風致維持向上計画の進捗管理
 - 小田原文学館の管理運営
 - 旧保健福祉事務所跡地の活用検討

3
年間
で
取
り
組
む
こ
と

22 スポーツ

目指す姿

誰もがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも自らが進んでスポーツに親しんでいます。



城下町おだわらソーデーマーチ

現状と課題

- 本市には地域住民で構成される各地区の体育振興会・体育協会のほか、市民のスポーツ活動への指導・助言を行うスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなど、様々な主体が地域スポーツ活動の受け皿となっていますが、その認知度が低いことが課題です。
- 競技を中心としたスポーツだけでなく、身近で気軽に楽しめるスポーツへの需要が高まっています。生涯スポーツ社会の実現に向けては、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが気軽に参加でき、主体的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりが必要です。
- 本市のスポーツ施設の多くは経年による老朽化が進む一方で、社会情勢や生活スタイルの変化によりスポーツに求められるものも多様化していることから、スポーツ施設の効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、市民ニーズ等を踏まえた、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整える必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市スポーツ振興基本指針
- ・小田原市スポーツ施設整備基本計画

成果目標

指標	基準値	目標の方向性	目標値
1 スポーツイベント参加者数(単年)	(令和6年度) 10,528人	増	(令和10年度) 12,797人
2 スポーツ施設利用者数(単年)	(令和6年度) 98.9万人	増	(令和10年度) 103万人
3 新規スポーツ施設整備数(累計)	(-) 一施設	増	(令和10年度) 1施設

関連部局 文化部



3
年
間
で
取
り
組
む
こ
と

詳細施策 2201

地域スポーツの振興

- (公財)小田原市体育協会や小田原市スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツ団体等と連携しながら、地域社会全体での健康づくりを視野に入れ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興を図っていきます。
- こどもから大人まで、あらゆる年齢層が気軽に取り組めるウォーキングを日常生活に定着させるため、ウォーキングイベントの開催やコースの周知を行います。

- 主
な
取
組
- 城下町おだわらツーデーマーチの開催
 - 各種スポーツ教室の開催
 - 柔道・剣道錬成教室の開催
 - ジュニアアスリートの支援
 - 総合型地域スポーツクラブの支援
 - スポーツ推進委員の活動支援

3
年
間
で
取
り
組
む
こ
と

詳細施策 2202

スポーツを実施する環境づくり

- 既存スポーツ施設の持続的な機能維持及び運営に向けた日常的な維持修繕を行うほか、定期的な点検や改修を行い、良好な施設状態を維持します。
- 市スポーツ施設整備基本計画に基づく各施設の個別事業に取り組んでいきます。

- 主
な
取
組
- 小田原アリーナ・城山陸上競技場等の管理運営
 - 城山庭球場の管理運営
 - 御幸の浜プールの管理運営
 - 城内弓道場の管理運営
 - 酒匂川スポーツ広場等の管理運営
 - 酒匂川左岸サイクリング場の管理運営

3
年
間
で
取
り
組
む
こ
と

詳細施策 2203

新たなスポーツ施設の整備

- 市スポーツ施設整備基本計画に基づいて、パークゴルフ場やスケートボードパークなど、新たなスポーツ施設の整備に向けた準備や検討を進めていきます。

- 取
主
組
な
- パークゴルフ場の整備に向けた検討
 - スケートボードパークの整備に向けた検討

23 防災・減災

目指す姿

地域防災計画や強靱化地域計画などが着実に推進されるとともに、日頃から地域、学校、事業者、行政など多様な主体との連携強化を図ることで、大規模地震や風水害などから市民が守られており、突発的な事案にも即応できる災害に強いまちとなっています。



いっせい総合防災訓練

現状と課題

- 大規模自然災害が起きた際の被害をできるだけ軽減化するため、建築物の耐震化の促進や防災意識の啓発を進めています。
- 都市の主要な機能を機能不全に陥らせないよう、公共施設やインフラの耐震化を推進していく必要があります。
- 激甚化する災害に対して、防災情報の伝達手段の強化や防災資機材の整備を進め、地震や津波、風水害などの災害時に即応するための体制強化に努めています。
- 情報伝達手段のデジタル化を推進していますが、同時にデジタルデバイド対策も徹底していく必要があります。
- 平時において、女性や要配慮者など多様な住民が参加する実践的な防災訓練を行うことで、様々な状況にある住民に配慮した避難所運営ができるようになるなど、地域住民が自主的に協力して行動できる関係を構築できるよう、自主防災組織などの強化を図っています。
- 災害時に多くの市民が避難生活を送ることになる各広域避難所においては、プライバシーの確保や衛生的なトイレ環境の整備に取り組み、災害関連死を防ぐための環境整備を進めていく必要があります。
- 他自治体との相互応援協定について、すでに協定締結済みの遠隔自治体とは、災害時に実効性のあるものとなるよう平時からの関係性向上に努め、さらに、県内の近隣自治体とは情報共有を密にし、顔の見える関係性を維持する必要があります。
- 危機管理体制の整備に必要な各種計画について、適宜見直しを実施し、様々な危機に迅速に対応できるように組織体制の整備を進めています。また、非常時の相互応援が円滑に進むよう、関係機関などとの連携を更に強化していく必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市地域防災計画
- ・小田原市強靱化地域計画
- ・小田原市災害時備蓄計画
- ・小田原市津波防災地域づくり推進計画
- ・小田原市災害時トイレ確保計画
- ・小田原市耐震改修促進計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	住宅の耐震化率(単年)	(令和3年度) 90.0%	増 ↗	(令和10年度) 94.5%
2	マンホールトイレの設置率(累計)	(令和7年度) 40.0%	増 ↗	(令和10年度) 76.0%
3	総合防災訓練及び地域防災訓練の参加者数(単年)	(令和6年度) 4,305人	増 ↗	(令和10年度) 7,000人
4	防災教室の参加者数(単年)	(令和6年度) 2,899人	増 ↗	(令和10年度) 3,050人
5	市と自治会と事業所との三者協定締結数(単年)	(令和6年度) 3件	維持 →	(令和10年度) 3件

関連部局 防災部、福祉健康部、建設部、都市部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2301 災害被害軽減化の推進

- 大規模地震が発生した際の人的・物的被害の軽減化事業への補助を行います。
- 市内の建築物耐震化の普及啓発や、耐震化費用等の助成を行います。
- 神奈川県各種減災対策事業を推進します。

取主
組な

- ブロック塀の撤去促進
- 感震ブレーカー設置促進
- 建築物耐震化の普及啓発
- 急傾斜地崩壊対策の推進
- 準用河川の改修
- 河川や水路構造物等の氾濫対策

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2302 災害時即応体制の強化

- マンホールトイレ整備など、広域避難所の機能強化を進めます。
- 小田原市災害時備蓄計画に基づき、備蓄食料や生活支援資機材等の備蓄を進めます。
- 防災情報伝達手段の更新や管理運用を行います。
- 防災アプリなど導入済みのデジタルツールの普及促進を図ることとあわせて、情報伝達に関する新たなデジタル技術の導入を検討します。

取主
組な

- 広域避難所へのマンホールトイレの設置
- 災害時の備蓄食料の充実
- 防災行政無線の更新や管理運用
- 「おだわら防災ナビ」の利用促進
- 医薬品の確保、衛生材料の備蓄

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2303 地域防災力の強化

- いっせい総合防災訓練を実施し、地域住民の災害対応能力の向上や地域住民の防災意識の啓発を行います。
- 防災リーダー研修や防災教室を実施し、災害対応能力の向上や地域住民の防災意識の啓発を行います。
- 自主防災組織に対する補助金を交付し、防災資器材の整備を推進します。
- ハザードマップなど、防災啓発資料を作成し、防災意識の向上を図ります。

取主
組な

- 市民向け防災講演会の開催
- ハザードマップなどの配布
- 防災リーダー研修会の開催
- 自主防災組織の育成支援
- 広域避難所の運営支援
- いっせい総合防災訓練の開催

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2304 危機管理体制の整備

- 地域防災計画に富士山火山に関する防災対策を拡充するなど、防災に係る各種計画の見直しを実施します。
- 大規模災害時に設置する災害対策本部について、情報の集約、発信を迅速に行えるよう機能の充実を図ります。
- 災害時における民間事業者からの協力体制を確立するため、市と自治会と事業者との三者協定締結を推進します。

取主
組な

- 防災関連各種計画の見直し
- 防災会議の開催
- 災害対策本部訓練の実施
- 災害時相互応援体制の確立
- 応急危険度判定士の養成
- 被災宅地危険度判定士の養成

24 安全・安心

目指す姿

犯罪被害や交通事故に遭うことなく、必要なときには消費生活相談や暮らしの相談をすることができ、誰もが安全・安心に暮らしています。



交通教室

現状と課題

- 全国的に刑法犯認知件数は増加傾向にあるため、これまで以上に関係機関と連携し、多様化する犯罪に対する防犯活動の実施が必要です。
- 令和8年(2026年)4月に施行される改正道路交通法による自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用を踏まえ、交通安全啓発活動の実施等について関係機関と調整・検討していく必要があります。
- 消費者問題は年々高度化・多様化していることから、県等との連携や情報交換により、相談員のスキルアップを図り、問題解決に努めていくとともに、被害の未然防止を図るための継続的な啓発活動を行うことが必要です。
- 犯罪被害者等は、直接的な被害に加え様々な困難にも直面するため、必要な情報の提供・助言を行うほか、関係機関等と連携して支援に取り組むことが必要です。

関連する個別計画

<なし>

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	防犯灯新設数 (直近3箇年平均)(単年)	(令和6年度) 54灯	維持 →	(令和10年度) 54灯
2	防犯カメラ補助件数 (直近5箇年平均)(単年)	(令和6年度) 4件	維持 →	(令和10年度) 4件
3	交通教室受講人数 (直近2箇年平均)(単年)	(令和6年度) 11,500人	増 ↗	(令和10年度) 13,000人
4	放置自転車等移動台数 (直近2箇年平均)(単年)	(令和6年度) 1,000台	減 ↘	(令和10年度) 900台
5	消費生活相談における問題解決率 (直近3箇年平均)(単年)	(令和6年度) 85.0%	維持 →	(令和10年度) 85.0%

関連部局 市民部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2401 地域の安全確保

- 防犯灯の維持管理を行います。また、自治会からの要望を受け防犯灯を新設します。
- 自治会が管理する防犯灯の維持管理費や自治会が設置する防犯カメラの設置費用を補助し、地域の防犯対策を支援します。
- 特殊詐欺に関する情報発信や迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費の補助により、被害の未然防止に取り組みます。
- 小田原地方防犯協会や小田原警察署管内防犯指導員協議会小田原支部会に対し、防犯パトロールや防犯キャンペーン等の活動を支援し、地域の防犯力向上を図ります。

- 主な取組
- 防犯灯の新設・維持管理
 - 自治会が管理する防犯灯に対する補助
 - 地域防犯カメラ整備促進
 - 特殊詐欺対策電話機器購入費の補助
 - 小田原地方防犯協会等の活動支援

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2402 交通安全活動の推進

- 小田原市交通安全対策協議会が実施する交通安全運動を支援し、地域の交通安全意識の高揚に努めます。
- 保育所や幼稚園、小学校等において交通教室を開催し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
- 自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助し、自転車乗車中の事故被害の軽減及び交通安全意識の啓発を図ります。
- 自転車等利用者に対する放置防止の啓発や放置自転車等の撤去を行うほか、自転車駐車場の維持管理を行います。

- 取組
- 交通安全対策協議会の活動支援
 - 交通教室の開催
 - 自転車乗車用ヘルメット購入費の補助
 - 自転車駐車場の維持管理
 - 放置自転車等の撤去

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2403 暮らしの相談と消費者行政の推進

- 市民等からの消費生活相談に対し、専門の相談員による事業者との自主交渉や解決策などの助言・あっせんを行います。
- ホームページや広報等により、消費者被害の未然防止のための注意喚起や情報提供を行います。
- 一般相談や専門家が行う特別相談により、問題解決に向けた支援や専門的な相談窓口等の案内を行います。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減・回復を図るため各種支援等に取り組んでいきます。

- 取組
- 消費生活啓発講座の開催
 - 消費生活センターの設置
 - 消費者被害未然防止の啓発
 - 関係機関等との連携による高齢者被害の防止
 - 市民相談窓口の設置
 - 犯罪被害者等への支援

25 都市基盤

目指す姿

市民がまちに愛着を持って、快適に暮らしています。



小田原駅前

現状と課題

- 人口減少・更なる少子高齢化が進行する中でも、生活サービス施設や公共交通が維持できる持続可能なまちとするためには、一定の人口密度が維持されるよう都市機能や居住を集約していく取組が必要です。
- 本市では都市機能や居住が集積している鉄道駅等の周辺を拠点とし、各拠点が公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指しています。
- 鉄道事業者5社6路線18駅と、バス事業者4社が運行する路線バスにより面的な公共交通ネットワークが構築されていますが、利用者減少や運転士不足などにより、路線バスは大幅な減便、廃止が複数回行われています。
- 持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、既存の公共交通の維持・確保を基本として、新たな移動手段の導入などを検討する必要があります。
- 小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業が完了し、駅前の風景が変わってきました。一方で、商業ビルの老朽化や、建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えており、市街地開発等を推進することで、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、本市の経済やにぎわいを牽引する顔となるまちづくりを進める必要があります。
- 早川地区では、小田原漁港区域内にある水産市場の再整備の検討が進められており、今後、更なるにぎわいが想定されることから、それと連動した早川駅や駅前広場の再整備に向けた検討を進める必要があります。
- 小田原城や旧東海道周辺の回遊性を高め、観光地としての地区の魅力を更に向上させることが必要です。
- 本市の貴重な文化財や歴史的建造物等の保全を図るとともに、更なる魅力の発信と地域活性化に資する利活用を進める必要があります。
- 自然風土や歴史的・文化的資源など小田原らしい地域の特徴を生かした街並みを保全しつつ、快適で個性豊かな都市として次世代に引き継いでいく必要があります。
- 様々な価値観やワーク・ライフ・バランスなど市民のニーズに対応した多様性のあるまちとしていくためには、行政によるまちづくりだけでなく、公民の連携が重要になります。そこで、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 自然災害に備えた強靱なまちづくりを進める一方で、平時から災害が発生した際の事を想定し、被災後の復興まちづくりについて事前の準備をしておくことが求められています。

関連する個別計画

- ・小田原市都市計画マスタープラン
- ・小田原市立地適正化計画
- ・小田原市景観計画
- ・小田原市地域公共交通計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	小田原駅の年間乗車人員 (定期外利用者)(単年)	(令和5年) 1,611万人	増	(令和10年度) 1,846万人
2	優良建築物等整備事業を活用した 住宅戸数(累計)	(令和7年度) 255戸	増	(令和10年度) 541戸
3	路線バスの路線数 (主軸路線)(単年)	(令和7年度) 5本	維持	(令和10年度) 5本
4	バリアフリー化された鉄道駅舎数 (累計)	(令和7年度) 11駅	増	(令和10年度) 12駅

関連部局 都市部、建設部、企画部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2501 計画的な土地利用の促進

- 小田原市都市計画マスタープランについては、都市計画法第18条の2に基づき、小田原市基本構想に即した見直しを進め、第1期実行計画に位置付けた事業を反映していきます。また、立地適正化計画の評価・分析を行います。
- 被災した際の都市復興(市街地復興)を迅速かつスムーズに進めるための事前準備として「事前復興まちづくり計画」を策定します。

- 取組
組
な
- 都市計画マスタープランの改定
 - 都市計画制度の運用
 - 立地適正化計画の評価・分析
 - 事前復興まちづくり計画の策定
 - 都市再生整備計画の推進
 - 地籍調査の実施

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2502 地域資産を活用したまちづくりの推進

- 公・民・学が連携した組織であるUDCOD(アーバンデザインセンター小田原)^{※34}の取組を推進し、地域住民や事業者等の主体的な活動による良好な都市環境やまちの魅力・価値の維持・向上を目指します。
- 地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指すため、まちづくりを主体的に進める団体の活動を支援していきます。
- 良好な景観形成を進めるため、景観に対する意識の高揚を図り、自主的な景観形成を促します。

- 主
な
取
組
- 小田原駅・小田原城周辺におけるアーバンデザイン^{※35}の研究
 - 景観形成修景費の補助
 - 街づくりアドバイザーの派遣
 - 高齢者にやさしいまちづくり(エイジフレンドリーシティ)の研究

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2503 市街地整備の促進

- 小田原駅西口地区について、「小田原駅西口地区基本構想」に基づき、地元まちづくり組織と連携しながら、市街地開発に向けた検討を進めます。
- 小田原駅前東地区について、地元まちづくり組織と連携し、都市計画道路を幹線道路とする市街地開発の事業化に向けた取組を進めます。
- 優良建築物等整備事業について、国の制度要綱に基づき、市街地環境の改善に寄与する事業を支援します。
- 市民会館跡地等においては、利活用を通じて、まちなかへの来訪や回遊を促し、まちなか全体のにぎわいの創出を図るため、広場を中心とした整備等を行います。

- 主
な
取
組
- 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討
 - 優良建築物等整備事業への事業費支援
 - 小田原駅西口広場の再編に向けた検討
 - 再開発推進団体の活動支援
 - 早川駅前広場の再整備に向けた検討
 - 市民会館跡地等の整備・管理運営
 - 少年院跡地のあり方検討

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2504 公共交通ネットワークの構築

- 既存の公共交通を維持するための運行費用の一部補助や、公共交通不便地域での地域のニーズや実情に応じた移動支援を選定するため、AIオンデマンド交通や自動運転など民間事業者が持つ新たな技術を活用し、交通事業者等と連携しながら実証事業に取り組みます。
- 鉄道輸送力の増強や利便性・安全性の向上を図るための要望活動に取り組むとともに、駅舎のバリアフリー化を事業者や国、県と連携し推進します。
- 自動車(自動二輪車を含む)駐車場について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場の有効活用に努めます。

- 主
な
取
組
- 路線バスの維持・確保・利用促進
 - おだタク・おだチケ事業
 - AIオンデマンド交通^{※36}・自動運転技術の実証
 - 鉄道駅舎バリアフリー施設整備
 - 駐車場の実態調査や駐車場情報の更新

用語解説

※34 UDCOD(アーバンデザインセンター小田原)
公・民・学が連携してアーバンデザインの視点を加えた新たなまちづくりを推進するために、調査・研究・実証実験等に取り組む組織。令和5年3月、全国で24番目のUDCとして設立した。

※35 アーバンデザイン
都市における建築物や公共空間などを横断的に捉え、見た目の美しさだけでなく、利便性や快適性なども考慮した都市づくりの考え方。

※36 AIオンデマンド交通
路線バスのように定まった時刻表や運行ルートではなく、利用者の希望する日時や乗降スポットなどの予約・申込に応じて、AIが最適なルートを判断・選択し、設定されたエリア内を運行する乗合型の交通をいう。

26 生活空間

目指す姿

良好な住環境が形成されているほか、道路は計画的に整備・修繕され、地域の実情に合った魅力的な公園が整備・管理されているなど、市民は快適な空間で生活しています。



南鴨宮駅前公園

現状と課題

- 高齢化や人口減少、相続などにより、空き家は増加しており、放置された空き家が、地域の安全、公衆衛生、景観などを損ない、地域社会に悪影響を及ぼしています。その解決には、個々複雑な事情があることもあり、時間を要しています。
- 市営住宅では施設の老朽化や入居者の高齢化が進んでおり、これに適切に対応するための対策が求められています。
- 安全な道路空間を作り、防災や観光など、様々な分野に寄与する幹線道路の整備については、住民の理解を深めながら進める必要があります。特に伊豆湘南道路^{※37}の実現に向けては、関係各市町等と連携した更なる機運の醸成等が重要です。
- 道路施設の老朽化への対応が急務となっており、ライフサイクルコスト^{※38}の削減や業務の効率化を踏まえた維持管理を行っていく必要があります。
- 公園や緑地等を、より多くの市民が安全で快適に利用できるように整備や管理を行う必要があります。

関連する個別計画

- ・小田原市空家等対策計画
- ・小田原市マンション管理適正化推進計画
- ・小田原市営住宅ストック総合活用計画
- ・かながわのみちづくり計画
- ・小田原市都市計画マスタープラン
- ・小田原市道路施設修繕計画
- ・小田原市緑の基本計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	市に登録された住宅ストックの利活用件数(単年)	(令和6年度) 8件	増	(令和10年度) 10件
2	市営住宅長寿命化改修工事の進捗率(累計)	(令和6年度) 53.8%	増	(令和10年度) 92.3%
3	幹線道路等整備推進に係る国や県への要望件数(単年)	(令和7年度) 12件	維持	(令和10年度) 12件
4	市民生活道路改良事業による整備延長(単年)	(令和7年度) 75m	維持	(令和10年度) 75m
5	わんぱくらんど・辻村植物公園及びフラワーガーデンの利用者数(単年)	(令和6年度) 435,000人	増	(令和10年度) 461,000人

関連部局 建設部、都市部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2601 住環境の形成

- 空き家化の予防、適正管理の促進を図るとともに、利活用可能な空家等の市場流通を促進するため、空き家バンクをはじめ、不動産情報を広く周知するなど、不動産事業者と連携して空き家対策に取り組みます。
- 市営住宅について、施設の計画的な改修により長寿命化を図るとともに、入居者の良好な住環境を形成するため、整備方針を再検討していきます。

取主
組な

- 空家等対策計画の推進
- マンション管理適正化推進計画の推進
- 建築等紛争相談
- 市営住宅の管理運営
- 市営住宅整備方針の再検討

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2602 幹線道路等の整備推進

- 国や県と連携し、幹線道路の渋滞や混雑の緩和を図ります。あわせて、歩行者などの安全対策や交差点改良、災害時における緊急輸送道路の役割を担う幹線道路の整備推進を図ります。
- 地域間の交流や連携を支える広域的な道路網の整備推進を図るため、国や県に対して要望活動などを行います。

取主
組な

- 国道・県道の新設や改良等の推進
- 伊豆湘南道路建設の促進
- 幹線市道の計画的な整備
- 無電柱化の推進
- 道路の景観整備
- 自転車通行空間の整備

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2603 生活道路の整備と維持管理

- 誰もが安全に安心して円滑に通行できる道路の改良やバリアフリー化の推進、老朽化が進む施設の計画的な修繕など、生活道路の効果的な整備や効率的な維持管理を行います。

取主
組な

- 市民生活道路や交通安全施設の整備・維持修繕
- 踏切の改良
- 橋りょうの点検・修繕等
- 狭あい道路の整備
- 小田原駅東西自由連絡通路などの維持管理

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2604 公園の整備・管理

- 身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行うとともに、公園の遊具等を計画的に更新します。
- 身近な公園では、うるおいある日常生活や災害時の備えに向け、豊富な水資源の活用に取り組んでいきます。
- わんぱくらんど・辻村植物公園、フラワーガーデン、上府中公園については、指定管理者と連携して利用促進を図るほか、施設の更新・改修を計画的に行っていきます。

取主
組な

- 街路樹の再整備
- 公園等の適切な維持管理
- 都市公園内の親水空間の設置検討
- 上府中公園等の管理運営
- 県立おだわら諏訪の原公園の整備推進

用語解説

※37 伊豆湘南道路
神奈川県西部と、静岡県東部の両地域を箱根の南回りをつなぐ、新たな東西軸となる規格の高い構想路線。

※38 ライフサイクルコスト
施設の維持管理に加えて、更新等を含む費用のこと。

27 上下水道

目指す姿

健全な経営のもと、上下水道施設の整備・維持管理が適切になされることにより、大きな事故や浸水被害のリスクが軽減された災害に強いまちであるとともに、川や海の水質が良好に保たれ、いつでも安心でおいしい水を飲むことができます。



おいしい水を届ける水管橋ときれいな酒匂川

現状と課題

- 資材価格や人件費が高騰する中でも、法定耐用年数を経過した上下水道施設の適切な維持管理を行っていくための財源を十分に確保していくことが求められています。
- 人口減少の進行等により、料金等の収入減少が見込まれる中、将来にわたって持続可能な上下水道事業の健全な経営を維持していくことが課題です。

関連する個別計画

- ・おだわら水道ビジョン(経営戦略)
- ・おだわら下水道ビジョン
- ・小田原市下水道事業経営戦略

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	基幹管路の耐震管率 (水道)(累計)	(令和6年度) 60.9%	増	(令和10年度) 62.1%
2	重要な管渠の耐震化率 (下水道)(累計)	(令和6年度) 57.0%	増	(令和10年度) 79.2%
3	企業会計における経常収支比率 (水道)(単年)	(令和6年度) 100.24%	維持	(令和10年度) 100.0%
4	企業会計における経常収支比率 (下水道)(単年)	(令和6年度) 97.29%	維持	(令和10年度) 100.0%

関連部局 上下水道局



詳細施策 2701

上下水道施設の整備と維持管理

- 上下水道施設の老朽化対策や耐震化を進め、有収率の向上に取り組みます。
- 公民連携による水道施設や下水道施設の包括的な維持管理を行います。
- 基幹施設である高田浄水場の再整備を進めます。
- 水源強化を図るため、第二水源地の改良を進めます。
- 適正な水質検査を実施し、安全・安心な水の安定供給を維持します。
- 下水道未普及区域の汚水管渠の整備を進めます。
- 大雨による浸水被害のリスク軽減に向けた雨水渠の整備を進めます。

主な
取組

- 老朽化対策の推進
- 耐震化の推進
- 高田浄水場の再整備
- 汚水管渠や雨水渠の整備
- 下水道管路の包括的維持管理

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2702

上下水道事業の健全経営

- 経営状況の把握と分析に努め、健全経営に取り組みます。
- イベントの開催などを通じて、上下水道への理解の促進に努めます。
- 民間のノウハウを活用しながら、水道料金等の適切な賦課と徴収に取り組みます。
- 酒匂川流域下水道維持管理費の負担のあり方について関係機関と調整し、負担していきます。
- 下水道未接続世帯に補助金制度等の周知を図り、下水道接続率の向上に努めます。

主な
取組

- 経営状況の把握と分析
- 上下水道料金等の賦課徴収
- 上下水道の利用や接続促進に関する意識啓発
- 酒匂川流域下水道の維持管理費の適正な負担

3年間で
取り組むこと

28 行政経営

目指す姿

行財政基盤の強化、公共施設の最適化、職員の確保・育成など、将来を見据えた健全で柔軟な行政経営を行うことで、市民に開かれたまちづくりを行う最も身近な行政として、安定した公共サービスが持続的に提供されています。



全庁横断型コミュニケーション活性化の取組

現状と課題

- 今後の税収や職員数の大幅な増が困難である中、新たな行政ニーズへの対応、インフラ・公共施設の老朽化、社会保障関係費の増加などが見込まれているため、将来にわたり持続可能な行政運営を確立し、人的及び財政的余力の捻出が重要であることから、「戦略的な投資とコスト最適化^{※39}」と「財源確保の徹底」を両輪に行財政基盤の強化を図る必要があります。
- 多くの公共施設で老朽化が進行しているため、突発的・緊急的に修繕を行うことが多く、安定した公共サービスの提供に支障を来す恐れがあるため、今後、公共施設としての機能を損なわないように、修繕工事の優先度付けに基づく計画的な保全を進め、公共施設の長寿命化を図る必要があります。
- SNS等を活用した採用情報の発信など戦略的な施策を講じ有能な人材を確保することや、専門知識・課題解決能力などのスキルを有する人材、高い倫理観・使命感を持って行動する人材を育成することが重要です。
- あわせて、職員が生き生きと働けるよう健康管理に取り組むほか、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進など、すべての職員が働きやすい環境整備を進め、組織全体の活性化を図る必要があります。

関連する個別計画

- ・第4次小田原市行政改革実行計画
- ・小田原市公共施設再編基本計画
- ・第3次小田原市特定事業主行動計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	行政改革実行計画の取組に係る指標達成割合（累計）	(-) ー%	増	(令和10年度) 100.0%
2	ふるさと納税寄附受入額(単年)	(令和6年度) 10.5億円	増	(令和10年度) 16億円
3	市税収納率(単年)	(令和7年度) 97.14%	維持	(令和10年度) 97.14%
4	職員一人当たりの時間外勤務時間数(年平均)(単年)	(令和6年度) 183時間	減	(令和10年度) 148時間
5	優先度付けによる公共施設維持修繕工事の実施率(直近2箇年平均)(単年)	(令和6年度) 42.4%	維持	(令和10年度) 42.4%

関連部局

コンプライアンス推進室、企画部、総務部、公営事業部、市民部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2801 戦略的投資とコスト最適化

- 総合計画実行計画の進捗管理や行政評価を実施し、計画を着実に推進します。
- 行政改革実行計画に基づき、全庁的な事務事業の見直しや業務改善の促進など行政改革に取り組みます。
- 戦略的な投資、選択と集中による歳出削減、歳入や基金残高の確保など健全な財政運営に努めます。

取主組な ■ 総合計画の推進・進捗管理 ■ 全庁的な行政改革の推進 ■ 納付された市税の適正な管理
 ■ 市税の課税・収納事務手続の電子化 ■ 各住民窓口・市民窓口の運営、維持管理

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2802 財源確保の徹底

- 持続可能な行政運営確立に向け、新たな財源の創出について検討を進めます。
- 市税滞納処分の厳正な執行により市税収入の確保に取り組みます。
- ふるさと納税返礼品事業者等と協力して積極的な魅力発信を行いながら、寄附額の獲得に努めます。
- 競輪事業において、施設改修や業務委託の更新等を実施するとともに、開催形態を工夫することで、更なる増収増益を図ります。

取主組な ■ 新たな歳入確保策の検討 ■ 未納市税の縮減 ■ ふるさと納税の推進
 ■ 企業版ふるさと納税※40制度の活用 ■ 競輪場の経営改善や施設整備

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2803 市有資産経営の推進

- 公共施設包括管理業務や維持修繕工事の優先度付け等を行い、市有施設の維持修繕を計画的に進め、公共施設の長寿命化を進めます。
- 公共施設再編基本計画について、策定後の新規取得施設や用途廃止済や解体済の施設といった対象施設の最新状況を反映し、各施設の今後の中長期の方針を見直し、改訂することを目指します。
- 民間事業者との連携や施設の機能・配置の適正化による、公共施設の有効活用を図ります。

取主組な ■ 土地開発公社の経営支援 ■ 公共施設の機能・配置の見直し ■ 市有建築物の長期保全
 ■ 庁舎等の維持管理 ■ 市有財産の管理運用 ■ 公用車の効率的な管理

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2804 職員の確保・育成・職場環境整備

- 積極的な採用情報の発信を行い、社会情勢の変化を踏まえながら戦略的に採用活動を進めます。
- 職員研修等を通じて、市民目線で考えること、コンプライアンスを意識し高い倫理観・使命感を持って行動すること、正確性を期して仕事をすることができる職員の育成に努めます。
- 多様な働き方に対応したキャリア形成の支援や制度の充実に努めます。
- 職員の健康管理、コミュニケーションの活性化に資する取組、問題を抱えている職員の早期発見・対応を実施します。

取主組な ■ 有能な人材の確保と人事管理 ■ 研修実施による職員の育成 ■ 職員の福利厚生の充実
 ■ コンプライアンスの取組推進 ■ ハラスメント対策の推進

用語解説

※39 コスト最適化
 単なる歳出削減ではなく、事業の価値を最大化する手法を検討し、費用対効果を考慮してコストを最適な状態にすること。

※40 企業版ふるさと納税
 正式名称は「地方創生応援税制」。国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除の措置を受けることができる制度。

29 デジタル化

目指す姿

AIなどのデジタル技術の活用により、市民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られ、職員も働きやすい環境になっているとともに、今以上に一般化したデジタル技術を市民が意識せずに利用できています。



電子申請サービス

現状と課題

- 基幹業務システムの標準化において、市民サービスに支障が出ないように進めていく必要があります。
- 電子申請システムの手続きを増やすことで、職員の内部事務が煩雑にならないよう、各種手続方法の整理や事務効率の改善を図りながら、市民の利便性の向上を図る必要があります。
- AIなどのデジタル技術を十分に活用していくためには、利用者が必要な情報・スキルを習得できる環境を整備する必要があります。
- 戸籍や住民基本台帳は全国規模のネットワークシステムが構築されており、マイナンバーカード発行・管理についても付随して運用されています。
- 今後、職員の確保や財政状況などの自治体の経営資源の厳しさが増す中で、ライフスタイルの変化等により多様化する市民ニーズに対応するためには、デジタル技術やデータの活用が求められています。
- 市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、国が示す「推奨データセット」に基づくオープンデータ化の取組を進めるとともに、「官民データ活用推進基本法」に規定されている「市町村官民データ活用推進基本計画」を兼ねた「小田原市DX推進計画」に基づき、デジタル化の推進を図っていく必要があります。
- デジタル技術の導入に当たっては、財源に限りがある以上、慎重に検討しながら必要性和効果を見極めた上で進めていく必要があります。

関連する個別計画

・小田原市DX推進計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	基幹業務システムのシステム稼働率(単年)	(令和6年度) 99.5%	維持 →	(令和10年度) 99.5%
2	電子申請システム取扱サービス数(累計)	(令和6年度) 450件	増 ↗	(令和10年度) 644件
3	生成AIの利用職員数(単年)	(-) 一人	増 ↗	(令和10年度) 900人
4	窓口キャッシュレス決済取扱件数(単年)	(令和6年度) 20,568件	増 ↗	(令和10年度) 25,000件

関連部局 企画部、総務部、市民部



3年間で
取り組むこと

詳細施策 2901

行政基盤のDX

- 基幹業務システムを安定稼働させながら標準化を進め、市民が安心して行政サービスを楽しむことができるように努めます。
- 既存システムの更なる活用を促すとともに、費用対効果を意識しながらAIなど新しいデジタル技術の導入・活用についても検討し、職員がより働きやすい環境を整えることで、行政事務の効率化を図ります。

主な
取組

- 基幹業務システムの標準化
- 庁内ネットワークの管理運用
- 職員の情報セキュリティレベル向上
- 文書管理・電子決裁システムの運用
- マイナンバーカードの交付窓口の運営

3年間で
取り組むこと

詳細施策 2902

デジタル化による市民サービスの向上

- 市民が窓口を訪れることなく行政サービスを楽しむことができる環境を構築するため、行政手続きや施設予約、資料閲覧、情報発信など、インターネットやスマートフォンアプリを利用した行政サービスの拡充を進めます。
- すべての人がデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル機器の利用に不慣れな市民でも利用しやすい環境づくりやデジタルデバイドの解消に向けた取組を進めます。

主な
取組

- デジタル技術を用いたサービスやシステムの導入・管理運営
- デジタルデバイド対策の実施
- 電子申請システム管理運用
- 公共施設予約システムの管理運用
- 統合型地理情報システムの管理運用
- かながわ電子入札システムの活用

30 多様な主体との連携

目指す姿

市民をはじめ、民間事業者や大学、都市部住民などの関係人口、近隣市町や国・県など、多様な主体と共に連携しながらまちづくりを進めることで、高度化・複雑化する地域課題の解決が図られています。



おだわらSDGsパートナー交流会

現状と課題

- 情報発信ツールが多様化する中、市民への市政情報の発信や市民からの意見聴取は、今後、より個別での対応が必要となると思われる、対個人とのコミュニケーション手法が課題となっています。一方で、市民との情報共有の手法に対する効果を定量的に測ることは現状では困難です。
- 民間提案制度や包括連携協定の締結などにより、民間事業者等と連携しながら、各事業を推進していく必要があります。
- SDGsの達成と持続可能な地域社会の実現に向け、市と共に取り組むおだわらSDGsパートナーとの連携を強化していくと同時に、パートナー同士のつながりや連携の強化も重要です。
- 人口減少や少子高齢化が進む状況においても、まちを持続可能なものとするために、本市の魅力や暮らしを様々な手法により広く周知していきながら「関係人口」を創出する必要があります。
- 県西地域2市8町においては、各市町がそれぞれ抱える地域課題に対し広域での課題解決に向け、共通認識の醸成を図っていく必要があります。
- 広域連携する場合には、連携する自治体同士、対等な立場による互恵的・双務的な関係を築くことに留意する必要があります。

関連する個別計画

<なし>

成果目標

指標	基準値	目標の方向性	目標値
	(令和6年度)		(令和10年度)
1 市ホームページアクセス数(単年)	1,121万件	増	1,243万件
2 包括連携協定に基づく取組数(単年)	45件	増	52件
3 広域連携による取組数(単年)	135件	維持	135件

関連部局 企画部、広報広聴室、市民部、文化部



詳細施策 3001

市民との情報共有

- 広報紙、ホームページ、SNSをはじめ様々なメディアを活用し、市の情報を積極的に発信していきます。
- 市が行う事業やデータなどの行政情報の公表や提供を行うことにより、市民と情報を共有するとともに、市民の意見や考えが行政に伝わる仕組みを有効に機能させます。

主な取組

- 広報小田原の発刊
- メディアを活用した市政情報などの発信
- ホームページの管理運用
- 広報委員を通じた広報事項の提供や情報・意見などの聴取
- 市民と市長の対話の場の開催

3年間で
取り組むこと

詳細施策 3002

公民連携の推進と関係人口の創出

- 地域課題の解決、持続可能で質の高い行政サービスの提供に向け、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者や大学との連携を強化するとともに、民間提案制度の運用、包括連携協定の締結を進め、各事業に活用します。
- 民間主体のおだわらSDGs実行委員会、おだわらSDGsパートナーとの連携はもちろん、パートナー同士のつながりや連携を強化し、2030年のSDGsの目標達成に向けた取組を進めます。
- 市の魅力を広く発信していきながら関係人口の創出・拡大に努めます。

主な取組

- 民間提案制度の運用
- 包括連携協定の締結推進
- おだわらSDGsパートナー等との連携
- 市内大学との連携
- 関係人口の創出・拡大

3年間で
取り組むこと

詳細施策 3003

国県市町村との連携

- 複雑・多様化する地域課題に対し、自治体間での広域連携による課題解決に向けた取組を推進します。
- 様々な機会を捉え、国や県などとの協力・連携を強化していきます。

主な取組

- 神奈川県西部広域行政協議会への参加
- 国や神奈川県等との協力・連携強化
- 県西地域活性化に係る取組の促進

3年間で
取り組むこと

誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

協働プロジェクト

第7次小田原市総合計画

- 1 ケアタウンの実現
- 2 地域循環共生圏の構築
- 3 こども未来共創
- 4 人と地域のつながり創出
- 5 地産地消による地域経済循環
- 6 小田原ならではの文化によるまちづくり
- 7 未来を創る都市デザイン

協働プロジェクト

まちづくりの目標の達成に向けて、本計画では、分野ごとに整理した30の施策体系に基づき取組を推進していきます。しかし、社会課題の多様化・複雑化が進む中においては、個々の施策が単独で機能するのではなく、相互に関連し合いながら推進されることで、より高い効果を生み出すことが求められています。また、人的・財政的資源に制約がある状況においては、一つの事業や取組が複数の施策目標や社会課題に寄与するよう、横断的な視点で取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画では、市民や地域団体、企業など多様な主体との連携を前提として進める取組を「協働プロジェクト」として位置付けます。

誰もが笑顔で暮らせる、

すべての分野を体系的に網羅

施策体系 (30の施策)

【縦軸】

いのちを大切に
する小田原

自然環境の恵みが
あふれる小田原

未来を拓く人が育ち、
地域の絆が結ばれる
小田原

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く
小田原

安心して暮らすことが
できる小田原

【30の施策体系と協働プロジェクトの関係性】

「協働プロジェクト」は、多様な主体がそれぞれの強みや資源を持ち寄り、共に未来を創る協働の実践です。単なる行政主導の事業の枠を超えて、地域社会に関わる多様な主体が、課題の発見や企画、実行等の各段階において共に知恵を出し合いながら取組を進めていきます。

協働プロジェクトは、社会課題の構造や地域特性を踏まえ、横断性と実効性を重視して設定しました。その上で、SDGsの三側面（経済・社会・環境）それぞれの視点を踏まえつつ、多様な主体との協働が不可欠となるテーマを整理し、7つのプロジェクトを抽出しています。

地域の持続可能性を支える基盤的な要素を持つ協働プロジェクトの推進を通じて、地域に存在する人材や知見、ネットワーク、自然環境、歴史・文化資産、なりわいなどの資源を最大限に生かし、行政単独では生み出し得ない相乗効果の創出を目指します。また、取組を共に動かし、共に育てることで、事業の持続性や発展性を高め、将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現につなげていきます。

愛すべきふるさと小田原

テーマごとに施策を横断

協働プロジェクト プロジェクト名	関連部局	関連施策	SDGs		
			経済	社会	環境
ケアタウンの実現	福祉健康部、 子ども若者部、市民部	地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、 こども・子育て支援、子育て、 市民活動・地域活動		◎	
地域循環共生圏の構築	環境部	自然共生、脱炭素	○	○	◎
こども未来共創	子ども若者部、 市民部、教育部	こども・子育て支援、子育て、 学校教育、市民活動・地域活動		◎	
人と地域のつながり創出	市民部、福祉健康部、 子ども若者部、経済部、 教育部	地域福祉、子育て、学校教育、 市民活動・地域活動、農林業		◎	
地産地消による地域経済循環	経済部、教育部、 企画部	学校教育、地域経済、農林業、 水産業、観光	◎	○	○
小田原ならではの文化によるまちづくり	文化部、経済部	観光、文化、歴史資産	○	◎	
未来を創る都市デザイン	都市部	都市基盤	○	◎	

◎ 特に寄与するもの ○ 寄与するもの

【横軸】

【協働プロジェクトの関連部局と関連施策、SDGsの三側面の関係性】

1 ケアタウンの実現

プロジェクト概要

すべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境などの状況の違いに関わらず、住み慣れた地域で相互に見守り、助け合い、自分らしさを大切にして暮らし、必要なときには確実に支援を受けることができる仕組みを、市民、団体、事業者、行政が相互に連携・協力し合って整えることで、誰一人取り残さない支え合いのまち「ケアタウン」をつくり上げていきます。

主なアクション

1 地域福祉計画の策定と推進

- 第5期小田原市地域福祉計画の策定(令和8年度策定予定)に際して、そのテーマを「ケアタウンの実現」とし、改めてケアタウンの理念とその実現のための方向性、具体的な施策を位置付けます。同計画の策定後は関連施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 同計画の策定及び推進に際しては、小田原市社会福祉協議会が同時に策定する小田原市地域福祉活動計画との協調・連携を図ります。

2 つなぎ、つながる相談支援の推進

- 単身高齢者の増加や地縁、家族関係の希薄化などの社会環境の変化に伴い、個人や世帯が抱える生活課題が複雑・複合化している状況に対応するため、高齢、障がい、子ども・若者、生活困窮など分野ごとの相談支援機関が連携・協働して課題解決に向けた支援を行う、包括的な相談支援体制を整備します。(社会福祉法の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用)
- 包括支援庁内連携担当者会議や関係課長会議、個別のケース支援を通じて、相談支援機関の連携・協働を共通認識のものとし、様々な生活課題を抱える市民からの相談に対応します。あわせて、支援者が困難ケースを抱え込んで孤立しないよう支援者支援(チーム支援)を機能させます。

3 地域主体の支え合い活動の促進

- 市内各地区で地域主体の実践的な支え合いと交流の活動が定着している一方で、地域へのニーズがますます拡大し、担い手不足等の課題が深刻になっている状況を踏まえ、持続可能な地域福祉活動がニーズに応じて実践されるよう、活動費助成等の見直しや拡充により、地域への支援を強化します。
- 地域福祉活動に取り組む団体や担い手に伴走しながら、その活動を支援するチーム体制を整備し、地域の実情に即して様々な主体や資源をつなぎ、新たな活動の立ち上げや担い手の参画を調整するなどの地域支援の取組を進めます。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 地域福祉計画の策定と推進	市民意識調査 第5期計画策定 第5期計画の進捗管理 ▼シンポジウム ケアタウン関係所管会議体による連絡調整、職員研修(年2回ずつ)				市民意識調査 第6期計画策定 第6期計画の進捗管理 ▼シンポジウム		
2 つなぎ、つながる相談支援の推進	庁内連携会議、多機関協働、個別ケース対応を通じた分野横断的な支援の充実 職員研修等による相談支援スキルの向上						
3 地域主体の支え合い活動の促進	地区ケアタウン活動事業の見直し・拡充 地区ケアタウン活動事業、地域活動参加促進事業の実施 地域支援のチーム体制による地域活動の促進・支援 次期計画における取組方針の検討						



■ つながり支え合う日常(イメージ)



■ 多機関による支援方針の検討



■ 移動販売による買い物支援

2 地域循環共生圏の構築

プロジェクト概要

本市の地域資源である森里川海オールインワンの豊かな自然環境を守り育て、生かすため、「エネルギーの自給」や「自然環境の保全」を目指した取組を多様な主体と連携しながら進めていきます。

自然環境の恵みを生かしたエネルギーの創出や地域の自然環境にまつわる課題を経済性や社会性を伴う取組により解決していくことで、環境・経済・社会が統合的に向上し、地域の活力が最大限に発揮できる地域循環共生圏を構築していきます。

主なアクション

1 環境課題の解決に向けた環境再生プロジェクトの展開

- 市内に多数存在している遊休空間を、多様な主体（市民、企業、団体など）との協働により環境の保全や多面的な活用を図ります。本事業を持続的な活動にするため、市内外からの関係人口を増やし経済性・社会性を伴う環境保全にしていくなど、多様な主体が行う環境保全の取組体制を構築していきます。
- 将来的には、おだわら環境志民ネットワークが多様な主体と環境再生活動をつなぐプラットフォームとして取り組む体制についても検討していきます。

2 次世代に自然環境をつなぐネイチャーポジティブの推進

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、取組の目的や全体像を個人・企業・団体に広く共有しながら、自然環境・生物相調査により、市内の生物多様性の価値を見える化し、各主体の取組がネイチャーポジティブの実現にどのように寄与しているかを再確認する機会につなげます。
- 個人・企業・団体と協働しながら、関連個別計画（環境基本計画、森林ビジョン、緑の基本計画等）に基づいて、森、里、川、海等の様々なフィールドにおいて、自然環境の保全活動を推進します。
- 環境保全活動に、民間を中心とするヒト・モノ・カネが流れる制度設計が加速していることを機と捉え、「地域生物多様性増進法」に基づき国が認定する「自然共生サイト」^{*41}の認定を取得するとともに、同サイトを含む市内の保全活動に民間企業等からの支援を引き込みます。

3 電力地産地消プラットフォームの構築等によるエネルギーの地域自給

- 電力の地産地消を進めるため、市内で発生する再生可能エネルギーの余剰電力を集め、蓄電池等を制御して電力の需要に応じて供給を調整しながら、市内でその電力を必要とする施設等に供給する電力地産地消プラットフォームを関係事業者とともに構築・運営していきます。
- 市民や事業者への啓発を進め、市内の導入ポテンシャルが高い太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの設置を促進します。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 環境課題の解決に向けた環境再生プロジェクトの展開	モデル事業地域選定						
	モデル事業実施						
	公募型スキームの検討						
				実施地域の公募		実施地域の公募	
				事業実施		事業実施	
							実施地域の公募
							事業実施
	おだわら環境志民ネットワークなどとの連携体制の構築						
構築した連携体制による新たな運用							
進捗管理・フォローアップ(第1期～第2期)							
2 次世代に自然環境をつなぐネイチャーポジティブの推進	▼小田原市ネイチャーポジティブ宣言						
	自然環境・生物相調査(毎年度戦略的に場所を選定して実施)						
	保全活動の推進(森、里、川、海等の様々なフィールドにおいて)						
	自然共生サイトの認定拡大・支援誘致(R12年度認定数目標6か所)						
市内の保全活動に対する民間企業等からの支援誘致(各種マッチングイベントへの参加等)							
3 電力地産地消プラットフォームの構築等によるエネルギーの地域自給	プラットフォームの運営(R8～)						
				脱炭素先行地域の実現			
				プラットフォームの規模拡大			
	協定締結期間						
	地域事業者によるエリアエネルギーマネジメントシステムの運営を念頭にした更なる展開						
	国交付金による電源開発等(先行地域～R9、重点～R8)						
				電源開発等への新たなインセンティブ付け(国への要望を含む)			
市民の行動変容促進							



■ 協働による環境再生の取組



■ 自然共生サイトに登録されている「小田原フォレストベース及び辻村農園・山林」



■ 市施設に設置されている太陽光パネル

用語解説

※41 自然共生サイト
30by30(2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標)達成のために国が実施している取組で、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する区域のこと。

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

3 こども未来共創

プロジェクト概要

次世代を担うすべてのこども・若者一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、周囲の大人や多様な関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を、地域全体で創造します。また、子育て当事者を含めて、地域の多様な主体がつながり合い、様々な活動へ参画できる環境づくりを進めます。

主なアクション

1 子育て支援団体の活動促進、連携強化

- 地域で活動している子育て支援団体や子育て当事者などが集まり、各々が抱える課題を解決するため、各団体の活動状況に関する情報交換や有識者からの事例紹介等を行う懇談会を開催します。
- 各団体の活動促進のために必要な連携や支援のあり方、子育て当事者や地域住民が活動に参画しやすい環境づくりについて検討し、実践につなげていきます。

2 すべてのこどもに優しいまちづくりの推進

- 障がい児、病児・病後児及び発達に特性のあるこどもやその可能性のあるこどもが安心して暮らすことができ、その家族が安心して子育てできるまちづくりを推進するため、庁内各部署の連携を図ります。
- NPO法人mama's hugと締結した「全ての子どもに優しいまちづくりに関する連携協定」に基づいて、障がい児等サポートプロジェクトを推進します。

3 こどもの多様な居場所づくりの推進

- こどもの居場所づくりポータルサイトの開設・運営とパンフレットの作成により、こども自身が居場所を見つけて選びやすい環境を整えます。あわせて、居場所づくりの担い手である地域団体同士や関係機関が連携し、地域全体を意識した居場所づくりを進めていくための支援を行います。
- こどもの居場所づくりを実施している団体が安定した運営ができるよう開設費用や運営費について支援します。また、こどもの居場所を運営する担い手を補うため、おだわら市民学校等を活用し担い手を養成する講座等を開催します。

4 こども・若者の活躍促進

- こどもの豊かな人間性を育み、地域社会への参画につなげる「宿泊体験学習事業」や、はたちの運営委員が若者ならではのアイデアで企画・運営する「はたちのつどい」を実施します。
- 若者ならではのアイデアの具現化を支援する若者応援コンペティションや、社会参画・意見反映の仕組みづくりとして、若者同士のディスカッションやワークショップなどを取り入れた講座を実施します。
- 若者の活躍を支援するNPO等の民間団体と連携し、若者が地域の課題解決に向けて行動できる資質を身に付けることができるよう支援していきます。

4 人と地域のつながり創出

多様な主体が、福祉や防災などの地域の課題解決に向けた取組を通じて、お互いに関わり合い、支え合う関係を深めるとともに、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティを育てていきます。そのために、既存の活動や組織を開くことと、地域住民の認知を高め一歩を踏み出しやすくすることの両面から、次世代が関わりやすい環境づくりを実践的に進めていきます。

1 次世代と地域活動との接点(関わりしろ)の創出

- 地域の負担を減らし、活動を支え、担い手をつなぐ(掘り起こす)考えのもと、ひと・仕組み・場の観点から推進してきた地域コミュニティ施策の深化に向け、地域の声の大きい担い手の確保・育成に正面から取り組んでいきます。具体的には、地域活動の実践者・有識者との懇談会を開催し、次世代の関わりしろを創出する打ち手を議論しながら実践につなげていきます。
- これまでに展開してきた地域担当職員の拡充、地域活動の一步を支える補助金やアドバイザーの派遣、地域活動拠点の整備に加え、地域活動の住民認知度を高め参加のハードルを下げる情報発信の強化、エディブル・スクールヤード(ESY)といった多様な主体が関わる居場所づくり、協同労働の仕組みの導入検討などにも取り組み、活動の裾野を広げながら持続可能な仕組みづくりを進めます。

2 農と食を介した多世代交流の場のためのエディブル・スクールヤードの展開

- 次世代の関わりしろ創出に向けた打ち手として、多様な主体による地域コミュニティの居場所づくりとして、地域コミュニティにおける教育、子育て、農業といった多義的な取組の実践としてESYを展開します。
- まずは実践現場の支援とともに、こどもやその保護者等を中心とした情報発信により、共感を広げていき、こうした動きを踏まえ、新たな場づくり支援にも着手し、地域の実践者とESYに興味のある多様な人々の交流等を重ね、多世代交流の場の創出と持続可能な仕組みづくりを進めていきます。

3 市民活動団体と多様な主体との協働の促進

- 小田原市市民活動推進委員会において、市民活動団体が多様な主体との協働の促進に向けて具申された意見を基に、市民活動団体の活動と協働の活性化に向けた事業を展開します。
- 第12期委員会には、市民活動の活性化を目指した、より簡易的な補助のあり方や、市民交流センターの中間支援機能の更なる充実について諮問しています。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 次世代と地域活動との接点(関わりしろ)の創出	懇談会			懇談会			
	地域担当職員の拡充・学校への配置(R8:6校、R9:10校、R10以降は、新しい学校づくりと連動)						
	活動補助金の運用			見直し・制度運用			
	アドバイザー制度の運用			見直し・制度運用			
	地域活動における情報発信機能の強化・発信主体の拡充			見直し・制度運用			
	小田原版エディブル・スクールヤードの展開						
	協同労働の取組研究			協同労働の仕組み導入検討・推進			
2 農と食を介した多世代交流の場のためのエディブル・スクールヤードの展開	実践現場の支援						
	新たな場づくりの支援						
	情報発信・人材育成			持続可能な仕組みづくり			
	関係課との連携			検討			
				関係課事業としての展開			
3 市民活動団体と多様な主体との協働の促進	第12期市民活動推進委員会の実施						
	▼答申 第12期以降も市民活動推進委員会において補助金や新補助制度を含めた本市市民活動に関わる事案等について調査・審議し意見を具申継続						
	新補助制度のあり方について検討			新補助制度の検討			
				市民活動・協働応援制度以外の新補助制度運用(R10年度開始予定)			
	中間支援機能の充実にあたって検討			答申内容を仕様書等に反映			
	▼指定候補者選定委員会 次期指定管理者による市民交流センター運営(R11～15年度予定)						
	市民活動・協働応援制度補助金の運用・市民交流センターの運営						



■ 多世代交流のイベント



■ 中学生の稲刈り体験



■ UMECO祭り

5 地産地消による地域経済循環

プロジェクト概要

恵まれた環境の基に産出される農林水産物の付加価値を高めるため、新たな特産品の開発や品質向上の研究などを進め、市民が地域の恵みを感じ、生産を支援しながら享受できる仕組みを構築します。あわせて、歴史に育まれた伝統的な地場産品について、その価値を発信し、需要拡大に取り組みます。

これらにより、市内での生産力確保と来訪者を含めた消費拡大を図り、地域資源を最大限に活用した経済の好循環を目指します。

主なアクション

1 農林水産物の地産地消の推進

- 農林水産物の安定した生産ができるように生産基盤の整備を行うとともに、生産者と消費者を結ぶ地域社会の実現に向けた仕組みを構築することで持続可能な経済の好循環を目指します。
- 本市の恵まれた地域資源を生かしつつ、資源管理にも配慮しながら、農林水産物の地産地消の推進を図ります。

2 小田原ならではの地場産品の販路拡大支援・新たな特産品の開発

- 首都圏等での効果的な企画展の開催、展示会や見本市へ出展する際の支援を実施することで、小田原が誇る“ものづくり”など伝統的な産業を中心に、国内のみならず海外にも小田原の製品を流通させ、地域内経済の好循環はもとより、外からの需要喚起を目指します。
- KOUGEI EXPOを契機とし、小田原のものづくりを発信できるような観光土産、また、農水産物の二次産品など、魅力的な新商品の開発に各業界と連携して取り組み、ふるさと納税制度も活用しながら地場産品の販路を拡大します。

3 「健やかな食のまち」の推進による「食」の消費拡大

- 市民や食にまつわる事業者の参画と協働により、「市民の食生活の充実」と「食によるまちの活性化」を施策の柱とする「食」による地域経済の活性化を図ります。
- 地産地消や食育の推進等、市民に身近な取組を実施します。小田原らしい商品の開発を含む地元食材の高付加価値化や飲食ビジネスのスタートアップ支援、一次産業をはじめとした食にまつわる地域内事業者の育成など、「健やかな食のまち小田原」推進プログラムに基づいた、各取組を進めることで「食」の消費拡大、「食」による観光振興を目指します。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 農林水産物の地産地消の推進	農産物の地産地消の推進(学校給食での地場農産物の導入)※有機農産農業による農産物の導入を拡大						
	地場農産物の使用拡大に向けた研究 (生産流通形態、導入可能な農産物の選定、学校給食への導入のための方策の検討など)						
	農産物や特産品の紹介・PR、生産者紹介などによる消費者への訴求						
	農業における地産地消に関連する各種事業の推進						
	地域産木材の利用拡大(おだわら森林・林業・木材産業再生協議会等との連携により推進)						
	低利用魚の選定及びブランド価値向上・消費拡大(漁業者及び小田原地魚大作戦協議会との連携により推進)						
2 小田原ならではの地場産品の販路拡大支援・新たな特産品の開発	KOUGEI EXPO						
	新商品の試作、関係分野との調整、体制の構築						
	新商品の製作工程の確立・販売・情報発信						
	首都圏等での企画展の開催						
	中小企業等販路開拓事業補助金による展示会見本市への出展支援						
	木工業界のインターナショナルギフトショーへの出展支援						
3 「健やかな食のまち」の推進による「食」の消費拡大	健やかな食のまち小田原推進協議会による事業展開						
	公民連携組織による「健やかな食のまち小田原」の推進						



■ 農水産物



■ 寄木コースター製作体験



■ 生産者と飲食事業者等の交流会

6 小田原ならではの文化によるまちづくり

プロジェクト概要

市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくとともに、まち全体が舞台となり、日常の暮らしに文化が息づくことで、魅力あるまちとなるよう、「小田原ならではの文化によるまちづくり」を推進します。

主なアクション

1 小田原三の丸ホールを軸として、まちなかの様々な場所における文化・芸術に触れる機会の創出

- 民間主体によるまちなかの様々な場所における文化・芸術に触れる機会を創出する施策を検討します。

【市内アートフェス】

文化団体や市民芸術家をはじめ、地域住民も参加したアート展示や演奏発表などを、市内の様々な場所で開催する、民間団体と連携・協働した市内アートフェスを開催します。

【小田原三の丸ホールを軸としたイベント】

小田原三の丸ホールの指定管理者が主体となって行う、小田原三の丸ホールの近隣商店街や周辺施設と連携した、にぎわいや交流を創出するイベントを開催します。

2 まち歩きと連携した歴史的建造物などの文化資源の磨き上げと活用

- 各歴史的建造物(市及び民間所有)との連携イベントを実施します。
- 歴史的建造物を巡るまち歩きマップを作成します。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 小田原三の丸ホールを軸として、まちなかの様々な場所における文化・芸術に触れる機会の創出		カルチャーアワード参加者など、文化団体との連携・人材育成					
		カルチャーアワードの拡大開催（式典からフェスティバルへ）					
			市内アートフェスのプレ開催（幅広い市民参加）				
			市内アートフェス開催（順次拡大）				
			文化団体の活動情報の収集・一元化（プラットフォーム化へ）				
				プラットフォームの運営 ※文化活動情報（いつ、どこで、誰が、なにをしているのか）の継続的な収集・団体と共有）			
	関係機関調整						
			小田原三の丸ホールを中心に観光協会、地元商店街等と連携した「にぎわい・交流を生む事業」の実施				
2 まち歩きと連携した歴史的建造物などの文化資源の磨き上げと利活用			各歴史的建造物の管理運営（公開、貸館、イベント実施等）				
		関係機関調整（意見聴取、庁内調整）					
			市民や地元自治会等の意見を踏まえた歴史的建造物の利活用				
			各歴史的建造物や文化資源、観光資源と連携したイベント実施				
		マップ検討					
		まち歩きマップの配布					



■ 三の丸ホールに繰り出す松原神社の神輿



■ 皆春荘

7 未来を創る都市デザイン

プロジェクト概要

小田原駅周辺で商業ビルの老朽化や建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えていることや、路線バスが減便・廃止されている現状の中、市民生活において重要となる移動手段の確保など、市民が居住する地域で直面している課題の解決に向けて、様々な手法を検討しながらまちをデザインしていきます。どんなまちを未来に残していきたいか、そのためにそれぞれの役割分担の中で何をしていくべきであるのかなどの検討を進めていきます。

主なアクション

1 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討

■ 小田原駅周辺において、市街地開発の検討を進める個別街区への初動期支援の財源確保を目指しながら、都市計画等の現行規制の範囲内で、今後の小田原駅周辺の望ましい姿を市民や関係者と共有するため、市街地整備の基本方針、土地利用に関する方針、主要な公共施設の整備に関する方針を定める「小田原駅周辺地区再生計画」を策定します。計画策定に当たって設置する組織は、有識者をはじめ、地元まちづくり組織や地域で活動している団体等で構成することを想定しており、小田原駅周辺の望ましい姿や個別街区の事業内容等について、意見交換・情報共有を行う場として活用していきます。

2 地域交通のり・デザイン

■ 将来にわたって誰もが暮らしやすく、安心して移動が可能な、まちをつなぐ公共交通ネットワークの構築を目指して、既存の公共交通の維持・確保を基本とし、公共交通不便地域における移動支援策の実証実験等を実施し、地域の移動手段の確保に努めます。

【移動支援策（おだチケ・AIオンデマンド交通等）】

既存バス路線の減便等の状況や利便性・効率性を踏まえ、公共交通不便地域の一部で実証実験を実施します。

【おだタクの運行】

地域のニーズに合致し、利用者数の多い片浦地区で本格運行に移行します。

【路線バスの運行経費の補助】

退出申出があり代替となる移動手段がない路線の運行経費の一部を補助し路線を維持します。

【自動運転の実証実験】

神奈川県と本田技術研究所との協定に基づいて実証実験に取り組みます。

【鉄道駅の改善】

駅のバリアフリー化（段差解消）のため、バリアフリー法の趣旨に沿い、国・県と協調して補助を行います。

【運転士不足の対策】

交通事業者と連携し、運転士の採用に向けた取組を行うとともに、一般ドライバーを活用し運送サービスを提供する日本版ライドシェアの取組の周知に努めます。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討	策定準備						
		地区再生計画の策定	検討組織の運営		情報共有・意見交換の機会の創出 (まちづくりの動きに合わせて実施)		
			連携			連携	
				アーバンデザインセンター小田原(UDCOD)によるアーバンデザインの研究			
2 地域交通のリ・デザイン				移動支援策の実証実験(おだチケ・AIオンデマンド交通など)			
				おだタクの本格運行			
				路線バスの運行補助			
				自動運転の実証実験			
				鉄道駅の改善(駅のバリアフリー化補助・要望)			
				運転士不足の対策			
						地域公共交通計画改定	



■ 小田原駅周辺の街並み



■ 神奈川県、小田原市、本田技術研究所の3者による自動運転技術の実証実験



■ 相乗りタクシー「おだタク」

誰もが笑顔で暮らせる、
愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

資料編

1 主な策定経過

基本構想策定における策定経過

令和6年(2024年)

- 6月 ・庁議において、令和7(2025)年度からスタートする新総合計画の策定について全局へ説明
- 8月 ・総務常任委員会において、小田原市総合計画の今後の方向性について説明
- 9月 ・庁議において、小田原市基本構想行政案を決定
・議員説明会において、小田原市基本構想行政案について説明
- 10月 ・広報小田原で新たな総合計画の策定について説明
・広報委員長会議において、小田原市基本構想行政案について説明
・パブリックコメントを実施(10月15日～11月13日)
・総合計画審議会(令和6年度第4回)の開催、小田原市基本構想行政案への諮問・審議
※総合計画審議会令和6年度第1～3回は第6次総合計画評価について審議
- 11月 ・総合計画審議会(令和6年度第5回)の開催、パブリックコメント結果・委員間討議
- 12月 ・総合計画審議会(令和6年度第6回)の開催、答申案協議
・第1回連続講演会・市長との公開対談開催

令和7年(2025年)

- 1月 ・総合計画審議会から小田原市基本構想行政案に対する答申
・第2回連続講演会・市長との公開対談開催
・総務常任委員会において、小田原市基本構想行政案に対する答申等について説明
- 2月 ・総務常任委員会において、小田原市総合計画(素案)について説明
・庁議において、小田原市基本構想を決定
- 3月 ・市議会3月定例会において、小田原市基本構想を議決
・第3回連続講演会・市長との公開対談開催

令和7年(2025年)

- 4月 ・市長通達「第7次小田原市総合計画第1期実行計画の策定について」を全庁に通達
・庁内説明会で、第7次小田原市総合計画第1期実行計画の策定等について説明
・第4回連続講演会・市長との公開対談開催
・第7次小田原市総合計画第1期実行計画の策定にかかる市民アンケートを実施(4月23日～5月12日)
- 5月 ・広報小田原で小田原市基本構想に基づく第7次小田原市総合計画のスタートと、第1期実行計画の策定について説明
- 6月 ・総務常任委員会において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画の策定について説明
・第5回連続講演会・市長との公開対談開催
・「えがおあふれる わたしのふるさと小田原」などをテーマに絵画・写真を募集
- 8月 ・第6回連続講演会・市長との公開対談開催
・庁議において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案を決定
・議員説明会において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について説明
- 9月 ・広報小田原で第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について説明
・広報委員長会議において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について説明
・パブリックコメントを実施(9月12日～10月14日)
・総合計画審議会(令和7年度第3回)の開催、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案の諮問・審議(全体像・序論・第1期実行計画の枠組み)
※総合計画審議会令和7年度第1・2回は第6次総合計画評価について審議

第1期実行計画策定における策定経過

令和7年(2025年)

- 10月 ・地域説明会において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案を説明
(10月3日@マロニエ、10月4日@UMECO)
 - ・総合計画審議会(令和7年度第4回)の開催、行政案審議【安心して暮らすことができる小田原(施策23～30)】
 - ・第7回連続講演会・市長との公開対談開催
 - ・総合計画審議会(令和7年度第5回)の開催、行政案審議【いのちを大切にす小田原(施策1～8)】、【未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原(施策12～15)】
- 11月 ・総合計画審議会(令和7年度第6回)の開催、行政案審議【自然環境の恵みがあふれる小田原(施策9～11)】、【地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原(施策16～19)】
 - ・総合計画審議会(令和7年度第7回)の開催、行政案審議【地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原(施策20～22)】、協働プロジェクト
- 12月 ・総合計画審議会(令和7年度第8回)の開催、行政案総括審議
 - ・総合計画審議会(令和7年度第9回)の開催、答申案協議

令和8年(2026年)

- 1月 ・総合計画審議会から第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案に対する答申
 - ・総務常任委員会において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案に対する答申等について説明
- 2月 ・庁議において、第7次小田原市総合計画第1期実行計画を決定

2 市民参画

地域説明会など

今後のまちづくりの方向性を広く市民の方に共有するため、地域説明会を開催しました。

また、政策分野ごとに実施している審議会や懇談会などの会議の場を活用しながら、第1期実行計画における事業の位置づけや目指す姿などの今後の展開に関する意見交換を行い、様々なご意見をいただきました。(令和8年3月までに延べ62回の開催、参加者1,983人)

開催日時	令和7年10月3日(金) 午前10時から11時40分まで	令和7年10月4日(土) 午前10時から11時40分まで
会場	川東タウンセンターマロニエ 集会室202	おだわら市民交流センターUMECO 会議室1・2
参加者数	9人	22人

市民アンケート

総合計画を策定するうえで不可欠な、本市の都市イメージや施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識の把握を目的として令和7年4月23日から令和7年5月12日までアンケート調査を実施しました。令和7年度のアンケート結果の概要は、19ページから23ページに掲載しています。

パブリックコメント

小田原市基本構想及び第7次小田原市第1期実行計画それぞれパブリックコメントを実施し、57名の方から、計258件のご意見をいただきました。

[パブリックコメント実施概要]

小田原市基本構想	第1期実行計画
実施期間：令和6年10月15日から 令和6年11月13日まで	実施期間：令和7年9月12日から 令和7年10月14日まで
意見数：39人(96件)	意見数：18人(162件)

「えがおがあふれる わたしのふるさと小田原」絵画・写真募集

市の将来像に親しみを持ち、子どもたちが自分たちの暮らすまちについて考え、思いを表現する機会として、「えがおあふれる わたしのおだわら」をテーマに、小・中学生を対象に絵画を募集するとともに、広く一般を対象に写真を募集しました。絵画は、277名の方からご応募いただき、283点から優秀作品6点を選出しました。優秀作品はP6～7に掲載しています。

カテゴリー	応募数
小学生	236
中学生	47
合計	283

連続講演会・市長との公開対談「持続可能な地域社会のデザイン」について

先行きが不透明な未来を見据え、小田原市が目指すまちの方向性を共有するため、国内外の先進事例や課題解決の視点を多くの方々と共に学ぶ「連続講演会・市長との公開対談」を開催しました。

第7次小田原市総合計画第1期実行計画策定や、今後の施策展開において、特にイメージの共有が必要であると考えられる分野の有識者をお呼びし、基調講演を実施いただくとともに、市長と今後の小田原市が目指すまちづくりの方向性や施策展開などについて公開対談を実施しました。

第1回「先進地デンマークに学ぶ」

※講師の肩書きは開催当時のものです。

日時	令和6年12月20日(金)午後2時～4時
場所	小田原市生涯学習センターけやき(大会議室)
参加者	75人
内容	<基調講演> 「デンマークの持続可能な社会づくり」 文化翻訳家 ニールセン 北村 朋子 氏

第2回「エネルギーの地域自給」

日時	令和7年1月22日(水)午後2時～4時
場所	小田原市役所 議会全員協議会室
参加者	41人
内容	<基調講演> 「エネルギーとお金の地産地消について」 ～地域自立的なひと・しごと・まちづくりのために～ 特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長 飯田 哲也 氏

第3回「経営者から見た小田原の魅力」

日時	令和7年3月28日(金)午後2時30分～4時30分
場所	おだわら市民交流センターUMECO(会議室1・2・3)
参加者	56人
内容	<基調講演> 「未来は地方から動き出す」 WeWork Japan代表取締役社長兼CEO ジョニー・ユー氏

2 市民参画

第4回「自然環境を守り活かす地域づくり」

日時	令和7年4月22日(火)午後3時～5時
場所	小田原市生涯学習センターけやき(視聴覚室)
参加者	34人
内容	<p><基調講演> 「自然環境を守り活かす地域づくり」 東京農工大学名誉教授 <small>つちや としゆき</small> 土屋 俊幸 氏</p>

第5回「コミュニティとケアの未来」

日時	令和7年6月27日(火)午後2時～4時
場所	小田原市生涯学習センターけやき(視聴覚室)
参加者	40人
内容	<p><基調講演> 「人口減少・成熟社会のデザイナー・ケア・コミュニティ・自然」 京都大学名誉教授 <small>ひろい よしのり</small> 広井 良典 氏</p>

第6回「まち歩きで出会う、小田原の魅力」

日時	令和7年8月13日(水)午後2時15分～4時15分
場所	小田原市生涯学習センターけやき(大会議室)
参加者	41人
内容	<p><基調講演> 「歩きたくなるまち 小田原の魅力とは」 日本観光振興協会総合研究所顧問 <small>ちやうの あきら</small> 丁野 朗 氏</p>

第7回「小田原ものづくり未来会議」

日時	令和7年10月22日(水)午後2時30分～4時30分
場所	小田原市役所 議会全員協議会室
参加者	32人
内容	<p><基調講演> 「小田原ものづくり未来会議」 株式会社TIMELESS 代表 <small>ながた おきさと</small> 永田 宙郷 氏</p>

3 総合計画審議会

小田原市附属機関設置条例(抜粋) (昭和54年3月26日条例第1号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	小田原市総合計画審議会	総合計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

小田原市総合計画審議会規則(昭和54年3月31日 規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小田原市の基本構想及び実行計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 地方行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、小田原市総合計画審議会条例(昭和42年小田原市条例第2号)による委員であった者は、この規則による委員となる。この場合、当該者は、第3条第2項の規定にかかわらず、同条例による任期終了時まで在任するものとする。

附 則

1 この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

3 総合計画審議会

小田原市総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
地方行政機関 及び公共的団 体の職員	きむら ひであき 木村 秀昭	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会会長
	せきの つぎお 関野 次男	小田原市自治会総連合会長
	みやもと しん 宮本 晋	神奈川県西地域県政総合センター所長
	やまぐち ひろゆき 山口 博幸	小田原・足柄地域連合議長
	やまもと ひろふみ 山本 博文	小田原箱根商工会議所専務理事
	わたなべ きよはる 渡邊 清治	一般社団法人小田原医師会会長
学識経験者	いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学法学部長・教授
	うちやま えみこ 内山 絵美子	小田原短期大学保育学科准教授
	おく まみ 奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授
	くだ ゆか 久田 由佳	小田原市公民連携アドバイザー
	せき さちこ 関 幸子	株式会社ローカル・ファースト研究所代表取締役
	のぶとき まさと 信時 正人	神戸大学客員教授
	ひらい たろう 平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科教授
	べっしょ なおや 別所 直哉	紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長
その他市長が 必要と認める 者	ありが かおる 有賀 かおる	放課後子ども教室学習アドバイザー
	そが きよみ 曾我 清美	公募市民
	ねぎし あみ 根岸 亜美	ARUYO ODAWARAブランドマネージャー
	ますだ まいこ 益田 麻衣子	NPO法人こころみ理事長
	わたなべ こ 渡邊 ちい子	公募市民

総合計画審議会への諮問

小田原市総合計画審議会長 様

企第1919号
令和6年(2024年)10月21日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市基本構想行政案について(諮問)

第7次小田原市総合計画の策定にあたり、小田原市基本構想行政案について、小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

総合計画審議会への諮問

小田原市総合計画審議会長 様

企第2106号
令和7年(2025年)9月25日

小田原市長 加藤 憲一

第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について(諮問)

第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について、小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

3 総合計画審議会

総合計画審議会の答申(基本構想)

総計審第1号

令和7年(2025年)1月9日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市総合計画審議会
会長 出石 稔

小田原市基本構想行政案について(答申)

令和6年(2024年)10月21日付け企第1919号で諮問のあった小田原市基本構想行政案について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

答 申

今般諮問された小田原市基本構想行政案について議論した結果、全体としておおむね妥当であると判断したため、その旨を答申する。なお、個別事項についての審議会の意見を次のとおり示すので、市で検討を進め、適切に小田原市基本構想案に反映されたい。

小田原市基本構想全般

- ・小田原市基本構想は、おおむね20年先を見据え、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」という将来都市像とその実現に向けた道筋を掲げた小田原市のまちづくりにおける指針であることから、全ての分野が網羅されており、その目的が市民を第一に考えていること、誰にとってもわかりやすい表現であることを心掛けた修正をされたい。
- ・抽象的な表現となっている部分について、可能な限り具体でわかりやすい表現とすることで、地方自治体が目指すまちづくりの方向性を正確に市民と共有するという総合計画の基本構想としての本来の目的が達成できるよう努めていただきたい。また、これからの小田原を担っていく世代へ向けて発展的な方向性を提案する基本構想とされたい。
- ・国や県など多様な主体と小田原市の関係性についても示したうえで、小田原が目指す方向性を示されたい。

- ・総合計画と「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定される地方版総合戦略の関係については、各自治体によって異なることから、小田原市においてもその関係性を整理されたい。

1 時代と社会についての認識

- ・おおむね20年先を見据えることについては記載されているものの、目標年次の考え方は示されていない。明確な目標年次を定めないのであれば、その旨を加筆されたい。
- ・平成12年の地方分権一括法の施行により、多くの権限が地方自治体に委ねられている。このことをしっかり認識したうえで、まちづくりの方向性を示そうとしている姿勢は評価できる。

2 小田原の歩み～可能性と課題～

- ・小田原の良さに触れるとともに、小田原が未来に向かって進んでいく姿とその可能性についての言及も検討されたい。

3 まちづくりの理念と将来都市像

- ・基本構想という性質上、個別具体の施策について触れないことの意図は理解するが、小田原が進むべき方向性が誰にとっても理解することができ、市民とともに将来都市像を実現していくことを考慮した際には、抽象的ではなく可能な限り具体的な表現とすることに努め、誰もがイメージしやすい将来都市像となるよう加筆を検討されたい。
- ・冒頭で「人口減少や人口構造の変化が国全体で確実に進んでいくという現実を正面から受け止め」とあり、国全体の人口減少や少子高齢化についての言及があるが、小田原市の目標人口について言及されていない。目標人口を定めないのであれば、その旨を明確に言及すべきである。
- ・様々な現場における人手不足の解消など、小田原で暮らす人々が何を求めているのかを的確に捉え、そのニーズに応えることのできる基本構想とすべきである。
- ・まちづくりの理念で示している「地域自給圏」については、自給すべき対象や目標を達成した際の姿、外部との関係性などについても言及し、この

概念がどういったものであるのか、何をすることが求められているのかを明確にされたい。その際、読み手によって異なる解釈とならない表現とされたい。

- ・市民一人ひとりの幸せや地域社会の真の豊かさを希求することが大切としている中、そのための手段が「地域自給圏」の実現のみでは、閉鎖的で、市民の選択肢を狭めている印象を受けるため、市民一人ひとりの多様な選択が尊重されるような表現とされたい。
- ・「地域自給圏」と経済団体・地域経済との関係が不明瞭であり、市外での経済活動を行わないとも解釈できる。地域内外に関わらず様々なノウハウを得ながら、この地域の経済を発展させていくということを考えると、外とのつながりは非常に重要である。また観光産業は外需獲得における重要な産業であることから、「地域自給圏」における、市域外の事業者や市外在住者等との関係性について明確にされたい。

4 まちづくりの目標

- ・「3 まちづくりの理念と将来都市像」において示されている、小田原が持つ5つの力と行政の力の内容やそれぞれが持つ役割を明示し、まちづくりの目標との関係性について明記されたい。
- ・まちづくりの目標においては、その名称のみでどういった取組を実施していくのか、その内容が明確となるような表現とされたい。

(1) いのちを大切にす小田原

- ・「3 まちづくりの理念と将来都市像」において、「『いのち』を支えていくために必要な要素は、可能な限り地域の中で整え、」とあり、それを実現するためにまちづくりの目標を掲げている。まちづくりの目標の1つが「いのちを大切にす」となると、「いのち」という言葉はすべての目標に関連する上位概念的な意味があり、上位概念との整理ができていないように感じる。基本構想の中に記載のある「いのち」という言葉の意味が正しく表現されるよう整理されたい。

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

- ・意見はなし。

(3) 未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

- ・「人」はどの分野でも大事なテーマとなっていることから、子どもたちの育ちに加え、人材育成の観点についても言及されたい。また、「未来を拓く人」について、文中で書かれている内容と目標がどう繋がるのかを明確化されたい。

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

- ・サービス産業や新たな産業の視点、AIを含めた新たなテクノロジーについても補記されたい。また、「豊かな資源」という表現では、緑や自然由来の資源という印象を受けるため、人間が積み重ねてきた文化やテクノロジーなどもあることがわかるような表現とされたい。

(5) 安心して暮らすことができる小田原

- ・公共インフラ整備などのハード事業に関する内容だけでなく、これまでに小田原市が取り組んできた市民参画や市民主体のまちづくりといった事業の推進手法に関する内容についても補記されたい。



総合計画審議会

3 総合計画審議会

総合計画審議会の答申(第1期実行計画)

総計審第1号
令和8年(2026年)1月6日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市総合計画審議会
会長 出石 稔

第7次小田原市総合計画第1期実行計画
行政案について(答申)

令和7年(2025年)9月25日付け企第2106号で諮問のあった第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

答 申

今般諮問された第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案について議論した結果、全体としておおむね妥当であると判断したため、その旨を答申する。

また、本審議会では第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案の項目・体系に沿って議論を進めてきたため、各項目・体系ごとに審議会の意見を述べることにする。これらの意見に対し、全庁的に検討を進めていただき、第7次小田原市総合計画第1期実行計画への反映に務められたい。

併せて、これら当審議会に取りまとめた意見のほか、施策等に対して挙げられた委員個々の意見を本答申に付しておくので、同実行計画策定への参考にされたい。

なお、小田原市の未来を担う子どもたちに対し、総合計画ひいてはまちづくりへの理解を深めてもらうため、計画書の内容を分かり易く伝える工夫を検討されたい。

序論

- ・「3 時代の潮流と小田原市の現状」で挙げた課題のうち、複数の行政分野にまたがるものについては、関係する施策それぞれで改めて触れる必要がある。そうすることで、担当部局が、共通課題と

して認識しつつ、それぞれの取組を具体的に展開・調整することが可能となり、縦割りの弊害を極力抑えることができる。

第1期実行計画の枠組み

1 実行計画の役割

- ・施策名について、分野の名称としているものと、対策の名称としているものが混在している。(例：「地域福祉」「こども・子育て支援」) 全体的な表現の整合を図られたい。
- ・施策名「子育て」という表現は、子どもが自ら育っていくための施策という意図は理解できる一方で、未だ馴染みがなく、市民の理解が得られにくい可能性がある。施策名の主旨が明確になるよう、詳細施策や成果目標の修正を行うなど、施策名と取組につながりを持たせた表現を検討されたい。
- ・施策名「多様な主体とのまちづくり」は、他の施策名の表現が端的であるのに比べ、漠然としており具体性に欠ける。多様な主体との「協働」や「共創」など、施策の目指す方向性を明確にされたい。

2 施策や事業の評価による進行管理

- ・KGIの数が多いため、まちづくりの目標との関連性が分かりづらくなっている。類似の指標の整理などを検討されたい。
- ・KGIとKPIの関連性を明確にすることが重要である。具体的施策を通じて、コントロール可能なKPIを設定する必要がある。
- ・KPIには市の取組が直接反映される指標を選ぶべきである。仮に、健康診断受診率などの達成困難であろう指標を採用する場合には、達成の難しさをあらかじめ説明し、容易にコントロール可能な指標と区別して提示する必要がある。
- ・指標設定を目的化せず、あくまでも指標設定は達成の手段として認識するとともに、その目標に取り組む姿勢こそが重要である。
- ・KGIの目標の方向性については「増」が多い。視覚的に見やすく印象がつかみやすい「矢印」を使うなど、市民理解を得るためのビジュアル面での工夫を検討されたい。

- ・審議会による外部評価は、チェック機能としての役割を果たすものであるため、「評価による進行管理」については、まずは行政による内部評価が重要であり、今後の評価の方向性については、自己評価を行う行政が強い意思で方針を定めるべきである。なお、実際の評価にあたっては、第6次小田原市総合計画評価での成果と課題を踏まえながら、委員担当制や部会方式の検討など、必要に応じて効率化を検討されたい。

3 実行計画の推進における視点

- ・施策間連携における課題として、主管部局と関連部局がその関連性を認識していないことが挙げられる。計画内の表現に止まることなく、実際に各部局が連携を意識し、実施することが重要である。

施策・詳細施策

施策1 地域福祉

- ・認知症の方への支援については、地域の高齢化が進む中、担い手の確保が難しい現状であるが、それでも地域住民と協力しながら進める必要がある。「地域の支えについて、しっかりと地域とともに進める」という趣旨を明示されたい。

施策5 こども・子育て支援

- ・人口減少が進む理由の一つに、経済的負担などにより、子どもを産み育てることが難しいと考える方が多いことが考えられる。安心して子育てができる環境整備だけでなく、「小田原なら子どもを産み育てられる」と思われるような、子どもを産む前の環境づくりについても触れられたい。

施策6 地域医療

- ・公立病院が担う「不採算医療」に関する記述は、市立病院が不採算状態にあると市民に誤解させる可能性がある。公立病院の役割を適切に伝えるため、採算が合わない医療に課題があるといった表現などに修正を検討されたい。

施策11 脱炭素

- ・「現状と課題」に記載されているとおり、気候変

動対策においては「緩和策」だけではなく、「適応策」もあわせて取り組むことが重要であるため、「適応策」の明記について検討されたい。

施策12 子育て

- ・成果目標4「多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を実践している施設」については、目指すべき「多様で特色ある質の高い」状態を定量的に測ることができないのであれば、指標の修正などを検討されたい。

施策13 学校教育

- ・近年の猛暑の影響により、体育の授業や部活動が実施困難となる状況が見受けられる。また、屋内運動場は地域の防災拠点としての役割も担っており、その重要性を踏まえると屋内運動場への空調設置は急務であると考えられる。特別教室等への空調設置の記載の中では、屋内運動場についても配慮されたい。

施策15 市民活動・地域活動

- ・成果指標4「自治会の認知度」について、現時点でも8割以上の市民がその存在を認識している。認知度を高めることで担い手不足の解消に繋がるかどうか疑問があるため、指標の見直しを検討されたい。
- ・おだわら市民学校の運営については、担い手育成の面と生涯学習の場という面もある。一つの取組を一つの施策の中で完結させる必要はないため、施策14「生涯学習」の中にも「おだわら市民学校の運営」の要素を記載されたい。

施策16 地域経済振興

- ・従来のように産業分野を個々で考えるだけでなく、より横断的な視点で産業を捉え、好循環を生み出せるような表現にすることが必要である。
- ・既存産業の維持だけでなく、AIやデジタル化については避けて通ることができない課題である。これらの取組を基盤とし活用した新産業の創出を目指し、現在の社会潮流を捉えた未来志向のビジョンを掲げる必要がある。
- ・基本構想で掲げている既存の地域資源を十分に生

3 総合計画審議会

かしきるという考えを明確にするとともに、外部の資源も取り入れながら地域全体の底上げを目指す方向性を示されたい。

施策23 防災・減災

- ・情報伝達の手段としてデジタル化の推進が基本となる一方で、詳細施策についてデジタル化に関する具体的な記述が読み取れない。既存の取組も含めてデジタル化に関する記述を検討されたい。

施策24 安全・安心

- ・成果目標2「防犯カメラ補助件数」の目標値として設定されている「4件」について、単年度の目標値としては少ない。地域からの要望の状況なども踏まえながら目標値の増について検討されたい。

施策25 都市基盤

- ・「目指す姿」の「市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています。」とあるが、将来像として「思っています。」という表現は適切でないと思われる。将来の具体的な状態として、「住み続けています。」などの表現を検討されたい。
- ・詳細施策2501の「小田原市都市計画マスタープランの見直しを進めます。」という記述が具体性に欠けており、何をどう見直すのかが分からない。市民にも具体的なイメージを共有するため記載の充実を検討されたい。
- ・詳細施策2504に関して、これからの公共交通維持の課題に対して、自治体だけで対応することは困難である。民間事業者との協議を進めながら新しい交通のあり方や、現状の公共交通そのものの構造転換も含めて、この3年間で具体的に取組んでいくという方向性を示されたい。

施策28 行政経営

- ・行政内の関連部局の連携が重要である。施策に盛り込むことが難しいのであれば、計画推進の前提として文言の追加を検討されたい。

施策29 デジタル化

- ・「官民データ活用推進基本法」に基づき、デジタル化は自治体だけで取り組むべきものではなく、市民や民間企業とともに進めていく必要がある。重要なのは、データの収集を行いオープンデータ化して、利用可能な状態に整えておくことである。取組を追加することが難しいのであれば、現状と課題などにおいてこの状況に触れておくことが望ましい。

施策30 多様な主体とのまちづくり

- ・詳細施策3003の主な取組に「国や神奈川県等との協力・連携強化」とあるが、今後の南海トラフ地震などの大規模災害が想定される中では、遠隔地の県や市町村などの自治体との連携についても重要であるため表現の追加を検討されたい。

協働プロジェクト

- ・協働プロジェクトと施策体系との関係性が、行政案の最後部に記載されており全体像がつかみにくくなっている。「第1期実行計画の枠組み」の「1 実行計画の役割」において、30の施策体系と協働プロジェクトの関係性を表現できれば市民理解が進むと思われる。
- ・協働プロジェクトは行政単独で推進できるものではないため、市民や事業者とどのように取り組んでいくかがポイントである。市民や民間企業が取り組んでいる活動が、行政とは無関係に行われているかもしれないが、そうした個々のアクションについて目を配り、そのような活動を「小田原市で動いている取組」として位置づけ、確認していく方向で検討されたい。
- ・プロジェクトの推進には主管部局の設定が重要である。また、進行管理の方法や評価すべきかどうかについても検討を進められたい。

個別施策等に対する意見

第1期実行計画の答申には、個別施策等に対する224の意見を付している。

総合計画審議会会議日程

■令和6年度

第1～3回は第6次総合計画評価について審議

	開催日時	会場	内容
第4回	10月21日(月) 午後2時～午後4時	市役所3階 全員協議会室	小田原市基本構想行政案の諮問について 今後の総合計画に関する方向性について 小田原市基本構想行政案について
第5回	11月18日(月) 午後1時30分～午後3時30分	市役所3階 全員協議会室	答申に関する協議について
第6回	12月12日(木) 午後2時～午後4時	市役所3階 全員協議会室	答申(案)について

○答申について

日時	会場	内容
1月9日(木) 午後1時～午後1時15分	市長室	小田原市基本構想行政案について

■令和7年度

	開催日時	会場	内容
第1回	7月1日(火) 午後3時～午後5時	市役所3階 全員協議会室	総合計画評価(第6次)説明・審議
第2回	8月1日(金) 午後1時30分～午後3時30分	市役所3階 全員協議会室	総合計画評価(第6次)審議
第3回	9月25日(木) 午前10時～午後0時	市役所6階 601会議室	諮問・第1期実行計画行政案説明・審議 (全体像、序論)
第4回	10月16日(木) 午後1時30分～午後3時30分	市役所3階 全員協議会室	第1期実行計画行政案説明・審議 (まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」施策・詳細施策23～30)
第5回	10月31日(金) 午後1時30分～午後4時	市役所3階 全員協議会室	第1期実行計画行政案説明・審議 (まちづくりの目標「いのちを大切にする小田原」施策・詳細施策1～8、「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」施策・詳細施策12～15)
第6回	11月10日(月) 午後1時30分～午後4時	市役所3階 全員協議会室	第1期実行計画行政案説明・審議 (まちづくりの目標「自然環境の恵みがあふれる小田原」施策・詳細施策9～11、「地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」施策・詳細施策16～19)
第7回	11月20日(木) 午後1時15分～午後3時45分	市役所3階 全員協議会室	第1期実行計画行政案説明・審議 (まちづくりの目標「地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」施策・詳細施策20～22、協働プロジェクトについて)
第8回	12月8日(月) 午後1時30分～午後3時30分	市役所3階 全員協議会室	第1期実行計画行政案総括審議
第9回	12月24日(水) 午後1時30分～午後3時30分	市役所3階 全員協議会室	答申案協議

○答申について

日時	会場	内容
1月6日(火) 午後4時45分～午後5時	市長室	第1期実行計画行政案について

4 主な個別計画

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
1	第4期小田原市地域福祉計画 (令和4年度～令和8年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉施策を総合的に推進するため、福祉の各分野に共通する理念や取組の方向性を示しています。	1 地域福祉
2	第9期おだわら高齢者福祉介護計画 (令和6年度～令和8年度)	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めた計画です。本市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示しています。	2 高齢者福祉 4 健康づくり
3	第3期おだわら障がい者基本計画 (令和5年度～令和10年度)	障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。	3 障がい福祉
4	第7期小田原市障がい福祉計画 (令和6年度～令和11年度)	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業に必要な見込量等を算出し、その見込量を確保するための方策等を定めています。	
5	第3期小田原市障がい児福祉計画 (令和6年度～令和11年度)	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定している、「第7期小田原市障がい福祉計画」と一体の計画です。	
6	第2期小田原市健康増進計画 (令和5年度～令和9年度)	健康増進法に基づき、国の基本方針と県の健康増進計画を勘案して、健康で元気に安心して暮らすことができる地域社会を実現する計画です。	4 健康づくり
7	第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画 (令和6年度～令和11年度)	特定健診結果や医療費分析を行い、本市の国民健康保険被保険者の健康状態や医療費等の状況を把握し保健事業を効果的・効率的に実施することで、被保険者の健康維持・増進と医療費の抑制を目的とする計画です。	
8	小田原市こども計画 (令和7年度～令和11年度)	こども基本法に基づき、こども・若者への切れ目のない支援を一体的に推進するとともに、困難を抱える層への施策を体系的に位置付け、地域全体で「こどもまんなか社会」を実現するための指針とする計画です。	5 こども・子育て支援 12 子育て
9	神奈川県地域医療構想 (平成28年度～令和8年度)	高齢化の進展に伴い、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目的とする計画です。	6 地域医療
10	第8次神奈川県保健医療計画 (令和6年度～令和11年度)	神奈川県の保健医療を取り巻く様々な課題の解決を図り、すべての県民が住み慣れた地域で安心してくらす社会の実現に向けて、今後の医療提供体制の在り方や方向性を示す計画です。	
11	小田原市立病院経営計画(経営強化プラン) (令和6年度～令和9年度)	国のガイドラインに基づき、市立病院が県西地域における高度急性期、急性期医療を担う基幹病院として、今後もその役割を果たしていくため、中長期的な経営ビジョンを示すとともに、経営強化の方針を定めた計画です。	
12	新病院建設基本計画 (令和2年12月～)	基本構想や外部有識者等の検証をもとに、新病院の機能・諸室の設定、運用と建設条件を整理し、具体的な設計の指針を定めたものです。	

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
13	小田原市消防計画 (令和4年度～令和12年度)	消防組織法に基づき、消防機関が各種災害に的確に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、万全な防災活動を期すために市が作成する計画です。環境の変化に対応するため、令和6年6月に一部改正しています。	7 消防・救急
14	神奈川県西部広域消防 運営計画 (平成24年5月～)	市町村の消防の広域化を行う際に円滑な運営を確保するために作成する計画です。(消防組織法第34条)また、消防広域化後に効果を十分に発揮することができるよう、経費の負担方法や構成市町村間の意見調整を可能とするための仕組みなどを取り決め、消防の広域化を実現するためのルールを取りまとめたものです。	
15	小田原市消防署所再整備 計画 (令和5年度～令和12年度)	消防署所については、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害時には防災拠点の中核となることから、発災時にその機能を損なわないように消防力適正配置も含め再整備を推進する計画です。	
16	小田原市消防団再整備 計画 (令和7年度～令和14年度)	本市消防団から提出された「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」に基づき、地域における消防防災の中核としての重要な役割を果たす今後の消防団の方向性を定めるとともに、総合的かつ計画的に持続可能な消防団体制の構築を推進するため策定したものです。	
17	小田原市人権施策推進 指針 (平成23年度～)	人権施策を推進するにあたり、人権尊重の視点に基づき何を大切に、どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を明らかにしたものです。	8 多様性
18	第3次おだわら男女共 同参画プラン (令和4年度～令和8年度)	男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を定めた計画です。	
19	第3次小田原市環境基 本計画 (令和4年度～令和12年度)	環境施策を総合的、計画的に推進するため、望ましい環境像を掲げ、その実現に向けた5つの基本目標と計画の柱、基本施策等を設定した計画です。	9 自然共生 10 生活環境 11 脱炭素
20	小田原市鳥獣被害防止 計画 (令和7年度～令和9年度)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害への対策を効果的に行うための計画です。	9 自然共生 17 農林業
21	おだわら森林ビジョン (令和3年度～)	平成24年度に策定した「森林・林業・木材産業再生基本計画」を包括した新たな森林に関する総合計画として、小田原の森林に関する施策を推進していくため、森林の将来像や具体的な取組について示しています。	9 自然共生 17 農林業
22	小田原市森林整備計画 (令和5年度～令和14年度)	森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林で5年ごとに策定する10年を1期とする計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方を定めています。	9 自然共生
23	小田原市緑の基本計画 (平成28年度～令和17年度)	都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。令和3年3月に増補版として改訂しました。	9 自然共生 26 生活空間

4 主な個別計画

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
24	第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画 (令和2年度～令和11年度)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制方策、分別収集するものの種類及び区分等を定めています。	10 生活環境
25	第2次小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画 (令和2年度～令和8年度)	1市3町(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)の広域での廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、具体的な施策を講じて施設などの整備を図るものです。	
26	小田原市気候変動対策推進計画 (令和4年度～令和12年度)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)、気候変動適応法の地域気候変動適応計画及び小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画として位置付けた計画です。	11 脱炭素
27	小田原市教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度)	教育基本法に基づき、本市の実情に合った教育施策をより効果的に実施していくため、「未来を拓くたくましい子ども」を本市がめざす子どもの姿とし、社会を生き抜く力の養成、小田原ならではの教育スタイルの確立、教育環境の整備・改善・充実を図るための取組みを定めた計画です。	13 学校教育 14 生涯学習
28	小田原市学校施設中長期整備計画 (令和8年度～令和12年度)	学校施設を取り巻く現状を踏まえ、本市の教育環境の目指すべき姿と学校施設整備の基本的な考え方を示したもので、文部科学省が策定を求めている「個別施設計画」として位置付けています。	13 学校教育
29	地域別計画 (一)	市内26の自治会連合会の区域ごとに、目指す将来像とそれを実現するための取組内容をまとめた計画です。	15 市民活動・地域活動
30	地域コミュニティ基本指針 (令和7年11月改定)	「地域別計画」の実現に向けて協働によるまちづくりを推進していくため、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿を定めた指針です。	
31	小田原市地域経済振興戦略ビジョン (令和5年度～令和12年度)	小田原の経済を活性化することを目的とし、そのための基本方針や具体的なアプローチ、その推進体制などを示すとともに、本ビジョンを小田原の地域経済の経営理念として位置付けたものです。	16 地域経済
32	小田原市農業振興計画 (令和3年度～令和12年度)	農業振興に関する最上位計画に位置付け、将来像を「農業者・市民・来訪者が支えあい持続可能な農業があるまち小田原」と掲げ、持続的かつ魅力的な農業の展開を目的とした計画です。	17 農林業
33	小田原市農業振興地域整備計画 (平成25年度～)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内における優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備について定めた計画です。	
34	小田原市公設青果地方卸売市場事業経営戦略 (令和3年度～令和12年度)	青果地方卸売市場の経営健全化の取組を推進するため、現状と将来見通しを分析・評価し、今後10年間にわたる事業運営に関する方向性や、将来の投資とその財源を明らかにした中長期的な基本計画です。	

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
35	小田原市公設水産地方卸売市場事業経営戦略(令和3年度～令和18年度)	水産地方卸売市場の経営健全化の取組を推進するため、将来の投資と財源を明らかにした中長期的な基本計画であり、平成28年度から検討している水産市場施設に係る再整備費等を踏まえた投資財政計画としています。	18 水産業
36	江之浦漁港機能強化基本計画(令和5年度～令和14年度)	老朽化が著しい市営漁港3港の中で最も漁業の利用頻度の高い江之浦漁港において、漁港施設の安全性向上及び機能強化を図る計画です。	
37	小田原市観光戦略ビジョン(令和5年度～令和12年度)	小田原市総合計画及びその経営理念として平成24年1月に策定した「小田原市地域経済振興戦略ビジョン」の下、今後の本市の観光振興の方向性を明確にし、目標を掲げ、計画的な観光振興を図るための指針です。	19 観光
38	小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画(令和3年度～令和12年度)	小田原市文化によるまちづくり条例に基づき、文化の振興を通じた人づくり、まちづくりについて観光、教育、福祉、産業などの分野と連携して9つの小田原ならではの文化を振興するための基本目標を定めた計画です。	20 文化
39	小田原市文化財保存活用地域計画(令和8年度～令和18年度)	文化財保護法に基づき、小田原の歴史文化と文化財がもつ価値と魅力を整理して発信するとともに、市民総がかりの総合的な文化財の保存・活用を進めるための計画です。	21 歴史資産
40	史跡小田原城跡保存活用計画(令和3年度～)	平成5年策定の「本丸・二の丸整備基本構想」と平成22年策定の「八幡山古郭・総構保存管理計画」とを見直し、史跡小田原城跡全体を対象として策定した、文化財保護法に基づく、保存活用計画です。	
41	小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)(令和3年度～令和12年度)	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくため、維持及び向上すべき歴史的風致、実施事業などを定め、国の認定を受けた計画です。	
42	歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン(平成30年度～)	歴史的・文化的資源を磨きあげ、かまぼこ通りや板橋・南町地区への誘客を促進するとともに、早川周辺まで広がる回遊エリアを創出することで、賑わいと交流を兼ね備えたコンパクトシティの実現を目指す計画です。	
43	小田原市スポーツ振興基本指針(令和5年度～令和12年度)	生涯スポーツ社会実現のため、だれもが・どこでも・いつまでもスポーツができるよう「するスポーツ」と、市民が広くスポーツに興味・関心を持ちスポーツへの参加が動機づけられるよう「みるスポーツ」を、そして、豊かなスポーツ活動が促進できるよう関係団体の連携や施設整備などハードとソフトの両面における「支えるスポーツ」を視点とし、さらにはスポーツの「日常生活化」をキーワードとして、スポーツ振興を図るための指針です。	22 スポーツ
44	小田原市スポーツ施設整備基本計画(短期:令和7～12年度、中期:令和13～22年度、長期:令和23年度以降)	スポーツ施設の効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、市民ニーズ等を踏まえた今後のスポーツ施設のあり方を検討し、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整備するための計画です。	

4 主な個別計画

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
45	小田原市地域防災計画 (昭和39年9月～)	災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。	23 防災・減災
46	小田原市津波防災地域づくり推進計画 (令和3年6月～)	津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを作ることを目的とした計画です。	
47	小田原市強靱化地域計画 (令和4年2月～)	国土強靱化基本法に基づき、災害が起きても、都市を機能不全に陥らせない、強くしなやかなまちづくりを平時から進めることで、より安全・安心な地域づくりにつなげることを目的とした計画です。	
48	小田原市災害時トイレ確保計画 (令和5年2月～)	災害時に、被災者の生命や健康を守り、衛生的な避難生活を送ることが出来るよう、災害用トイレの整備について、トイレ必要数と、種別ごとのトイレ確保数を明らかにすることを目的とした計画です。	
49	小田原市災害時備蓄計画 (令和5年9月～)	避難所での生活環境の改善や災害関連死対策の推進を目指し、災害時に必要となる水や食料、資機材などの物資について、目標値を定め、目標値を定めたうえで計画的に整備することを目的とした計画です。	
50	小田原市耐震改修促進計画 (平成21年2月～令和12年度)	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、国の基本方針及び県計画に準拠し、新耐震基準導入前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とした計画です。	
51	小田原市都市計画マスタープラン (令和5年度～令和24年度)	都市計画法に基づき、市が定める都市計画に関する基本的な方針で、まちづくりの将来ビジョン、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、土地利用や都市施設の方針などを定めています。	25 都市基盤 26 生活空間
52	小田原市立地適正化計画 (平成31年度～令和22年度)	都市再生特別措置法に基づき、今後の少子高齢化等の課題に対応するため、居住や都市機能の誘導による集約型都市の形成を図り、人口密度の維持、公共交通の充実等による持続可能な都市経営を行うための計画です。	25 都市基盤
53	小田原市景観計画 (平成17年12月～)	景観法に基づき、区域ごとの景観形成の方針や行為の制限などを定めることで、小田原の魅力的な景観を守り育てるための計画です。	
54	小田原市地域公共交通計画 (令和6年度～令和15年度)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、立地適正化計画などまちづくり計画と連携した公共交通ネットワークの再構築に向け、最新技術や多様な移動手段の活用も含め、誰もが気軽に外出可能な環境整備を目指す計画です。	
55	小田原市空家等対策計画 (令和5年度～令和12年度)	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等への対策についての基本的な考え方を定め、住宅の各段階に応じた対策を講じることで、安全安心のまちづくりを推進する計画です。	26 生活空間

No.	個別計画名(計画期間)	概要	関連施策
56	小田原市マンション管理適正化推進計画 (令和5年度～令和12年度)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンション管理の適正化についての基本的な考え方を定め、マンション管理組合等によるマンションの適切な管理を推進するための施策を講じることで、安全安心のまちづくりを推進する計画です。	26 生活空間
57	小田原市営住宅ストック総合活用計画 (平成29年度～令和8年度)	市営住宅の既存ストックの長期有効活用や老朽化した市営住宅の計画的な整備方針を示すとともに、市営住宅の適正な管理運営の方針を定めたものです。	
58	かながわのみちづくり計画 (令和8年度～令和17年度)	神奈川県内の道路を取り巻く現状に対応し、より効率的・効果的に事業を推進するための基本的な考え方と、事業を実施する主な箇所について定めた県の計画です。	
59	小田原市道路施設修繕計画 (令和4年度～令和13年度)	舗装や橋りょうなどの道路施設について、施設の配置や状態を踏まえ、効率的で効果的な維持管理を実施するための計画です。	
60	おだわら水道ビジョン (経営戦略) (令和4年度～令和13年度)	水道の現状と将来見通しを分析・評価し、今後10年間にわたる水道事業の施策推進の基本的な考えを示す水道ビジョンと、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を示したものです。	27 上下水道
61	おだわら下水道ビジョン (令和4年度～令和13年度)	今後10年間の下水道が果たすべき役割や目指すべき方向性、課題解決に向けた施策を示したものです。	
62	小田原市下水道事業経営戦略 (平成30年度～令和9年度)	下水道事業の経営健全化の取組推進のため、将来の投資とその財源などを明らかにした中長期的な経営の基本計画です。	
63	第4次小田原市行政改革実行計画 (令和8年度～令和14年度)	確かな行政運営基盤を備えたまちの実現に向け、人的・財政的な資源の余力を生み出すことを目標に、全庁的な行政改革を進めるための具体的な取組など定めたものです。総合計画第1期実行計画に合わせ策定しています。	28 行政経営
64	小田原市公共施設再編基本計画 (平成31年度～令和28年度)	公共施設の複合化や統廃合を含めた再編計画の策定に取り組み、施設の総量縮減及び機能配置の適正化を図るものです。	
65	第3次小田原市特定事業主行動計画 (令和8年度～令和12年度)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「小田原市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。	
66	小田原市DX推進計画 (令和4年度～)	デジタル技術を活用した取組を推進するための指針を示し、それを政策として具現化・明瞭化するため、本市のDX化の全体像や基本方針、重要施策について取りまとめた計画です。	29 デジタル化

5 指標一覧

まちづくりの目標 KGI

No.	まちづくりの目標	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標設定の理由
1	1	自らが尊重され、自分らしく生き生きと暮らしていると思う市民の割合	75.6 % (令和7年度)	↑ 増	市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
2	1	健康寿命(男性)	79.31 年 (平成30年)	↑ 増	第2期健康増進計画において「健康寿命の延伸」を基本目標としており、その推移を見ることで市民の生涯を通じた健康づくりの状況について推察できる。
3	1	健康寿命(女性)	85.00 年 (平成30年)	↑ 増	第2期健康増進計画において「健康寿命の延伸」を基本目標としており、その推移を見ることで市民の生涯を通じた健康づくりの状況について推察できる。
4	2	自然環境に満足している市民の割合	87.7 % (令和7年度)	↑ 増	将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調査するまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
5	2	家庭における一人一日当たりの燃せるごみ排出量	466.0 g (令和6年度)	↓ 減	小田原市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の一つであり、市民がプラスチックごみや食品ロス削減の取組などを推進することで減少する指標であるため。
6	2	二酸化炭素排出量の削減率(平成25年度比)	28.3 % (令和6年度)	↑ 増	国の「地球温暖化対策計画」における目標に倣う。
7	3	地域社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	77.9 % (令和6年度)	↑ 増	小田原の教育では子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創る「社会力」の育成を目指しているから。
8	3	小田原版STEAM教育において、地域の団体や企業等に地域課題解決に関する提案を行った中学校数	5 校 (令和6年度)	↑ 増	小田原版STEAM教育では、地域の団体や企業等と連携し、生徒が郷土小田原に実在する諸問題と出会って、その解決に向けて探究的な学びを経験することで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育むことを目指しているため。
9	3	こどもの居場所づくりポータルサイトに掲載している居場所数	24 箇所 (令和7年度)	↑ 増	こどもの居場所を一元的にポータルサイトで管理し、その掲載数が増えることで、より身近かつ気軽な利用に繋がるとともに、子どもたちが安心して過ごし、様々な体験や多世代交流などができる環境を整えるため。
10	3	地域活動への市民参加が盛んだと思う市民の割合	38.7 % (令和7年度)	↑ 増	地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
11	3	地域活動を行っている市民の割合	18.9 % (令和7年度)	↑ 増	地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
12	4	適切な収入を得るための機会があると思う市民の割合	12.9 % (令和7年度)	↑ 増	豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
13	4	一人当たり課税対象所得	3,803 千円 (令和6年度)	↑ 増	産業全体が生み出す経済効果が地域に行き渡ることで、地域経済全体の活性化を図り、個人所得の増加を目指すため。
14	4	入込観光客数	838 万人 (令和6年)	↑ 増	地域経済の活性化を目指し、交流人口及び観光消費総額の増加につながる観光客数の動向を把握するため。
15	4	観光消費総額	378 億円 (令和6年)	↑ 増	地域経済の活性化を目指し、観光消費総額の動向を把握するため。
16	4	文化・芸術・芸能が盛んで誇らしいと思う市民の割合	16.3 % (令和7年度)	↑ 増	多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。

No.	まちづくりの目標	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標設定の理由
17	4	文化芸術活動に参加している市民の割合	22.8 % (令和7年度)	 増	多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
18	4	文化事業参加人数	7,052人 (令和6年度)	 増	市主催の文化事業への参加人数を通じ、市民が文化に触れている状況を把握するため。
19	5	まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所があると思う市民の割合	74.6 % (令和7年度)	 増	暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
20	5	刑法犯認知件数	1,090件 (令和6年)	 減	地域の安全確保の環境整備や市民の防犯意識の向上を図り、犯罪発生数を減少させることが、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちの実現に繋がるため。
21	5	交通事故件数	484件 (令和6年)	 減	地域の交通安全の環境整備や市民の交通意識の向上を図り、交通事故数を減少させることが、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちの実現に繋がるため。
22	5	行政が効率的・効果的に運営されていると思う市民の割合	40.3 % (令和7年度)	 増	市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指し、その進捗に係る市民意識を把握するため。
23	5	財政調整基金残高	36.5億円 (令和6年度)	 増	健全で持続可能な財政運営を確保するため。
24	5	実質公債費比率(健全化判断比率)	4.3 % (令和6年度)	 維持	健全で持続可能な財政運営を確保するため。
25	5	将来負担比率(健全化判断比率)	43.1 % (令和6年度)	 維持	健全で持続可能な財政運営を確保するため。

5 指標一覧

施策 KPI

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
1	1	民生委員児童委員の充足率(単年)	96.2 % (令和6年度)	→ 維持	96.2 %	民生委員は地域福祉の要であり、市内すべての地域でその活動が行われることが必須である。複雑・複合的な課題を抱える相談者が増える中、民生委員への負担も増えているが、市民に対する民生委員の活動内容のPRや推薦基準の見直し、負担軽減策の検討等を行うことにより、民生委員の担い手の確保に繋げ、地域福祉を支える体制を作っていくことが必要である。
2	1	地区ケアタウン活動事業として各地区で取り組む活動数(1地区当たり)(累計)	1.27 件 (令和6年度)	↗ 増	1.50 件	地区ケアタウン活動事業は、各地区の地域コミュニティ組織や地区社会福祉協議会等が主体的に取り組む地域福祉活動を促進するものであり、各地区ごとにサロンや生活応援などの事業メニュー数を増やしながらかつ取り組んでいくことが、支え合って共に暮らせる地域社会をつくることにつながると考えられるため。
3	1	生活保護利用者の就労支援事業対象者における就労決定率(単年)	34.8 % (令和6年度)	↗ 増	50.0 %	生活保護制度はセーフティネットとして機能する一方で、利用者の自立の支援も重要であり、就労支援事業における就労決定率は安定した生活を送るための経済的な自立を促す指標として適切と考えるため。
4	2	アクティブシニア応援ポイント事業年間延べ参加者数(単年)	2,003 人 (令和6年度)	↗ 増	2,967 人	ボランティアや就労、レクリエーションなどのさまざまな活動や交流の機会を通じ、高齢者の生きがいづくりと地域社会への参加を促すため、その活動機会の提供状況を測るため。
5	2	地域包括支援センターの総合相談件数(単年)	31,115 件 (令和6年度)	↗ 増	54,034 件	高齢者の支援や相談体制の充実を促進するには総合相談業務を担う地域の中核機関として増加する相談に対応できる機能を有していることを測るため。
6	2	要支援・要介護認定者の更新申請認定結果における維持・改善率(単年)	71.3 % (令和6年度)	↗ 増	73.3 %	自立支援及び重度化防止に向けた適正な介護サービスを提供した場合、要支援・要介護認定者の更新申請認定結果における維持・改善率は、上昇すると考えられるため。
7	3	障がい者総合相談支援センターへの相談人数(単年)	577 人 (令和6年度)	↗ 増	640 人	障がい者総合相談支援センターは、障害者総合支援法に基づく相談支援事業として運営しており、障がい者や家族、関係者等の相談に応じ、必要な支援に繋ぐ役割を担っている。延べ相談件数は増加傾向にあるため、業務改善を行うなど、より多くの方の相談対応ができるようにすることが課題であるため相談人数を指標とした。
8	3	普及啓発イベントの参加者数(単年)	469 人 (令和6年度)	↗ 増	520 人	障がいに関する理解促進のため、様々な機会を捉え普及啓発を行っている。普及啓発イベントは、障がい者団体をはじめ、様々な関係機関と協働して取り組んでおり、市民の関心を高めるきっかけとなるため、普及啓発イベントへの参加者数を指標とした。
9	3	計画相談支援の利用者数(単年)	1,217 人 (令和6年度)	↗ 増	1,400 人	従来、介護給付と訓練等給付の利用者の増加傾向に基づき推計してきたが、利用者数が多いほど良いとは一概に評価できない。一人ひとりの意向を汲み、必要なサービスを見極めて適正な利用へつなぐには、計画相談支援の利用が重要である。不足している福祉人材の育成や利用基準の見直し等を通じ、一人でも多くの方の利用を目指すことから計画相談支援利用者数を指標とする。

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
10	3	訓練等給付を経て就職した人数(単年)	37人 (令和6年度)	↑ 増	50人	公共職業安定所との連携や、本市が委託により実施する就労相談事業、障害福祉サービスなどを活用し、障がい者の就労に向けたステップアップを支援する。利用者に合った就労系サービスへつなぐ就労選択支援の充実のほか、就職まで伴走型の支援をする就労移行支援の利用促進、福祉的な支援のもとに生産活動を行う就労継続支援を通じて、就職にいたる人数の増加を目指す。
11	4	特定健診の受診率(単年)	30.7% (令和6年度)	↑ 増	60%	特定健診の受診率は、市民の健康状態や意識を把握し、生活習慣病の早期発見・予防効果を測るとともに、行政の広報や啓発活動の成果を評価し、健康増進施策の改善や計画立案に役立てるための重要な指標である。
12	4	健康相談件数(単年)	5,541人 (令和6年度)	↑ 増	5,700人	健康相談の利用状況が住民の健康状態や保健予防に対するニーズを反映しているため、この指標を設定することで、地域住民の健康に対する意識と課題の把握ができる。
13	4	健康教育参加者数(単年)	5,719人 (令和6年度)	↑ 増	5,800人	自らの健康づくりのために、正しい知識を得て健康的な生活習慣を身に付け、継続できるように健康教育を開催しており、その参加状況を把握することで、健康づくりへの市民意識が客観的に把握できる。
14	4	食育サポートメイトの人数(単年)	36人 (令和6年度)	↑ 増	44人	食育を実践する食育サポートメイトを増やすことは、食生活を通じた健康づくりや食育の推進に寄与することが期待できる。
15	4	一般介護予防事業への参加者数(延べ人数)(単年)	39,069人 (令和6年度)	↑ 増	44,636人	一般介護予防事業への延べ参加者数を増やすことは、介護予防に関する知識の普及啓発につながり、高齢者が要介護・要支援状態に陥ることを防ぐことが期待できる。
16	5	子育て支援センター利用者数(単年)	21,415組 (令和6年度)	↑ 増	23,000組	子育て支援センターの利用が増加することにより、多くの子育て世帯の育児に対する不安感、負担感が軽減されると考えたため。
17	5	ファミリー・サポート・センターの支援会員数(単年)	278人 (令和6年度)	↑ 増	318人	支援会員が増加することにより、援助を必要とする子育て当事者にとって子育てしやすい環境づくりが進むと考えたため。
18	5	児童相談取扱件数(単年)	734件 (令和6年度)	↑ 増	848件	市民からの新たな相談や関係機関からの紹介等による新たな相談件数であるため、市民に相談が周知されていることや関係機関との連携が構築できていることも示すことができるため。
19	6	休日・夜間急患診療所開設日数(単年)	365日 (令和6年度)	→ 維持	365日	休日・夜間急患診療所は、かかりつけ医が休診である休日と夜間に診療を受けることができる一次救急施設であるだけでなく、二次、三次救急医療への軽症患者の受診抑制にもなるなど、救急体制の安定につながるため。
20	6	小田原市消防の管内(2市5町)への搬送割合(単年)	90.0% (令和6年)	→ 維持	90.0%	管内への搬送割合を維持できるよう、一次救急・二次救急の医療提供体制を整え、適切な医療提供体制を確保する必要があるため。
21	6	病院事業の経常収支比率(単年)	112.1% (令和5年度)	→ 維持	90.0%	持続可能な病院経営を行っていくためには、新病院建設後も、経常黒字及び純利益の確保を目指すことが必要であるため。

5 指標一覧

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
22	6	患者の満足度調査における満足等の割合(単年)	82.0 % (令和4年度)	↑ 増	90.0 %	患者の満足度が向上することにより、患者に信頼される病院として、健全経営を行っている指標となるため。
23	6	患者紹介率(単年)	80.0 % (令和6年度)	→ 維持	80.0 %	地域医療の中核を担う紹介率が地域医療機関支援病院の承認要件であり、地域の診療所や中小病院を支援する役割を表すため。
24	7	小田原市消防署所再整備計画に基づく再整備進捗率(累計)	49.0 % (令和6年度)	↑ 増	51.5 %	消防署所については、平常時の警防業務に加え、大規模災害発生時には応急活動の中核となるなど、防災拠点としても重要な役割があることから、発災時に消防機能を損なうことのないよう、計画的再整備を推進する必要がある。
25	7	火災における指令から現場到着までの最先到着隊の平均時間(単年)	8分 (令和6年度)	↓ 減	7.5分	消防部隊は火災による被害を最小限に抑えるため、迅速な現場到着を目指す。
26	7	救命講習の受講者数(単年)	1,363人 (令和6年度)	→ 維持	1,500人	救命講習等を行い、応急手当の知識・技術を広く住民に普及していく。また、WEB講習を積極的に活用することにより講習時間の短縮を図り、多くの住民が受講しやすい環境を整える。
27	7	救急車における通報から現場到着までの平均時間(単年)	10分31秒 (令和6年度)	↓ 減	10分00秒	救急車の出動要請が増加し、近くの救急車が出払っている場合、遠方の救急車が出動することにより、全国的にも救急車の現場到着時間が延伸している。救急車の適正利用の広報・啓発活動を行うほか、救急需要の増加に対する体制を作っていくことが必要である。
28	7	住宅用火災警報器設置率(単年)	78.0 % (令和6年度)	↑ 増	86.0 %	住宅用火災警報器の設置は住宅防火対策の要であり、平成18年の設置義務化以降、本市においても奏功事例が多数見受けられ、全国的にも住宅火災による死者は減少傾向にあることから、設置率の向上が、火災による死傷者及び損害の減少に繋がるものであるため。
29	7	消防団員の充足率(単年)	97.0 % (令和6年度)	↑ 増	100 %	持続可能な消防団体制を構築するため「小田原市消防団再整備計画」に基づき、近未来を見据えての消防団員の充実について、多方面からアプローチし団員数の確保につなげる必要があるため。
30	8	市の審議会等への女性の参画率(単年)	34.0 % (令和6年度)	↑ 増	40.0 %	男女共同参画には審議会等への参加など様々な分野において男女が共に参画する必要があるため、女性の参画率の向上が必要である。
31	8	人権啓発イベントの参加者数(単年)	105人 (令和6年度)	↑ 増	140人	人権について理解と認識を深めていただき、偏見と差別のない明るい社会を築くため、より多くの市民に啓発する必要がある。
32	8	小田原Lエール認定企業数(累計)	105社 (令和6年度)	↑ 増	165社	市独自の認定制度である小田原Lエールは認定基準を満たす企業の増加を通じて女性活躍推進状況を評価できる。また、認定企業の取組を検証することで、取組における課題や政策効果を測る。
33	8	小田原市人権施策推進指針に基づく人権施策の取組数(単年)	183件 (令和7年度)	↑ 増	200件	市のあらゆる部署で人権を尊重することが必要であり、人権尊重の視点を踏まえた取組の新規立案や既存事業の見直しが促進される。人権に関する取組が増えることは、市の人権施策の推進につながる。
34	9	環境活動支援事業の実施件数(単年)	8件 (令和7年度)	↑ 増	10件	おだわら環境志民ネットワークなどの団体が取り組む課題解決に向けた活動が地域循環共生圏の構築に資するため。

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
35	9	おだわら環境志民ネットワークの会員数(単年)	97人 (令和7年度)	↑ 増	124人	おだわら環境志民ネットワークは、地域循環共生圏の構築に向けて環境活動を行うプラットフォーム組織であるため。
36	9	生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域(単年)	3箇所 (令和7年度)	↑ 増	5箇所	環境保全分野における国際的な目標である30by30や、生物多様性における新たな概念であるネイチャーポジティブの推進に寄与するため。
37	9	森里川海ブランド認定品の出店回数(単年)	1回 (令和6年度)	↑ 増	5回	地域資源を生かした森里川海ブランド商品として認定し、環境分野における人や資金が循環する仕組みを構築するため。
38	9	小田原市森林整備面積(市単独事業)(直近3箇年平均)(単年)	33ha (令和6年度)	→ 維持	33ha	木材価格の低迷や森林所有者の経営意欲の減退などにより、管理の行き届かなくなった森林が増える中、本指標を設定することで、健全な森林の整備・保全の進捗状況が確認できるため。
39	9	まちなか緑化助成事業補助金の活用件数(単年)	4件 (令和7年度)	↑ 増	8件	みどりの少ない小田原駅周辺を中心に緑化を推進することにより、まちの魅力を高め、更に緑豊かなうまいのあるまちづくりに取り組んでいくため。
40	10	資源化率(単年)	22.0% (令和6年度)	↑ 増	24.1%	小田原市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の一つであり、施設等の管理及びごみの処理を適正に行い、資源化量を確保することで向上に繋がる指標であるため。
41	10	焼却施設における排ガスの大気排出基準適合率(単年)	100% (令和6年度)	→ 維持	100%	排ガス中の成分が大気排出基準に適合していることは、焼却施設が適正に維持管理されていることを示す指標であると考えられるため。また、ごみの適正処理に向けては廃棄物処理施設の適正な管理運営を行う必要があるため。
42	10	美化清掃実施回数(単年)	625回 (令和6年度)	↑ 増	750回	「美しく住みよい環境づくり」に向けて、地域住民などが主体的に奉仕活動に取り組み、美化清掃活動が増加していくことにより本市の「環境美化の推進」に繋がる指標であるため。
43	10	主要河川のBODの環境基準適合率(単年)	100% (令和6年度)	→ 維持	100%	河川の汚れ具合の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)で河川の状況を評価することができるため。
44	11	二酸化炭素排出量(民生部門)(単年)	508千t-CO ₂ (令和4年度)	↓ 減	387千t-CO ₂	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量のうち、民生部門(家庭・業務その他)の削減量を客観的に示すデータのため。
45	11	市内の再生可能エネルギー導入量(累計)	44千kW (令和6年度)	↑ 増	122千kW	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量のうち最も多くを占めている電力使用において、代替可能な再生可能エネルギーを増やすことが、客観的な削減状況を示すデータであるため。
46	11	電力地産地消プラットフォームにおける取扱電力量(単年)	0MWh/年 (令和6年度)	↑ 増	3,800MWh/年	脱炭素先行地域づくり事業において、全国の先行モデル事業である電力地産地消プラットフォームを介し、電力の地産地消を実現することを目的としていることから、本市における地域脱炭素の実現に向けて重要な指標となる。
47	12	体験学習に参加して「成長した」と回答した割合(単年)	60.0% (令和6年度)	↑ 増	90.0%	プログラムによる学びや成長の成果を重視するために設定した指標である。事業実施後に参加者及び保護者を対象に行うアンケートで具体的な事業の成果を測る。
48	12	保留児童数(単年)	100人 (令和7年度)	↓ 減	40人	保育所などの利用を希望しながらも入所できない児童の数を把握するため。

5 指標一覧

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
49	12	待機児童数(単年)	4人 (令和7年度)	 減	0人	保育所などの利用を希望しながらも入所できない児童の数を把握するための指標で基準は全国で統一されている。
50	12	意見交換に参加して「幼児教育・保育の質の向上に役立った」と回答した保育者の割合(単年)	79.4% (令和7年度)	 増	90.0%	幼児教育・保育の質を向上させるため、現場の保育者の意識や実践の向上が重要であることから、保育者自身の変化や成果を測定する。
51	13	学習に対する姿勢や意識が肯定的な児童の割合(小学校)(単年)	80.9% (令和6年度)	 増	85.0%	教育活動の根幹となる授業に対する児童の充実感を測ることが可能であるため。
52	13	学習に対する姿勢や意識が肯定的な生徒の割合(中学校)(単年)	78.8% (令和6年度)	 増	84.0%	教育活動の根幹となる授業に対する生徒の充実感を測ることが可能であるため。
53	13	教育相談を受けた人数(直近5箇年平均)(単年)	1,350人 (令和6年度)	 維持	1,350人	きめ細やかな教育体制の充実のためには、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた相談をすることが求められる。相談者の人数を経年で追うことで、市として児童生徒や保護者等の教育的ニーズを知ることができ、詳細施策の取組を総合的に評価できるため。
54	13	スクールボランティア活動件数(単年)	40,348件 (令和6年度)	 維持	40,000件	地域とともにある学校づくりを推進するためには、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみでこどもの育ちを支える体制が必要である。スクールボランティアや部活動地域指導者などの地域の社会力を活用し、より良い教育環境を整える。
55	13	小田原市学校施設中長期整備計画に基づく工事実施率(累計)	-% (-)	 増	60.0%	小田原市学校施設中長期整備計画に基づき設定した令和8～12年度の実施予定工事件数の進捗率を指標とし、計画的に実施することにより適切な教育環境の維持につなげるため。
56	13	おだわらっ子見守りサービスの利用率(累計)	43.4% (令和7年度)	 増	70.0%	利用率が上がることにより、多くの児童が見守りされることとなる。
57	14	生涯学習事業に関連する各種講座受講者の満足度(単年)	-点 (-)	 増	4.5点	生涯学習課が主催する講座受講者が、満足度を感じることでその後の生活が変容する可能性を押し量るため。
58	14	生涯学習関連イベント参加者数(単年)	14,033人 (令和6年度)	 増	14,500人	生涯学習関連イベントへの参加は、市民の主体的な生涯学習活動への参加の促進や参加者同士の交流に資するとともに、生涯学習活動に触れることで学びの意欲を促進できる機会につながるため。
59	14	図書館の入館者数(単年)	480,332人 (令和6年度)	 増	491,000人	図書館がより市民に身近な存在となるべく多角的な図書館サービスの展開を見据えて入館者数を指標とする。
60	14	おだわらデジタルミュージアムへのアクセス数(単年)	176,815件 (令和6年度)	 増	220,000件	おだわらデジタルミュージアムへのアクセス数は、利用状況や、関心の高さなどを示す指標となるため。

【※基準値が「-」となっているものは、数値が把握できていないものを示しています。】

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
61	15	市民交流センター登録団体の地域での活動実績(地域とのネットワーク事業)(直近3箇年平均)(単年)	21件 (令和6年度)	↑ 増	24件	市民交流センター登録団体が地域で活動する機会が増えていくことが、地域の課題解決の一助につながると考えているため。
62	15	おだわら市民学校の受講により新たなつながりができた人の数(累計)	-人 (-)	↑ 増	86人	市民学校の目的の一つは、市民の仲間づくりとしているため。
63	15	まちづくり委員会の認知度(単年)	49.4% (令和7年度)	↑ 増	56.0%	地域活動団体の担い手不足が顕在化し、従来どおりの活動を維持することが難しくなっていく中、団体同士が連携して地域課題の解決に向けて取り組むまちづくり委員会(地域コミュニティ組織)の認知度を高めることが重要と捉える。
64	15	おだわら地域力市民力表彰の受賞者数(単年)	11人 (令和7年度)	↑ 増	14人	地域のために自主的・積極的に活動し、大きな貢献をしている個人又は団体を表彰し、その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの人が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心を育むことが重要であるため。
65	16	創業者数(単年)	67者 (令和6年度)	↑ 増	76者	創業者数の増加は、開業率の向上、雇用の確保につながり、地域経済を活性化化するものであるため。
66	16	立地を支援した企業の新規市民雇用者数(累計)	26人 (令和6年度)	↑ 増	130人	市民の雇用機会の創出を目指すため。
67	16	展示会・見本市における引合(商談)件数(単年)	785件 (令和6年度)	↑ 増	830件	市内事業者が展示会や見本市へ出展した際の引合(商談)件数を把握することにより、新規販路の開拓や既存販路の拡大に向けた事業の検証に役立てる。
68	16	小田原駅周辺流動客数(単年)	122,519人 (令和6年度)	↑ 増	133,879人	商業施設の開業や観光施設のリニューアルオープン、飲食店や食料品店の閉店や開店など、流動客数には時々の経済状況やまちの動きが反映される。流動客数を用いることで、中心市街地における施策の効果を把握することが可能となる。
69	17	新規就農者数(累計)	106人 (令和6年度)	↑ 増	138人	新規就農者の就農は、新たな多様な担い手の確保につながり、農業の多様な担い手育成につながります。
70	17	耕作放棄地解消面積(累計)	70a (令和6年度)	↑ 増	380a	農業者の高齢化や後継者不足により、生産性の高い優良な農地においても耕作放棄地が拡大しています。そのため、耕作放棄地を解消し新たな農業者が農作物を生産することは、農業生産基盤の保全につながる。
71	17	農業算出額(直近5箇年平均)(単年)	366千円 (令和5年)	↑ 増	380千円	農産物のブランド化による高付加価値化による農家の収入確保や、鳥獣被害対策を行い生産量の確保など様々な対策を行うことで、農業生産・流通の振興につながります。その成果を示す指標として、農業産出額を使用する。
72	17	小田原産木材の流通量(単年)	4,197m ³ (令和6年度)	↑ 増	5,500m ³	本市に広がるスギ・ヒノキ人工林の多くが本格的な利用期を迎えた今、本指標を設定し、数値を改善することで、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を促すとともに、木材利用の状況を評価できるため。

5 指標一覧

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
73	18	小田原漁港の水揚げ量 (直近5箇年平均)(単年)	2,928 t (令和6年度)	→ 維持	2,928 t	小田原漁港の整備に関しては小田原漁港機能保全計画に基づいた整備が実施されるが、機能強化から機能保全に移行するため、漁港の役割のなかでも重要な水揚げの機能が保全されていることを評価できる指標とするものである。
74	18	小田原刺網漁業塾受講者数(単年)	1人 (令和7年度)	→ 維持	1人	刺網漁業の新規就労候補者の獲得を目的とした「小田原刺網漁業塾」の受講者が、漁業の継続性を確保するための新規就労に結びつく可能性が高いため。
75	18	水産市場開場日数(単年)	255日 (令和6年度)	→ 維持	255日	再整備がされるまでの間、水産物を安定的に供給するため、既存施設の適切な維持管理に努め、毎年10月を目途に決められる開市日に市場を継続して開場することが重要であるため。
76	18	漁港の駅TOTOCO小田原の年間レジ通過者数(単年)	69万人 (令和6年度)	↗ 増	73万人	小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)は、本市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図ることを目的に整備しており、本指標の経年を追うことで詳細施策の取組を総合的に評価できる。
77	19	観光協会主要行事観客動員数(単年)	1,861千人 (令和6年度)	↗ 増	2,092千人	観客数が増加することは、交流人口及び観光消費額の増加につながり、地域経済を活性化するため。
78	19	観光案内施設利用者数(小田原駅、早川駅、観光交流センター)(単年)	295,000人 (令和6年度)	↗ 増	375,000人	来訪者の実態とニーズを把握することにより、案内機能の強化やサービス向上につながり、さらに利用者数・観光客数の増加にもつながるため。
79	19	二次交通利用者数(観光回遊バス)(単年)	12,000人 (令和6年度)	↗ 増	13,200人	市内の回遊の状況とニーズを把握することができ、各施策に反映することができるため。
80	19	市内まち歩きツアー企画数(単年)	41件 (令和6年度)	↗ 増	53件	企画を実施することにより、観光客への本市の魅力向上につながるとともに、市民や事業者に対しては、身近な地域資源を観光資源として再認識できる契機につながるため。
81	20	小田原三の丸ホール及び生涯学習センターけやきホールにおける催事数(単年)	481件 (令和6年度)	↗ 増	500件	本市における文化活動の実態を把握するために、本市の主要な文化活動拠点である小田原三の丸ホール及び生涯学習センターけやきホールにおける催事数を設定。
82	20	小田原三の丸ホールの来館者数(単年)	35.3万人 (令和6年度)	↗ 増	39万人	小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画において、文化と触れあう機会をつくるために、文化・芸術拠点である小田原三の丸ホールの活用を掲げているため。
83	20	アウトリーチ事業における児童の満足度(5点満点)(単年)	4.8点 (令和6年度)	→ 維持	4.8点	「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」において、次代を担う子どもたちが多様な文化を体験できるまちで暮らすことで、強く、しなやかな心を育むとともに、市民が小田原に誇りを持ち、「小田原ならではの」が随所に感じられる、持続可能なまちをつくることを掲げているため。
84	20	姉妹都市等との交流事業数(単年)	8本 (令和6年度)	↗ 増	11本	国内外の姉妹都市・友好都市等との連携や交流を市として継続することで、市民主体の文化交流の促進と国際理解の促進につなげていくため。
85	21	小田原城天守閣・常盤木門・小田原城歴史見聞館の総入館者数(単年)	872,000人 (令和6年度)	↗ 増	887,000人	小田原城天守閣等3館の入館者数は小田原城などの史跡の整備や活用等による誘客の成果を把握できる指標であるため。

【※基準値が「-」となっているものは、数値が把握できていないものを示しています。】

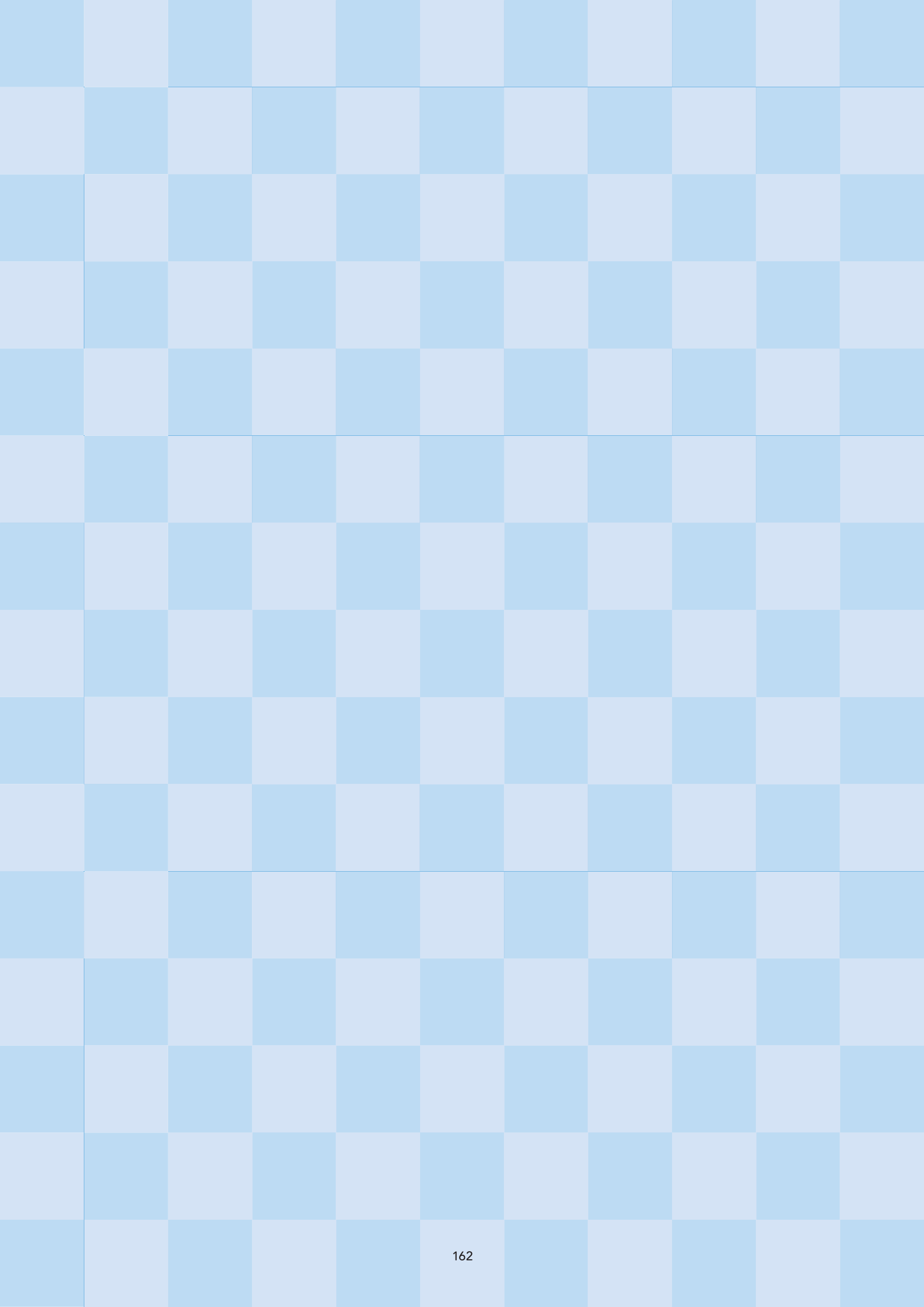
No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
86	21	文化財公開事業等来訪者数(単年)	8,000人 (令和6年度)	→ 維持	8,000人	文化財の保存活用のためには市民の理解を深めることが重要であり、それを目的とした公開事業の実績が適切な指標であるため。
87	21	市有の歴史的風致形成建造物の年間来館者数(単年)	93,400人 (令和6年度)	↗ 増	99,000人	小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)を推進するにあたり定量的に評価できる指標であるため。(松永記念館、清閑亭、小田原文学館、旧松本剛吉別邸、小田原宿なりわい交流館、皆春荘)
88	22	スポーツイベント参加者数(単年)	10,528人 (令和6年度)	↗ 増	12,797人	市内で開催する主なスポーツイベントの参加者数を把握することで、主体的なスポーツ活動への取組状況を確認することができるため。
89	22	スポーツ施設利用者数(単年)	98.9万人 (令和6年度)	↗ 増	103万人	スポーツ施設の利用者数を把握することで、スポーツ振興の促進やスポーツ環境の整備の進捗を確認することができるため。
90	22	新規スポーツ施設整備数(累計)	- 施設 (-)	↗ 増	1 施設	市スポーツ施設整備基本計画に基づき、新たなスポーツ施設の整備を推進していくため。
91	23	住宅の耐震化率(単年)	90.0% (令和3年度)	↗ 増	94.5%	市内にある建築物の多くが住宅であることに加え、耐震改修促進法の基本方針における目標の設定が住宅であることから、住宅の耐震化率は、市民に広く進捗状況を周知していく必要がある。
92	23	マンホールトイレの設置率(累計)	40.0% (令和7年度)	↗ 増	76.0%	災害時の衛生的な避難生活を確保するため、国土交通省により推奨されているマンホールトイレを各広域避難所に設置することは、災害時に即応できる体制づくりの強化を表す指標として適当であるため。
93	23	総合防災訓練及び地域防災訓練の参加者数(単年)	4,305人 (令和6年度)	↗ 増	7,000人	総合防災訓練や地域防災訓練は、防災技術や防災意識の向上には不可欠な事業であり、この参加者が増えていくことにより、地域の防災対応力が向上すると考えられるため。
94	23	防災教室の参加者数(単年)	2,899人 (令和6年度)	↗ 増	3,050人	防災教室は、災害に対する基礎的な知識の習得や防災意識の啓発につながることから、災害対応能力を向上させ、地域の減災に寄与するものである。
95	23	市と自治会と事業所との三者協定締結数(単年)	3件 (令和6年度)	→ 維持	3件	市と自治会と事業所とで三者協定を締結することで、災害時における地域住民への支援について、民間事業者からの協力を円滑に受けることができるようになり、市の危機管理体制の強化につながるため。
96	24	防犯灯新設数(直近3箇年平均)(単年)	54灯 (令和6年度)	→ 維持	54灯	防犯灯の設置により夜間の明るさが確保され、犯罪の抑止に繋がり、安全・安心な暮らしの実現に寄与すると考えたため。
97	24	防犯カメラ補助件数(直近5箇年平均)(単年)	4件 (令和6年度)	→ 維持	4件	地域で防犯カメラを設置することで、犯罪抑止につながることや市民の防犯意識の向上を図ることにより、市民の体感治安の向上に繋がるため。
98	24	交通教室受講人数(直近2箇年平均)(単年)	11,500人 (令和6年度)	↗ 増	13,000人	交通教室は、幼稚園や保育所、小学校だけでなく、地域や外国人技能実習生など幅広い範囲を対象として開催しており、受講人数を増やすことで多くの市民等の交通安全意識の啓発を図ることができ、交通事故防止につながると考えられるため。

5 指標一覧

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
99	24	放置自転車等移動台数 (直近2箇年平均)(単年)	1,000台 (令和6年度)	 減	900台	放置自転車対策の成果として、公共の場に放置される自転車等が減少することが良好な生活環境の保持につながり、市民の安全・安心な暮らしに寄与すると考えられるため。
100	24	消費生活相談における問題解決率(直近3箇年平均)(単年)	85.0% (令和6年度)	 維持	85.0%	消費者被害の未然防止や、高度化・多様化している消費者問題から消費者を守るためには、専門の相談員による問題解決のための支援が不可欠である。
101	25	小田原駅の年間乗車人員 (定期外利用者)(単年)	1,611万人 (令和5年)	 増	1,846万人	小田原駅周辺の再開発事業の促進などにより、買物、通院、飲食、ビジネス、観光など多様な目的で小田原に来訪する人の増加と地域経済の活性化を目指すため。
102	25	優良建築物等整備事業を活用した住宅戸数(累計)	255戸 (令和7年度)	 増	541戸	優良建築物等整備事業を活用した共同化やマンション建替えが進むことで、定住が促進されるため。
103	25	路線バスの路線数(主軸路線)(単年)	5本 (令和7年度)	 維持	5本	小田原市都市計画マスタープランや小田原市立地適正化計画で示す、集約型都市構造については、緩やかな居住誘導を図ることとしており、実現には期間を要することから、当面は、鉄道、路線バスといった既存の公共交通の維持・確保が必要です。
104	25	バリアフリー化された鉄道駅舎数(累計)	11駅 (令和7年度)	 増	12駅	鉄道駅のバリアフリー化はバリアフリー法の趣旨に則り、国、地方自治体、鉄道事業者が三位一体で推進するものとされています。駅のバリアフリー化を求める声は多く、鉄道事業者と連携して、バリアフリー化を促進していくことが必要である。
105	26	市に登録された住宅ストックの利活用件数(単年)	8件 (令和6年度)	 増	10件	空家等対策計画に基づき、空家等を資源として捉え、その利活用を促進するため、その進捗を適切に把握できると考える。
105	26	市営住宅長寿命化改修工事の進捗率(累計)	53.8% (令和6年度)	 増	92.3%	長寿命化改修工事とは、外壁改修・屋上防水・給排水管改修などの大規模工事であり、施設を長期に有効活用するため、当該工事を計画的に実施していくことは、入居者の安全・安心及び適正な住環境の整備に繋がる。
107	26	幹線道路等整備推進に係る国や県への要望件数(単年)	12件 (令和7年度)	 維持	12件	国道、県道の幹線道路等の整備推進を図るためには、国や県の安定的な予算確保、拡充等が重要となることから、本市が参加及び実施すべき要望活動の件数を指標とした。
108	26	市民生活道路改良事業による整備延長(単年)	75m (令和7年度)	 維持	75m	市民にとって、目に見えて、進捗が実感できるものとして、市民生活道路改良事業の整備延長を指標とした。
109	26	わんぱくらんど・辻村植物公園及びフラワーガーデンの利用者数(単年)	435,000人 (令和6年度)	 増	461,000人	施設の集客状況の可視化、施設の運営状況の把握をすることで、改善策を検討することができるため。
110	27	基幹管路の耐震管率(水道)(累計)	60.9% (令和6年度)	 増	62.1%	水道施設の被災による断水被害を最小限に抑えるよう、特に重要な基幹管路の耐震化に重点を置いているため。
111	27	重要な管渠の耐震化率(下水道)(累計)	57.0% (令和6年度)	 増	79.2%	下水道施設の被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことがないよう、特に重要な管渠の耐震化に重点を置いているため。
112	27	企業会計における経常収支比率(水道)(単年)	100.24% (令和6年度)	 維持	100.0%	詳細施策の一つに「健全経営」を掲げており、施策に沿った指標としては、経常収支比率が適しているため。

【※基準値が「-」となっているものは、数値が把握できていないものを示しています。】

No.	施策	指標	基準値 (基準年)	目標の 方向性	目標値 (令和10年度)	目標設定の理由
113	27	企業会計における経常収支比率(下水道)(単年)	97.29 % (令和6年度)	→ 維持	100.0 %	詳細施策の一つに「健全経営」を掲げており、施策に沿った指標としては、経常収支比率が適しているため。
114	28	行政改革実行計画の取組に係る指標達成割合(累計)	- % (-)	↗ 増	100.0 %	「施策29行政経営」の個別計画である「小田原市行政改革実行計画」に位置付けた指標の達成割合とすることで、一定の成果を図ることができるため。
115	28	ふるさと納税寄附受入額(単年)	10.5 億円 (令和6年度)	↗ 増	16 億円	ふるさと納税は歳入の確保だけでなく、寄附の申込を通じた地域資源の魅力発信や地場産品の購入による地域経済の振興などの観点から見て重要であるため。
116	28	市税収納率(単年)	97.14 % (令和7年度)	→ 維持	97.14 %	税負担の公平性や市税収入を安定的に確保するため、厳正な滞納処分の執行により、現状の高い市税収納率を維持していく。
117	28	職員一人当たりの時間外勤務時間数(年平均)(単年)	183 時間 (令和6年度)	↘ 減	148 時間	職員の時間外勤務時間数は、業務量が適切に管理されていることを示すものとして第4次小田原市行政改革実行計画の目標達成指標となっており、これを削減することがすべての職員にとって働きやすさや労働生産性の向上につながるため、これを指標とした。
118	28	優先度付けによる公共施設維持修繕工事の実施率(直近2箇年平均)(単年)	42.4 % (令和6年度)	→ 維持	42.4 %	市内全公共施設の維持修繕工事要望件数のうち、統一的判断基準により優先度付を行い、実際に予算化され実行された実施率を一定に保つことが、公共施設の長寿命化において重要であるため。
119	29	基幹業務システムのシステム稼働率(単年)	99.5 % (令和6年度)	→ 維持	99.5 %	基幹業務システムは、市民の住民基本台帳、市税、国民健康保険等に関する情報を管理しており、市民サービスの基盤となっているシステムである。国の目指す令和7年度末までに標準化を完了できるように進めながら、安定稼働していくことが強く求められるため。
120	29	電子申請システム取扱サービス数(累計)	450 件 (令和6年度)	↗ 増	644 件	電子申請システム取扱サービス数が増加することは、市民が来庁せずに自分のパソコンやスマホで完結できるサービスが増えることであり、市民の利便性向上に直結するため。
121	29	生成AIの利用職員数(単年)	- 人 (-)	↗ 増	900 人	生成AIは、職員が利用するグループウェアの拡張機能として追加し、文章要約や文書校正などに利用できる環境を整え、業務の効率化を推進するものです。より多くの職員が生成AIを活用できる環境を整え、業務時間の削減や業務効率の向上につなげていくことが必要です。
122	29	窓口キャッシュレス決済取扱件数(単年)	20,568 件 (令和6年度)	↗ 増	25,000 件	デジタル化施策として、支払方法のキャッシュレス化は欠かせない施策の一つです。市では各種窓口においてキャッシュレスサービスを導入しているが、取扱窓口を追加し、利用者の利便性をさらに高めていくことが必要です。
123	30	市ホームページアクセス数(単年)	1,121 万件 (令和6年度)	↗ 増	1,243 万件	市民との情報共有の手法に対する効果を定量的に測ることは現状では困難ですが、市ホームページの利用状況は一定の指標と捉えられます。
124	30	包括連携協定に基づく取組数(単年)	45 件 (令和6年度)	↗ 増	52 件	包括連携協定を締結し、連携項目となっている取組を積極的に進めていくことは、公民連携の推進につながります。
125	30	広域連携による取組数(単年)	135 件 (令和6年度)	→ 維持	135 件	広域連携は様々な分野で実施しており、個別の評価は各事業の中で行うことが適当であり、全体の取組数を維持することを一定の評価軸とします。





第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

発行 令和8(2026年)年3月
発行 者 小田原市
編集 集 小田原市企画部企画政策課
〒250-8555 小田原市荻窪300番地 ☎0465-33-1253
デザイン・印刷 株式会社アイアールエス

